



インドネシアにおける 環境許可制度ならびに 実施ガイダンスに関する 調査報告書 (2025年2月)



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

0.サマリー

本ガイドラインの目的と範囲

ガイドラインの範囲

環境許可制度	事業の種類と規模に基づく許可の分類
	必要書類AMDAL、UKL-UPL、SPPL
法的枠組みと規制	環境保護管理法、雇用創出法、および関連法規
	有害廃棄物管理とエネルギー部門の許可に関する規制
制度とステークホルダーの役割	KLH、ESDM、AMDAL委員会の役割
	プロジェクトオーナーと認定コンサルタントの責任
セクター別の許可プロセス	エネルギーおよび産業プロジェクトのためのAMDAL手続き
	環境管理およびモニタリング計画
公共およびステークホルダーの関与	公開協議のプロセスと透明性
環境訴訟	AMDALに関連する訴訟とプロジェクトへの影響の分析
ケーススタディとベストプラクティス	外資系企業の経験と影響緩和戦略
実践的リソース	認定コンサルタントのリスト
	関係政府機関の連絡先
	主要用語集

出典：2009年法律第32号、環境保護・管理の実施に関する2021年政府規則第22号

インドネシアにおける環境許認可の分類

環境許可は、環境保護・管理の一環として、AMDALまたはUKL-UPLの取得が義務付けられている事業や活動に従事する個人または団体に与えられる許可である。この許可は、事業または活動の許可を取得するための重要な前提条件である。円滑な許認可プロセスを促進するため、申請を行う企業は関連書類の準備が完了していることを確認する必要がある。手続き内容については、2018年環境林業大臣規則第22号および2018年環境林業大臣規則第26号に規定されている。

環境許認可プロセスの最初の段階はスクリーニングで、事業や活動がAMDAL、UKL-UPL、SPPLのいずれを必要とするかを決定する。この審査は、各カテゴリーで異なる許認可手続きに従うため、極めて重要である。

	AMDAL（環境影響分析）	UKL-UPL （環境管理とモニタリングの取り組み）	SPPL（環境管理責任声明書）
定義	環境許認可の意思決定に用いられる、活動の環境影響に関する調査	影響が限定的な事業／活動のための環境管理およびモニタリングのための文書	小規模または低リスクの事業に対して、事業者が環境を管理・監視することを約束する宣言。
必須項目	大気・水・生物多様性・社会経済を含む、複雑かつ広範な環境影響	事業廃棄物の管理、大気汚染、輸送や事業活動に伴う騒音などの影響	家庭ごみ、有機廃棄物、少量の事業排水
許認可取得プロセス	1.AMDALが必要かどうかのスクリーニング 2.調査範囲を決定するためのスコーピング 3.KA-AMDAL（AMDAL評価基準）の作成 4.AMDAL文書（ANDAL、RKL、RPL）の作成 5.AMDAL評価委員会によるAMDAL評価 6.関係当局による環境フィージビリティ決定	1.提案者による UKL-UPL 文書の作成 2.環境機関による評価 3.環境認可の発行	1.提案者はSPPLフォームに記入し、署名する。 2.環境機関に提出 3.詳細な評価プロセスを経ずに承認される
発行機関	- 国家プロジェクトについては環境省（KLH） - 州プロジェクトの場合は知事 - 地方／市のプロジェクトについては、州知事／市長	- 中小企業向け：地方／市環境局（DLH） - 中堅企業向け：州環境庁（DLH）	地方／都市環境庁（DLH）または地元の関連機関
活動例	大規模発電所、鉱業、空港、製油所、大規模インフラプロジェクト	ホテル、病院、地元の道路、小さな工場、ショッピングセンター	小規模な食堂、工房、コインランドリー、小売店
プロセスの複雑さ	複雑（綿密な調査と複数段階の承認プロセスを伴う）	中程度（環境管理とモニタリングの文書化のみが必要）	低い（技術的な調査を必要としないコミットメント宣言のみ）

出典：2021年政府規則第22号

各プロセスの関係者

AMDALの作成に関わった関係者

プロジェクト提案者

提案者（事業主体）は、環境コンサルタントの支援を受けながら、TOR、RKL、RPLを含むAMDAL文書の提出と準備に責任を持ち、分析に必要なデータがすべて利用可能であることを確認する。

1

環境コンサルタント

KLHIによって認定された環境コンサルタントは、物理的、生物学的、社会的、経済的、文化的側面にわたる環境影響を分析し、プロジェクト提案者からのデータを用いてAMDAL文書を作成する

2

AMDAL審査委員会

AMDAL審査委員会は、AMDAL文書の実現可能性を評価し政府機関、学識経験者、環境専門家、地域社会の代表者からなる承認勧告を行う

3

環境省（KLH）

KLHはAMDAL政策を規制し、実施を監督する。また、事業活動のコンプライアンスを保証し、インドネシアの環境持続可能性を保護する上で重要な役割を果たしている

4

5

地方政府

地方政府は、管轄区域内でAMDAL文書を承認/却下し、利害関係者の参加を確保するために公開協議を促進する

6

影響を受ける地域社会

AMDALプロセスにおいて地域社会の利益が考慮されるよう公開協議において反対意見を表明すると同時に、支援活動も展開する

7

学識経験者と環境専門家

学識経験者と環境専門家は、客観的で知識に基づいたAMDAL分析を確実にするため、科学的・技術的なインプットを提供する

8

メディアと環境NGO

メディアと環境NGOは、AMDALの実施を監視し、環境への影響について公衆に知らしめる。また、プロジェクト計画を公表することで透明性を高める



出典：環境文書作成ガイドラインに関する環境林務大臣規則2012年第16号



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE (IRI)

プレAMDAL文書

プレAMDAL文書のリスト

AMDAL申請書を提出する前に、企業自身が準備しなければならない初期書類がある。これらの書類はAMDALコンサルタントが作成するものではないため、事前に手配する必要がある。

1. 会社の法的書類

設立証書および修正条項	公証人が発行し、法・人権省（Kemenkumham）が合法化したもの
ビジネス識別番号（NIB）	OSSシステムを通じて入手
営業許可証または業種別許可証	産業許可、採掘許可、インフラライセンスなど、業種によって異なる
法人決定書（該当する場合）	PT、協同組合、財団などの事業体に必要

2. 計画および技術文書

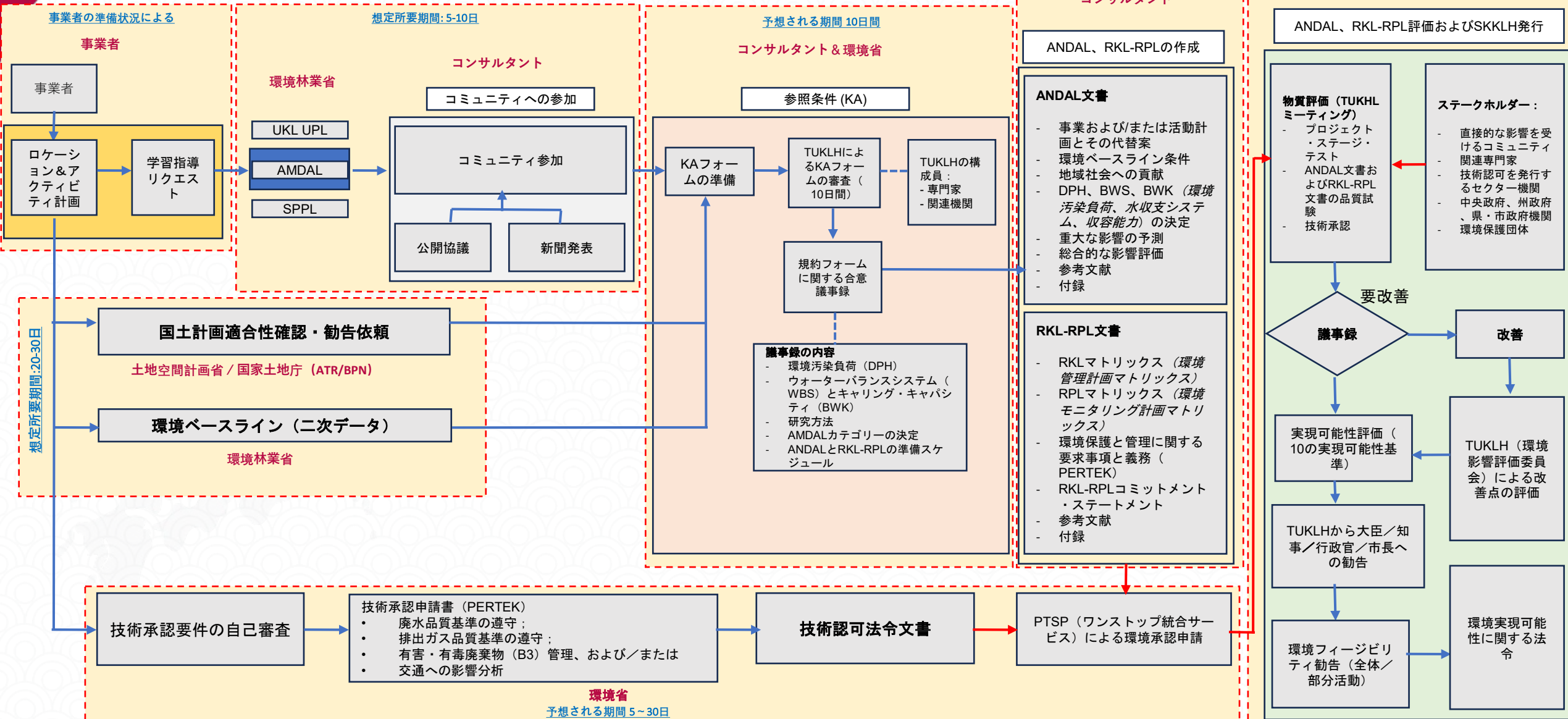
空間的適性の承認（PKKPR）	会社が地方政府または中央政府に申請
詳細設計（DED）	社内の技術チームまたは指定された第三者によって作成された、プロジェクトの技術計画を含むもの
フィージビリティ・スタディ	プロジェクトの財務、経済、技術的分析が含まれる。 通常は社内チームまたはビジネスコンサルタントが作成する
マスタープラン／プロジェクト・ロードマップ	長期的なプロジェクト概要を提供するため、社内で作成

3. 添付書類

プロジェクトの位置と空間計画図	関連機関から入手することも、社内チームが作成することもできる
周辺地域の土地利用データ	通常、国有地庁（BPN）または関連当局から取得する
関係機関からの提言	環境庁、運輸庁（プロジェクトが運輸に関わる場合）などからの勧告など

提供：アムダルネット

環境許可の主なプロセス



出典: 環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

AMDAL（環境影響評価）にかかる費用の見積もり。

環境影響アセスメント（AMDAL）にかかる費用は、関係するリスクのレベルによって異なる。これらの費用には、事務手数料、出版費用、文書評価サービスなどが含まれる。以下は、AMDAL許可取得に必要な費用の費目別概算見積例である。

No.	説明	見積金額
1	人件費	Rp249.500.000
2	パブリックアナウンスメントとコンサルティング	Rp69.900.000
3	ANDAL KA 発表と承認	Rp89.500.000
4	調査／現地訪問／視察分析	Rp57.000.000
5	ANDAL RKL-RPLの発表と承認	Rp135.700.000
6	PILの編集	Rp19.000.000
7	その他の費用	Rp51.300.000
費用合計		Rp671.900.000

上記の費用はあくまでも一例であり、プロジェクトの特性や、そのプロジェクトが発生させる環境影響のレベルによって変動する可能性がある。プロジェクトの規模が大きく複雑であるほど、AMDAL文書の作成と評価に必要な費用は高額になる傾向がある。

提供：IDIエキスパートコンサルティング



AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

AMDALの実施期間に影響を与える要因

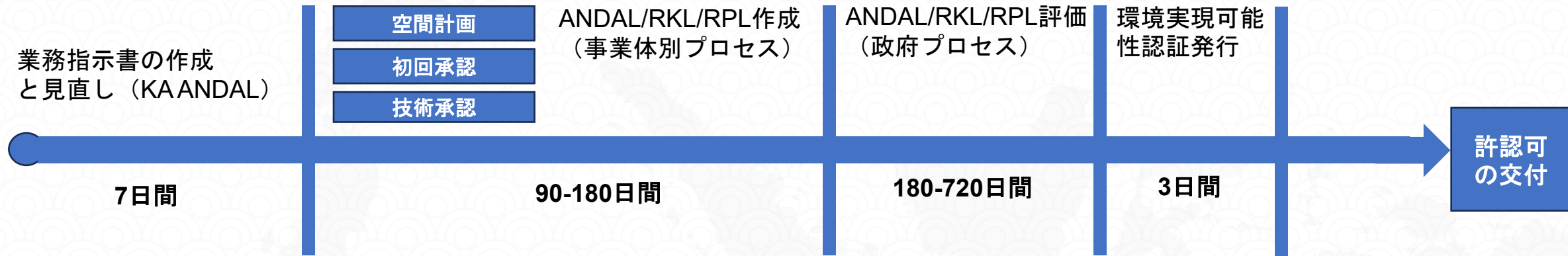
AMDAL（環境影響評価）の実施期間は、プロジェクトの複雑さや様々な外部・内部要因によって異なる。以下は、AMDALの実施期間に影響を与える要因である：

No.	影響要因	説明
1.	プロジェクトの複雑さ	大規模なプロジェクトやデリケートなプロジェクトでは、綿密な分析と学際的な調査が必要となるため、事前準備と経験豊富なコンサルタントの参画が不可欠
2.	データの完全性	初期データが不完全な場合、追加調査や修正が必要になることがある。適切なデータを事前に準備することが重要である
3.	文書作成者の能力	経験豊富で調整力のあるチームは準備を加速させるが、非効率性は遅れにつながる
4.	評価メカニズム	このプロセスには、評価、検証、修正が含まれ、遅延防止の観点からは効率的なスケジューリングと調整が肝要である。
5.	一般参加	反対意見が頻発したり、参加者が少数に留まったケースでは、修正を強いられる可能性がある
6.	規制と官僚主義	コンプライアンス、管理プロセス、省庁間の調整が実施スケジュールに影響する。デジタル化によるプラスの影響もみられる。
7.	プロジェクト所在地	機密性の高い場所や遠隔地では、より多くの時間を要するが、適切な計画を立てることで立地上の問題は軽減される
8.	テクノロジー	GISやシミュレーションのような最新のツールを適切に活用すれば、プロセス全体の効率化が可能
9.	紛争または法的問題	紛争や異議は遅延の原因となるが、優れたコンフリクト・マネジメントが助けになる。
10.	天候と自然条件	異常気象や困難な地形は現地調査を遅らせる可能性があるが、適切な計画を立てることでその影響は軽減される。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

環境許認可プロセスのタイムフレーム

政府規則 27/2021



AMDALの作成期間は、プロジェクトの複雑さ、企業の能力と対応姿勢、審査枠の空き状況、書類修正のスピードなどにより異なる。2024年に施行された環境林業大臣規則第22号により、外国直接投資（FDI）プロジェクトは州レベルで審査が可能となった。また、1,000MW未満の発電所で保護林に位置していない場合も、州レベルでの審査が可能である。ただし、原子力発電所（PLTN）については、引き続き国家レベルでの審査が必要とされる。

AMDALコンサルタントへの聞き取りによると、作成期間に大きく影響する要因の一つは、事業者による必要なデータの提出の遅れである。また、環境林業省におけるAMDAL審査の待機行列が長いため、評価プロセスの開始までに相当の待機時間を要することも課題となっている。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

主要環境法の概要

環境保護と管理に関連する主な法的根拠

法的根拠	規制レベル	規制のスコープ	環境許認可	ペナルティ
2009年法律第32号	国内の法的根拠となる主な規則	環境許可、廃棄物管理、法執行など、環境保護と管理を包括的に規制する	環境許認可は、事業を開始する前に取得しなければならない個別の文書として機能する	環境違反に対する行政、民事、刑事制裁を規定
2023年法律第6号（雇用創出法）	2009年法律第32号からいくつかの条文を追加・削除	環境許可、廃棄物管理、法執行体制など、包括的な環境保護・管理に関するいくつかの規制を追加	政府規則第22/2021号によると、環境許可証はもはや別個の文書ではなく、事業許可証に統合され、事業開始前の前提条件となる	環境違反に対する行政、民事、刑事制裁にいくつかの変更を追加
政府規則第22/2021号	技術的实施に関する法律第32/2009号の派生規則	品質基準、環境認可、環境情報システムなど、環境保護の実施枠組みを提供	環境許認可は、リスクベースの事業許可制度における環境認可に統合されている	行政法の執行を含む、監督と制裁のメカニズムを明確化
環境・林業省令第4号／2021年	PP 22/2021の第106条(a)の実施規定を明確化する具体的な規定	AMDAL、UKL-UPL、またはSPPLの作成に必要な事業／活動のリストを定める	影響の規模に基づき、環境承認を得なければならない事業／活動の種類を決定する	法執行を規制するものではなく、環境文書の要件に基づいて事業分類を定める

→ 環境保護と管理に関連する最高法規

出典 : <https://jdih.menlhk.go.id/>



主要環境関連法の概要

環境保護と管理のための追加的法的根拠

法的根拠	規制レベル	規制の範囲	環境許認可	罰則
2021年環境林業大臣規則第5号	環境保護・管理に関する2009年法律第32号および2021年政令第22号の施行規則	- 公害防止における技術承認および操業可能性証明書（SLO）の発行手続き - 技術的承認とSLOを必要とする環境汚染防止の技術的プロセス	環境影響を伴う活動のための技術承認および操業可能性証明書（SLO）	行政処分、罰金、営業許可の停止または取り消し
2021年環境林業大臣規則第6号	有害・有毒廃棄物管理の運営適格性に関する技術的承認の環境認可への統合に関する政令2021年第22号第449条a-qの規定の実施	- 有害・有毒廃棄物に関する手順と要件（B3） - 管理有害・有毒廃棄物の管理、利用、保管、輸送、最終処分（B3） - 主要有機性有害構成物質（POHCs）の破壊・除去効率（DRE）に関する基準は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）という形態の有害廃棄物（B3廃棄物）や、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）を生成する可能性のある廃棄物の処理には適用されない。	有害・有毒廃棄物管理許可(B3)使用・輸送許可を含む。	有害・有毒廃棄物管理（B3）違反に対する行政処分、罰金、営業許可の取り消し、刑事罰
2024年環境林業大臣規則第22号	環境認可の簡素化および迅速化に関する第59条第2項及び第79条第4項の規定の実施	- 環境承認プロセスにおける地方政府への中央権限の委譲 - これまで中央当局の管轄であった環境承認プロセスが、州および県・市レベルで実施可能に	州および県／市レベルで実施可能な事業認可の一環としての環境認可	環境認可を規則に従って実施しない地域に対する行政処分と権限の剥奪

出典： <https://jdih.menlhk.go.id/>

環境保護管理法

環境保護・管理計画活動の定義と目的

2009年法律第32号は、環境を保全し、環境汚染および／または環境破壊を防止するための体系的かつ総合的な取り組みを盛り込んでいる。



2009年法律第32号第3条の環境保護および管理努力が目的とするもの

- 安全、健康、人命の確保
- 生物の存続と生態系の持続可能性の確保
- 環境機能の保全
- 環境における調和、調整、バランスの達成
- 現在と未来の世代の両方に正義を保障する
- 人権の一部として、健康的な環境に対する権利の履行と保護を保証する
- 天然資源の賢明な利用をコントロールする
- 持続可能な開発の達成
- 地球環境問題を先取りする

出典：2009年法律第32号



環境保護管理法

環境保護・管理計画策定の段階

2009年法律第32号第5条では、環境保護・管理計画に取り組む上での3ステップが定義されている

- 環境インベントリー

天然資源に関するデータと情報を得るために実施される。インベントリーは、エコリージョン、群島、国レベルで実施される

- エコリージョン指定

景観、気候、動植物、社会文化的要因、経済など、さまざまな側面を考慮して実施される

- RPPLH（環境保護・管理計画）の策定

環境インベントリーに沿って、国、州、地方自治体レベルで実施

出典：2009年法律第32号



雇用創出法（オムニバス法）

年法律第06号（雇用創出法）におけるAMDALに関する規定

2009年法律第32号



2009年法律第32号で未規定の複数条項を追加

2023年法律第06号（雇用創出法）



- 環境保護・管理の一環として環境許認可を規制し、その機能を維持すると同時に、汚染や損害を防止する
- 環境許認可は、環境面での実現可能性に関する決定や環境管理へのコミットメント表明を含むもので、環境許認可を取得するための主要な要件となる。これは中央政府または地方政府によって承認されなければならない。
- 環境への影響が大きい事業についてはAMDALを作成する義務を定め、影響がより限定的な事業についてはUKL-UPL基準を満たす義務を定める

2023年法律第06号（雇用創出法）におけるAMDAL文書

2023年法律第06号（雇用創出法）の第24条では、事業計画や活動の環境フィージビリティ評価の基礎としてAMDAL文書が必要とされている。



このフィージビリティ・アセスメントは、中央政府の環境フィージビリティ・アセスメント機関によって編成されたチームによって実施され、その結果は、事業許可発行の要件である環境フィージビリティを判断するための礎となる。

AMDAL文書には以下の6つの要素が含まれている：

- 提案された事業および/または活動が環境に与える影響の評価
- 潜在的な相互作用と累積影響を理解するための、プロジェクト実施地域周辺の活動評価
- 提案されている事業および/または活動に関し、直接影響を受ける地域社会からのパブリック・インプットおよびフィードバックの考慮
- 提案された事業および/または活動が実施された場合に生じる可能性のある影響の規模ならびに重大性の予測
- 各種の影響を総合的に評価し、環境面での実現可能性または実現不可能性のジャッジ
- 特定された影響を緩和し管理するための環境管理およびモニタリング計画

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN
Jakarta Office

雇用創出法（オムニバス法）

2023年法律第6号（雇用創出法）におけるUKL-UPLに関する規定

2023年法律第6号（雇用創出法）第34条：

環境に重大な影響を与えない事業者は、AMDALを実施する必要はないが、**UKL-UPL（環境管理とモニタリングの取り組み）の基準に準拠しなければならない**

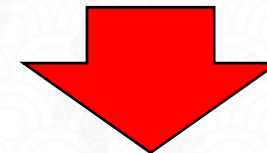


- UKL-UPLは、事業認可や政府認可の前提条件となる環境管理基準である
- その履行は、中央政府または地方政府による事業許可発行の根拠となる「環境管理へのコミットメント声明の発布」を通じて宣言される

2023年法律第6号（雇用創出法）におけるSPPLに関する規定

2023年法律第6号（雇用創出法）第35条

UKL-UPLを持つ必要のない事業や活動は、NIB（事業者識別番号）に統合されたSPPL（環境管理・モニタリングへのコミットメント表明書）を作成する必要がある



- SPPL（環境管理とモニタリングへのコミットメント表明）は低リスクのカテゴリーに分類される活動に対して実施される
- さらなる規定は2021年政府規則第22号に規定されている

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）



雇用創出法（オムニバス法） 営業許可の取り消し

2023年法律第06号（雇用創出法）第37条
営業許可は以下の3つの理由で取り消し可能である

• 申請時に提出された情報の中に、法的な瑕疵、錯誤、不適切な解釈・適用、データ、文書、情報の不正確さや改ざんといった要素が認められた



• 交付された許可がは、環境実現可能性決定または環境管理コミットメント声明に記載されている要件を満たしていない



• AMDAL または UKL-UPL に規定された義務が、事業または活動の運営者によって履行されていない

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

環境保護・管理の実施規定

2021年政府規則第22号における説明

政府規則第22号/2021号は、2023年法律第06号（雇用創出法）の施行規則であり、環境保護・管理に関する2009年法律第32号の複数条項に対する改正が行われている。

以下は、政府規則第22号/2021号に概説されている環境影響評価（AMDAL）の作成プロセスに関連する主な条項である：

1. AMDALを必要とする事業活動の基準
2. AMDAL実現可能性評価の手順
3. AMDAL準備における市民参加の仕組み
4. AMDAL準備者の認定
5. 零細・小規模企業（MSE）に対する政府援助
6. AMDALのビジネス識別番号（NIB）への統合
7. AMDAL改正のプロセス

出典：政府規則第22号/2021年



環境保護と管理に関する施行規則 AMDALが義務付けられている事業活動の基準

この規定は、**AMDAL**の作成が義務付けられている事業や活動の種類、すなわち環境に重要な影響を与える事業について規定している。

EIAを必要とする重大な影響を判断するための基準要素としては以下のポイントが挙げられる

- 本件に関する影響を受けた人の数。
- 事業活動の影響を受ける地域
- 環境への影響の程度と持続期間
- 生物多様性、文化、敏感な生態系への影響
- 大量の天然資源の利用を伴う
- 公衆衛生と社会経済的サステナビリティへの影響

事業が定められた基準のいずれかを満たす場合、環境省のAMDALNETシステムにより、その事業はAMDALの作成が必要と判断され、国・州・県／市のいずれかのレベルで所管官庁が割り当てられる。

一方、基準を満たさない場合には、UKL-UPLまたはSPPLの作成のみでよく、その際も適用される規制に基づき、国・州・県／市レベルで所管官庁が割り当てられる。

2.4.3 AMDALの実現可能性試験手順

環境フィージビリティ・テストは、AMDAL文書に基づく事業計画や活動の実現可能性を評価するために実施される。



デューデリジェンス結果は、事業許可証の発行に必要な環境実現可能性法令（SKKLH）の基礎となる。

環境保護・管理の実施規定

AMDALの分類

AMDALの分類は、**2021年政府規則第22号**で規定されており、事業／活動計画を、それらが生み出す影響のレベルに基づいて分類している。この分類カテゴリーは、AMDAL文書にかかわる手続き、スケジュール等を決定することを目的としている。

カテゴリー	概要
タイプA AMDAL (重大かつ複雑な影響)	- 当該地方あるいは全国において、環境に非常に大きな影響を与える可能性のある企業向けに設計されている。 - 具体例： - 大規模発電所の建設 - 大規模な調査活動 - 環境リスクの高い重工業事業の展開 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：180営業日以内
タイプB AMDAL (重大だが中程度に複雑な影響)	- 影響は大きいものの、タイプAに比べその規模が小さいか、複雑性が低い事業に適用される。 - 具体例： - 中規模の建設活動 - 大規模な生態系の変化を伴わない特定地域の開発 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：120営業日以内
タイプC AMDAL (影響が中程度かつ限定的)	- 環境に大きな影響を与えるが、特定の地域に限定され、広範な生態系に関与しない事業に適用される。 - 具体例： - 環境に優しい技術を以て事業を展開する中小企業 - 狭い地域にのみ環境影響を及ぼす地域施設の開発 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：60営業日以内

出典：2021年政府規則第22号

AMDAL、UKL-UPL、SPPLの実施が義務付けられている事業者のリストに関する規制

2021年環境林業大臣規則第4号は、環境影響評価（AMDAL）、環境管理努力および環境モニタリング努力（UKL-UPL）、または環境管理およびモニタリングに関する声明書（SPPL）が必要とされる事業および/または活動のリストを規制している。

規則の適用範囲

第2条に基づき、2021年環境・林業大臣規則第4号が本規則の範囲を定めている：

- AMDAL 取得義務のある事業または活動のリスト
- UKL-UPL 取得義務のある事業または活動のリスト
- SPPL 取得義務のある事業または活動のリスト

AMDAL、UKL-UPL、SPPL いずれかの取得義務がある事業または活動の追加または縮小に関する規定

エネルギー部門の環境許認可の分類

インドネシアの環境許認可プロセスは、その規模、複雑さ、環境影響に基づいてエネルギー部門を分類している。活動の種類ごとに、AMDAL、UKL-UPL、SPPL という異なる環境文書が必要となる。以下は、事業活動の種類と規模に基づく環境許認可の分類表である：

No.	KBLI番号	事業／活動の種類	AMDAL	UKL-UPL	SPPL	AMDALの科学的根拠	カテゴリー（AMDAL/UKL-UPL）
1	35101	風力発電所の開発（PLTB）	≥ 50 MW以上	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	1. PLTBエリアにおける企画ノウハウと運営上の安全基準に関する詳細な調査が必要 2. 活動とそれを支える活動が複雑	カテゴリーC
2	35101	太陽光発電所の開発（PLTS）	≥ 50 MW以上	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	1. PLTSエリアにおける計画の専門知識と運営上の安全基準に関する綿密な調査が必要 2. 活動とそれを支える活動が複雑	カテゴリーC
3	35101	小規模／ミニ水力発電所の開発（PLT Air - 小規模～中規模）	-	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	-	-
		マイクロ水力またはピコ水力発電所の開発（PLT Air - 小規模）	-	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	-	-
4	35101	バイオマス発電所の開発（PLTBm）	≥ 50 MW以上	< 50MW未満	-	大気の水質を変化させる可能性がある	カテゴリーC
		バイオガス発電所の開発（PLTBg）	≥ 50 MW以上	< 50MW未満	-	大気の水質を変化させる可能性がある	カテゴリーC
5	35101	バイオエネルギー発電所の開発（PLTBn）	≥ 100 MW以上	< 100MW未満	-	大気の水質を変化させる可能性がある	カテゴリーB
		サーマルプロセス廃棄物発電所（PLTSa）の開発	≥ 50トン/日	< 50トン/日	-	大気、水質、土壌の水質を変化させる可能性がある	カテゴリーB

2021年環境・林業大臣規則第4号 別表1および2の全リスト

出典：2021年環境林務大臣規則第4号

技術承認および操業可能性証明書の発行手続きに関するガイドラインに関する追加規定

- 2021年環境林業大臣規則第5号は、環境汚染防止分野における技術承認およびSLO（操業可能性証明書）の発行手続きについて規定している。この規則は、2021年政府規則第22号、特に第162条b、第219条e、第271条gの規定を実施するために制定された。
- 2021年環境・林業大臣規則第5号第3条は、AMDAL（環境影響分析）またはUKL-UPL（環境管理・監視努力）を必要とする事業または活動で、廃水の処理または利用に従事するものは、技術承認およびSLOを保有しなければならないと定めている。
- 本規則の目的は、環境汚染を抑制する努力の一環として、技術承認および操業可能性証明書の発行手続きに関するガイダンスを提供することである。

技術承認について

2021年環境・林業大臣規則第5号第4条は、技術承認を取得するためには、廃水の処分または利用を伴う事業または活動の責任者が必要であると説明している：

- 独立した審査（技術評価または政府が定めた技術基準）を実施する
- 技術承認申請書（廃水品質基準または技術基準）を提出する

SLO（運営可能性証明書）について

- 2021年環境・林業大臣規則第5号第17条は、廃水の処分または利用を伴う事業または活動の責任者は、SLO（運営可能性証明書）を取得した廃水管理システムまたは注入施設を有していなければならないと定めている。
- SLOを取得するには、事業または活動の責任者が以下の書類を作成する必要がある：

1. 営業許可
2. 環境認可
3. 技術承認
4. 排水モニタリング結果
5. 保証書の管理
6. 環境試験所登録証明書

出典：環境林業省令第5号／2021年



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

有害・有毒廃棄物（B3廃棄物）の管理手順と要件に関する追加規定

- 2021年環境・林業大臣規則第6号は、有害・有毒廃棄物（B3廃棄物）の管理に関する手順および要件について規定している。本規則は、2021年政府規則第22号第449条a～qの規定を実施するために制定された。
- 本規則の第2条は、B3廃棄物の状態の決定、B3廃棄物の削減、B3廃棄物の保管、B3廃棄物の収集、B3廃棄物の輸送、B3廃棄物の利用、B3廃棄物の処理、B3廃棄物の処分、廃棄物の投棄、B3廃棄物の越境移動、B3廃棄物管理技術認可（PLB3）の申請と発行、B3廃棄物管理運営可能証明書（SLO-PLB3）の手続きと要件を定めている。
- 本規則の目的は、B3廃棄物管理の技術承認および/または操業可能性認証を環境承認プロセスに統合することである。

B3 特定の排出源からの廃棄物

- 環境に重大な影響を与えることが直接わかっている特定のプロセスや活動から発生する廃棄物
- 2021年環境・林業大臣規則第6号第3条は、特定排出源からの廃棄物はさらに次のように分類している：
 - 1) B3廃棄物管理から除外されるもの：例えば、以前はB3廃棄物に分類されていたが、特性試験の結果、B3基準を満たさなくなった産業廃棄物
 - 2) 副産物としての利用：例えば、代替燃料として利用できるパーム油加工産業からの汚泥

B3 廃棄物特性を有すると指摘された廃棄物

- 特定の発生源から直接B3廃棄物に分類されていないが、その特性試験に基づき、B3廃棄物に分類される可能性がある廃棄物
- 2021年環境・林業大臣規則第6号第3条では、この廃棄物は大きく2つに分類されている
 1. B3廃棄物：爆発性、引火性、反応性、毒性、感染性、腐食性など規制されているB3廃棄物の特性の1つ以上を満たす廃棄物。
 2. 非B3廃棄物：試験の結果から、廃棄物がB3の特性のいずれにも合致しないことが確認された場合、その廃棄物は非B3廃棄物に分類される。

出典：環境林業省令第6号／2021年



中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

- 2024年環境林業大臣規則第22号は、事業認可の実施を支援するため、中央政府から州・県・市への環境認可プロセス権限の委譲を規定している。
- この規制の目的は、インドネシアにおける事業認可プロセスを迅速化・簡素化することである。中央の権限の一部を地方政府に委譲することで、環境許認可プロセスがより効率的になり、地域の事業者のニーズに対応できるようになることが期待されている。

規制の範囲

2024年環境林業大臣規則第22号には、これまで中央政府の権限下にあった環境承認プロセスを、州政府および摂政省／市政府が実施することが盛り込まれている。これには以下が含まれる：

1. 環境影響分析アセスメント（AMDAL）文書
2. 環境マネジメントの取り組みと環境モニタリングの取り組み（UKL-UPL）
3. 環境管理・モニタリングに関するコミットメント表明書（SPPL）の発行

規制のポイント

- **権限の委譲（Delegation of Authority）**：中央政府は、特定の種類の事業や地元に影響を与える活動について、環境認可プロセスの権限を地方自治体に委譲する
- **割り当て基準**、委任は事業規模、立地、潜在的な環境影響などの基準に基づいて行われる
- **地方の能力強化**：中央政府は、地方政府が委任された権限を遂行するための十分な能力を持つよう、技術的指導と監督を行う
- **モニタリングと評価（Monitoring and Evaluation）**：委任された業務が適用される基準や規則に従って遂行されていることを確認するため、定期的なモニタリングと評価の仕組みが実施される

出典：環境林業省令第22/2024号



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

州政府に委託された事業または活動

No.	事業部門	事業または活動の種類
1	環境部門	・ 全国規模 B3 廃棄物収集
2	林業セクター	・ 木材産業または林業製品 ・ 森林利用事業許可（PBPH）
3	公共事業部門	・ 地域／都市にわたる国家戦略的飲料水供給システム（SPAM）の開発 ・ 州／都市をまたがる3,000ヘクタール以上の灌漑システムの開発 ・ 水資源インフラビルの建設
4	エネルギー・鉱物資源部門	・ 石炭採掘 ・ 電力セクター
5	運輸部門	・ クラスA旅客ターミナル建設 ・ 国内空港建設 ・ TUKS（プライベート栈橋）またはTersus（特別ターミナル）の海上への設置
6	健康セクター	・ 国家または国際保健区域外におけるクラスA病院の建設
7	観光セクター	・ 観光開発（観光地を含む） ・ 200室を超えるホテル、アパート、その他の宿泊施設の建設

出典：環境林業省令第22/2024号

中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

摂政／市政府に割り当てられた事業または活動

No.	事業部門	事業または活動の種類
1	公共事業・住宅部門	- 単一摂政／都市内に位置する国家戦略的飲料水供給システム（SPAM）または民間SPAMの開発 - 単一摂政／都市内にある、サービスエリアが3,000ヘクタールを超える灌漑システムの開発 - 小都市や地方における河川の正常化
2	エネルギー・鉱物資源部門	- 陸・海・空輸送用燃料充填所 - 陸・海・空輸送用ガス充填ステーション - ボトリング工場を備えたLPG充填・販売ステーション - 圧縮天然ガス（CNG）ステーション
3	運輸部門	河川におけるTUKS（プライベート棧橋）またはTersus（特別ターミナル）
4	健康セクター	メディカルラボラトリー、幹細胞ラボラトリー、細胞バンク、血漿バンク、アイバンク

出典：環境林業省令第22/2024号

ビジネスタイプと規模による文書管理レベルのグループ化

インドネシアにおける環境文書の管理は行政レベルに基づいて分類される

インドネシアの環境許認可では、環境文書の管理は、事業活動の規模と環境への影響に対応した行政レベルに基づいて行われる。事業者に求められる環境文書の種類は、適用される規制と行政当局のレベルによって決定される。

行政レベルに基づく環境文書管理の分類カテゴリは下記の通りである

	地区／市レベル	州レベル	全国レベル
文書管理	SPPLとUKL-UPLは、小規模な事業や、1つの地区／都市内で環境に局所的な影響を与える活動を対象としている	UKL-UPLとAMDALは、1つの州内の複数の地区／都市にまたがって影響を及ぼすプロジェクトを対象としている	大規模プロジェクト、州をまたがるプロジェクト、国家戦略プロジェクト向けのAMDAL
対象となる事業例	小さな建物や公共施設の建設	有料道路、港湾、工業施設、発電所（1000MW未満、保護林内ではないもの）	石油精製所、大規模発電所、鉄道の敷設
提出先	監督と評価を担当する地区／市環境局（DLH）へ	環境基準に基づいて書類を評価する州環境庁（DLH）へ。	環境省（KLH）が国家AMDAL評価委員会を通じて管理
			外国投資会社（PMA）については、すべての行政手続きは中央レベルで処理され、全セクターに適用される。

出典：IDIエキスパート・インタビュー



外国人投資家への教訓と提言

インドネシアにおけるエネルギー分野の外国投資会社（PMA）向けに、AMDALプロセスに関してAMDALコンサルタントへのインタビュー結果をもとにした推奨事項は下記の通りである。

1. 書類およびデータの準備を徹底すること

- AMDALプロセス開始前に、FS（フィージビリティ・スタディ）および技術データが完全かつ正確であることを確認すること。FSはAMDAL文書作成の主要な根拠となるため、完全なデータはプロセスを迅速化する。
- エネルギープロジェクトにおいては、OSS（オンライン単一申請）、KBLI（インドネシア標準業種分類）、IUPTL（電力供給事業許可）などの法的書類を準備すること。IUPTLがない場合、AMDALプロセスは進行できない。
- AMDAL開始前に、PKKPR（空間利用に関する環境妥当性承認）を取得すること。文書の有効性問題を避けるため、ATR/BPNによる直接評価方式を選ぶこと。
- Pertek（技術的承認）では、詳細な事業計画および環境影響評価が必要となる。提出情報は正確かつ完全であることが求められ、修正にかかる時間の削減にもつながる。

2. 経験豊富なAMDALコンサルタントの活用

- LPJP AMDAL（環境影響評価書作成者ライセンス）および ATPA（AMDAL統制の技術専門家）認証を有するAMDALコンサルタントを起用すること。経験豊富な現地コンサルタントは、インドネシアの規制順守を支援する。
- 企業・コンサルタント・行政機関間での円滑なコミュニケーションを確保し、データ収集や提出時のミスを防ぐこと。
- Pertekは各担当部局において独自の仕組みがあるため、修正が必要となる場合は、二次審査に追加の時間を確保すること。
- 一部のAMDALコンサルタントは、フィージビリティ・スタディ（FS）の作成支援も提供している。

3. 申請から完了までには十分な期間を見込むこと

- KLH（環境省）におけるAMDAL文書の評価プロセスは、待機行列が長いため、多くの時間を要することがある。文書作成に最低6か月、KLHでの評価に6～12か月を見込むこと。
- サンプル試験用のラボや、Amdal Netシステム上の技術的問題による待機も発生し得るため、余裕を持った対応が必要である。

出典：IDIエキスパートコンサルティング

外国人投資家への教訓と提言

4. 地域住民および関係者との連携

- ・ 影響を受ける地域社会との公開協議を透明性をもって実施し、プロジェクトの利益と影響を正しく理解してもらうこと。
- ・ 地域住民からの反対を避けるため、地元労働力の雇用は規制上の要件の一つである。
- ・ KLH（環境省）、エネルギー鉱物資源省（ESDM）、地方自治体との密な連携により、円滑な手続きの進行を確保すること。

5. 空間計画および環境規制の遵守

- ・ プロジェクト予定地が空間計画（RTRW）に準拠していることを確認すること。適合していない場合、ATR/BPNによる変更手続きには最大1.5年かかる可能性がある。
- ・ ANDAL（環境影響分析）、RKL-RPL（環境管理および監視計画）、UKL-UPL（環境管理および監視活動）など、プロジェクトに応じた環境関連文書を作成すること。プロジェクト全体のプロセスを網羅する内容とすること。

6. 定期的なモニタリングと報告の実施

- ・ AMDAL承認後は、6か月ごとに環境モニタリングを実施し、その結果をKLHまたはDLH（地域環境林業事務所）へ報告すること。
- ・ 報告は期限内に提出し、行政制裁を回避すること。
- ・ 一部のAMDALコンサルタントは、モニタリングや評価プロセスに関する支援サービスも提供している。

7. 最新規制の理解

- ・ AMDALに関する最新の法令、とくに一部プロジェクトにおける地方政府への権限委譲の内容について理解を深めること。

8. 十分な予算の確保

- ・ 企業の法的手続き、AMDALコンサルタント、Pertekプロセス、住民協議、試験・分析、AMDAL手続きなどにかかる費用を事前に準備すること。
- ・ AMDAL審査1回あたりの費用は最大で7,000万ルピアに達することもあり、修正が必要な場合は追加費用も発生する。

出典：IDIエキスパートコンサルティング

インドネシアにおける環境規制

1.はじめに

- 1.1 インドネシアにおける環境許認可制度の概要
- 1.2 本ガイドラインの目的と範囲
- 1.3 関係する主な規制機関

2.インドネシアにおける主な環境関連法と規制機関

- 2.1 主要な環境法の概要
- 2.2 環境保護管理法
- 2.3 雇用創出法（オムニバス法）
- 2.4 環境保護と管理に関する実施規則
- 2.5 AMDAL、UKL-UPL、またはSPPLの実施が義務付けられている事業者リストに関する規定
- 2.6 技術承認および操業可能性証明書の発行手続きについてのガイドラインに関する追加規定
- 2.7 有害・有毒廃棄物（B3 廃棄物）管理に関する追加規則
- 2.8 中央政府から州および県／市への環境承認手続き権限の委譲に関する追加規則

3.環境省による環境許認可制度

- 3.1 インドネシアにおける環境許認可の分類
- 3.2 エネルギー部門の環境許認可の分類
- 3.3 ビジネスタイプと規模による文書管理レベルのグループ化
- 3.4 環境許可の主なプロセス
- 3.5 プレAMDAL文書
- 3.6 環境ベースライン条件
- 3.7 技術承認（Pertek）および運転可能性証明書（SLO）
- 3.8 環境影響分析（AMDAL）
- 3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス
- 3.10 環境許認可プロセスのタイムフレーム
- 3.11 エネルギー部門のAMDAL

インドネシアの環境規制

4. AMDALプロセスにおけるステークホルダーの役割

- 4.1. 各プロセスの関係者
- 4.2. プロジェクトオーナーの責任
- 4.3. 認定環境コンサルタントの役割
- 4.4. 公的コンサルテーションと利害関係者の関与
- 4.5. AMDAL委員会の役割
- 4.6. AMDALプロセスへの一般市民の参加

5. 外資系企業・コンサルタントが関与した事例と経験

- 5.1. AMDALおよび関連アセスメントを完了した企業の例
- 5.2. 影響緩和を計画し実施するための戦略
- 5.3. 外国人投資家への教訓と提言

6. インドネシアにおけるAMDAL関連の環境訴訟

- 6.1 インドネシアにおけるAMDAL関連の環境訴訟

7. 付録

- 7.1 認定環境コンサルタントの一覧
- 7.2 関係官庁の連絡先情報
- 7.3 本ガイドで使用される主要用語および略語集
- 7.4 AMDAL関連文書一覧
- 7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント
- 7.6 AMDAL実施企業とのディスカッションの要約

*) 最新の規制に合わせて調整されます



1.はじめに

1.1 インドネシアにおける環境許認可制度の概要

1.1.1 定義

環境影響評価（EIA）、環境管理・監視努力（UKL-UPL）、環境管理・監視能力報告書（SPPL）は、インドネシアにおいて環境関連の許認可を取得するために必要とされる基本文書である。その主な目的は、事業活動やプロジェクトが環境汚染、破壊をはじめとした社会的悪影響を引き起こさないことを保証することである。内資外資の別なく、インドネシアで活動するすべての企業は、環境基準の遵守を保証するため、適用される規制に従って環境許認可を保有することが義務付けられている。

AMDAL : Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup (EIA : 環境影響評価/アセスメント)

環境保護・管理に関する2009年法律第32号に基づき、環境影響評価（AMDAL）は「計画された事業および／または活動が環境に及ぼす重大かつ実質的な影響に関する詳細な調査」と定義されている。このアセスメントは事業活動の実施に関する意思決定プロセスにおいて重要な基礎となる。エネルギー・鉱業部門の企業は、その活動が環境に対して高リスクに分類されるため、内資外資を問わずAMDALの取得が義務付けられている。AMDAL文書は、サステナブル開発の原則に沿って、事業活動が環境に与える影響を特定し、管理し、最小化することを保証するものである。

UKL-UPL : Usaha Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan (環境管理・監視努力)

環境保護および管理に関する2009年法律第32号によると、環境管理努力および環境監視努力（UKL-UPL）は「環境に重大かつ実質的な影響を与えない事業および／または活動の管理と監視を規制する手段」である。UKL-UPLは、事業活動が環境に対してコミットし続けるための意思決定プロセスにおいて重要な役割を果たしている。インドネシアで活動する内資・外資の中リスク企業は、持続可能な環境管理へのコミットメントと適用される規制の遵守を表明するものとして、UKL-UPL文書の作成をすることが義務付けられている。

SPPL : Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup (環境管理・監視能力に関する声明)

環境・林業大臣規則番号25/MENLHK/SETJEN/KUM.1/7/2018に基づく、環境管理・モニタリング能力に関する声明（SPPL）とは「事業および／または活動の責任者による公式宣言」であり、「その活動から生じる環境影響を管理・モニタリングすることを表明するもの」である。SPPLは、AMDAL（環境影響アセスメント）またはUKL-UPL（環境管理・モニタリング努力）の作成が義務付けられていない事業、あるいは活動に適用される。内資・外資を問わず、環境リスクの低い企業にとって、SPPLは環境責任へのコミットメントの一形態として、環境許認可プロセスにおける重要な要件となっている。

出典：2009年法律第32号

1.1 インドネシアの環境許認可制度の概要

1.1.2 各制度の類似点

インドネシアで事業を展開する外資系企業にとって、**AMDAL**、**UKL-UPL**、または**SPPL**への準拠は、単なる法的要件であることに留まらず、投資先国における社会的・環境的責任の一形態でもある。規制を充足することだけでなく、政府、社会、その他のステークホルダーに対する良好な企業イメージの構築にもつながる。外資系企業には、環境保全を維持しつつ、インドネシアにおける持続可能な開発のパートナーとなることが期待されている。

AMDAL、**UKL-UPL**、または**SPPL**には、以下のようないくつかの共通点がある：

1. 目的

いずれの制度も、事業活動が環境に与える潜在的な影響を特定し、対処し、管理することによって、**環境保護**を確保することを目的としている。これは、国内企業、外資系企業を問わず、あらゆる種類の企業に適用され、その事業活動が環境持続可能性の原則に沿ったものであることを保証するものである。

2. 法的根拠

AMDAL、**UKL-UPL**、**SPPL**は、持続可能な開発を支援するために策定されたインドネシアの環境規制の下で義務付けられている。インドネシアで事業を展開する外国企業は、現地の法律を遵守する一環として、例外なくこれらの規制を遵守することが求められる。

3. 事業運営に関する要件

いずれの制度も、事業許可証または営業許可証を取得する前、あるいは取得の一部として満たさなければならない**環境要件**として機能する。インドネシアに投資または事業活動を行う外国企業は、その活動の環境リスクレベルに応じて、これらの文書のいずれかを準備しなければならない。

4. 環境管理の重視

AMDAL、**UKL-UPL**、**SPPL**は**環境管理とモニタリング**の重要性を強調している。プロジェクトの規模に関係なく、環境管理のベストプラクティスを適用し、社会的信用を維持し、グローバルスタンダードとローカルスタンダードの両方を遵守することが、外資系企業に対しても期待されている。

5. 環境当局による監督

AMDAL、**UKL-UPL**、および**SPPL**文書の審査、承認、または承認のプロセスは、地方、地域、または国レベルの環境当局によって行われる。これは外資系企業にも適用され、厳格な監督により、すべての事業活動がインドネシアの環境規制を遵守していることが保証される。

6. コンプライアンスの監視

現地企業であれ外資系企業であれ、イニシエータは、**AMDAL**、**UKL-UPL**、または **SPPL** に概説されている環境コミットメントを遵守することが求められる。関連当局による定期的な検査は、企業が環境への影響を効果的に管理していることを確認するために実施される。

出典：2009年法律第32号



1.1 インドネシアの環境許認可制度の概要

1.1.3 相違点

AMDALとUKL-UPLには、いくつかの重要な違いがある。

1. 事業および活動の規模

- AMDAL**：国家戦略プロジェクト、2つ以上の州にまたがるプロジェクト、保護林区域内のプロジェクトなど、広範な土地を対象とする大規模プロジェクト。
- UKL-UPL**：1つの州内、または同一州内の複数県にまたがる中規模プロジェクト。
- SPPL**：1つの県内に限定される小規模プロジェクト。

2. 環境への影響

- AMDAL**：大気・水・生物多様性・社会経済など、複雑かつ広範な環境影響。開発による森林伐採や生物多様性の喪失、野生動物の生息地の破壊、温室効果ガスの増加、水質汚染、有害廃棄物（B3）による土壌汚染など。住民移転や大気・水汚染による健康リスクの増加など、社会的影響も含む。
- UKL-UPL**：局所的かつ管理しやすい中程度の影響。廃棄物・大気汚染・騒音などの管理が可能。地域住民の雇用創出や土地利用への影響はあるが、重大な社会的影響は生じにくい。
- SPPL**：家庭ごみ、有機廃棄物、少量の排水など、詳細な調査を要しない最小限の影響。住民移転や大規模な社会経済変化、社会的対立の要因とはなりにくい。

3. 責任主体

- AMDAL**：事業者が認定コンサルタントとともに作成し、AMDAL委員会が承認。
- UKL-UPL**：事業者が作成し、地域環境庁が審査・承認。
- SPPL**：事業者が自主的に作成・申告し、地方環境事務所が承認。

4. 作成手続き

- AMDAL**：RKL（環境管理計画）およびRPL（環境監視計画）の承認を含む、住民協議を伴う詳細な手続き。
- UKL-UPL**：住民協議は任意、地域環境庁による承認を受ける簡易な手続き。
- SPPL**：影響管理への誓約を記載した簡易な様式。住民協議は不要。

No.	項目	アムダル	UKL-UPL	SPPL
1	事業および活動の規模	国家戦略プロジェクト、2つ以上の州にまたがるプロジェクト、保護林内に位置するプロジェクト	同一州内、または同一州内の複数県にまたがるプロジェクト	単一県内に位置するプロジェクト
2	環境影響	大気・水・生物多様性・社会経済を含む、複雑かつ広範な環境影響	廃棄物管理、大気汚染、輸送や事業活動に伴う騒音などの影響	家庭ごみ、有機廃棄物、少量の事業排水
3	作成者	環境省認定のコンサルタント資格をもつ事業者	事業者	事業者
4	承認者	AMDAL委員会（環境省）	地域環境庁（州の環境機関）	地方環境事務所（県・市の環境機関）
5	作成手続き	複雑なプロセス	簡易な手続き	簡易な様式
6	住民協議	必須	任意	不要

出典：2009年法律第32号

1.1 インドネシアの環境許認可制度の概要

1.1.4 AMDAL（環境影響評価）のメリット

政府にとってのAMDALの利点は以下の通りである：

コスト負担を強いられる事業者はADMALのポジティブな側面を軽視しがちだが、AMDALの実施はプロジェクトオーナー側にもメリットが存在する：

政府にとってのメリット	プロジェクトオーナーにとってのメリット
管理された天然資源（特に再生可能資源）の劣化を防止する	法令違反の非難からプロジェクトを守ることに繋がる
プロジェクト地域外の他の自然資源への損害の波及を未然に防げる	プロジェクトが実際には引き起こしていない違反や悪影響の申し立てからプロジェクトを守る
水質汚染、大気汚染、騒音などの環境破壊を避けることができる	将来発生する可能性のある環境問題を特定できる
地域社会や他のプロジェクトとの紛争や対立を防げる	将来起こりうる環境問題の解決策を準備できる
他のプロジェクトを混乱させることなく、地域、国、または国際的な開発計画との整合性を確保することができる	社会経済・社会文化データを含む、プロジェクト地域周辺の定量的環境情報を提供できる
国民に明確な利益を保証できる	プロジェクト・マネジメントの分析および目標のためのリソースとしての役割
政府の意思決定ツールとしての役割を持たせることができる	プロジェクト計画の包括的なレビューを行い、弱点や欠陥を特定し、改善策を準備できる
	プロジェクトにリスクをもたらす環境条件（洪水、地滑り、地震など）を特定し、プロジェクトを支援・強化する環境条件を見つけることができる

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

1.1 インドネシアの環境許認可制度の概要

1.1.4 AMDAL（環境影響評価）のメリット

プロジェクト資金を調達するには、通常、国内外の銀行から資金の借入れを行う。国際的な銀行は、融資申し込みの際にAMDAL報告書を要求することが多い。インドネシアの国内銀行も、特に大規模なプロジェクトについては、AMDAL報告書を要求することがある。このように、AMDALはプロジェクトの資金調達担当者にとって、以下の点で有益である：

環境許可が地域コミュニティに対してもたらすメリットは下記の通り：

科学者や研究者が一般的に教授するメリットは下記の通り：

金融機関にとってのメリット	地域にとってのメリット	その他（科学者/研究者等）の享受するメリット
プロジェクトのために融資される資金が、開発を支援するという銀行の使命または借り手の目的に合致していることを確認できる	地域の開発計画を理解することで、必要に応じて生計にかかわる経済活動を調整し、事前準備を行うことができるようになる	分析、技術、知識の向上
期限内に確実に返済をうけることで、経済的損失を回避する	プロジェクトが建設された後の環境の変化を認識することで、彼ら自身や周辺地域に利益をもたらす機会を活用できるようになる	研究活動を支援する
銀行の使命に従って融資の優先順位を決定する	プロジェクトの計画や実施に意見を表明したり、直接貢献したりすることで、地域開発に当初から参画することができる	研究スキルを向上させ、知識を広げる
様々な資金源からの資金管理と促進を促進する	プロジェクトに関する誤解を避け、互恵的な協力関係を育む	有能な民間AMDALコンサルタントの成長を促進する
不必要なプロジェクトの重複を避ける	プロジェクトに関する彼らの権利と責任、特に環境品質の維持・管理における彼らの役割を理解する	

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

1.2 本ガイドラインの目的と範囲

1.2.1 ガイドラインの目的

本ガイドは、インドネシアにおける環境規制の全体像を示すものであり、企業や関係者が法的義務を果たしつつ、持続可能な開発を促進することを目的としている。環境許認可制度、主要な法的枠組み、環境省（KLH）をはじめとする関係機関の戦略的役割について概説する。

本ガイドの主な目的は、インドネシアにおけるAMDAL、UKL-UPL、SPPLという各種環境許可の種類を説明し、それぞれの特徴と違いを明確にすることにある。さらに、適切な環境許可を決定するためのプロセスおよび各段階での所管機関についても包括的に解説する。

1.2.2 ガイドラインの範囲

環境許可制度	事業の種類と規模に基づく許可の分類
	必要書類AMDAL、UKL-UPL、SPPL
法的枠組みと規制	環境保護管理法、雇用創出法、および関連法規
	有害廃棄物管理とエネルギー部門の許可に関する規制
制度とステークホルダーの役割	KLH、ESDM、AMDAL委員会の役割
	プロジェクトオーナーと認定コンサルタントの責任
セクター別の許可プロセス	エネルギーおよび産業プロジェクトのためのAMDAL手続き
	環境管理およびモニタリング計画
公共およびステークホルダーの関与	公開協議のプロセスと透明性
環境訴訟	AMDALに関連する訴訟とプロジェクトへの影響の分析
ケーススタディとベストプラクティス	外資系企業の経験と影響緩和戦略
実践的リソース	認定コンサルタントのリスト
	関係政府機関の連絡先
	主要用語集

出典：2009年法律第32号、環境保護・管理の実施に関する2021年政府規則第22号

1.3 関係する主な規制機関

1.3.1 環境許認可に関わる関係者

インドネシアにおける環境許認可プロセスをスムーズに進めるためには、許認可申請者、政府機関、一般市民など、主要な規制機関や利害関係者の役割を理解することが不可欠である。それぞれが規制の遵守と環境文書の承認を確保する上で重要な役割を担っている。外資系企業も現地企業も同じ義務と手続きに直面し、すべての関係者が持続可能な環境管理を支援するために透明性と責任を持って行動することが期待されている。

許可申請者（事業者・活動者）	環境許可を必要とする事業および/または活動を行う個人、企業、事業体 申請者は、適用される要件に従ってAMDALまたはUKL-UPL文書を作成する責任を負う
環境文書作成者	AMDAL、UKL-UPL、その他の関連環境文書の作成に指名された環境コンサルタント、または専門家チーム。これらの作成者は、政府によって認定された資格を保有していなければならない
AMDAL技術評価チーム	提出されたAMDAL文書の実現可能性を評価することを任務とする、関係機関の代表者、学識経験者、環境専門家で構成されるチーム
環境当局	環境許認可の確認と承認を担当する地域、州、または国レベルの政府機関。例えば以下のようなものがある： - 地域レベルの環境機関（DLH） - 国または地域をまたがる活動のための環境省（KLH）
AMDAL評価委員会	AMDALの承認に向けた勧告を行うために、関係政府当局によって設立された委員会
コミュニティ	事業や活動によって直接的または間接的に影響を受けるコミュニティは、許認可プロセスに参加し、意見を提供し、環境に悪影響を及ぼす可能性のある活動に対して異議を申し立てる権利を有する
関連機関	農業・空間計画省（空間計画の場合）、工業省、エネルギー・鉱物資源省など、事業／活動の種類に関連する省庁または政府機関

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号



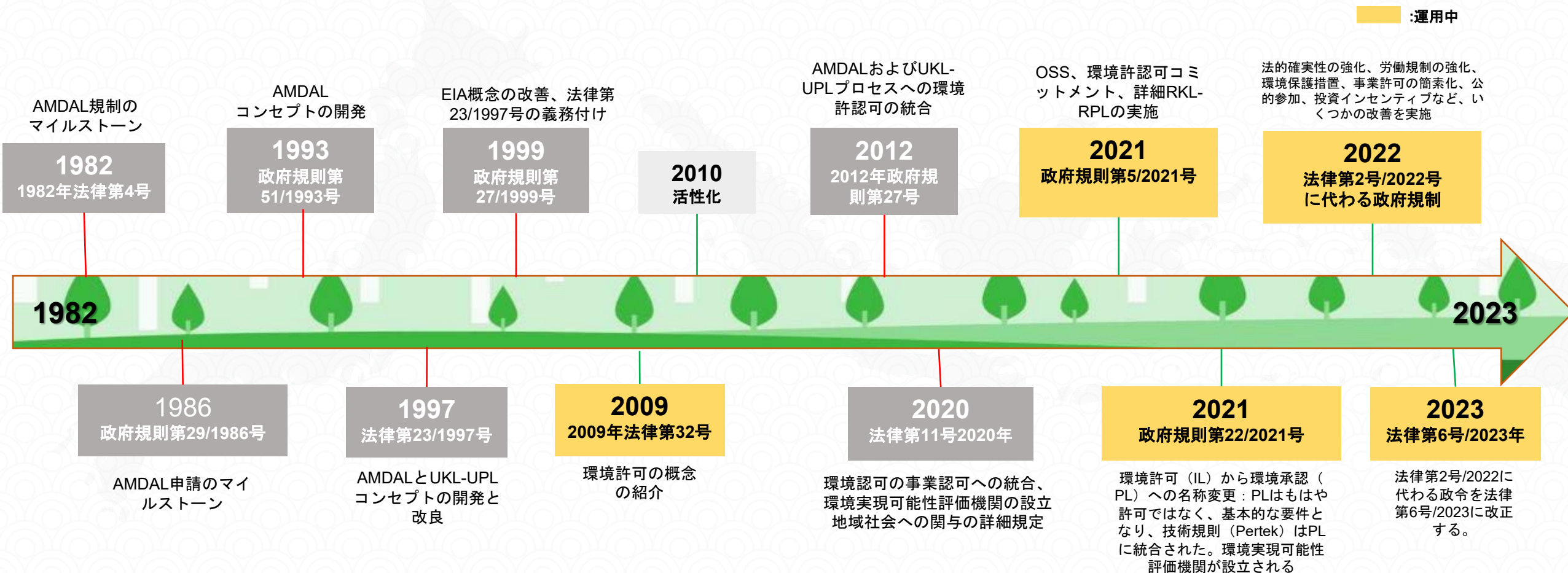


2.インドネシアにおける 主な環境関連法と規制機関



2.1 主要環境法の概要

2.1.1 インドネシアにおけるAMDAL政策の発展過程



出典 : <https://jdih.menlhk.go.id/>



2.1 主要環境法の概要

2.1.1 インドネシアにおけるAMDAL政策の発展過程

インドネシアにおけるAMDAL規制の整備は、重要な節目や法改正を経ながら、長年にわたって徐々に発展してきた。

1982年に制定された法律第4号では、AMDAL規制の基礎が確立された。これに続いて、1986年のAMDAL適用マイルストーンの導入（政府規則第29号／1986年）、1993年のAMDALおよびUKL-UPL概念の改良（政府規則第51号／1993年）などが行われた。

1999年にはEIAの概念が改善され（政府規則第27/1999号）、**2009年には環境許認可が導入された**（法律第32/2009号）。2012年には環境許認可がAMDALとUKL-UPLのプロセスに統合された（政府規則第27/2012号）。

2020年の雇用創出法（法律No.11/2020）の導入により、規制の状況は大きく変化し、**事業認可の統合とコミュニティの関与**といったコンセプトが強調された。政府規則第5号／2021年および法律第6号／2023年という最新の規制においては、プロセスの合理化と、環境セーフガードの強化、サステナブル開発へのコミットメントと規制の明確性を反映し、新たな名称を導入するに至った。

出典 : <https://jdih.menlhk.go.id/>



2.1 主要環境法の概要

2.1.2 環境保護と管理に関連する主な法的根拠

法的根拠	規制レベル	規制のスコープ	環境許認可	ペナルティ
2009年法律第32号	国内の法的根拠となる主な規則	環境許可、廃棄物管理、法執行など、環境保護と管理を包括的に規制する	環境許認可は、事業を開始する前に取得しなければならない個別の文書として機能する	環境違反に対する行政、民事、刑事制裁を規定
2023年法律第6号（雇用創出法）	2009年法律第32号からいくつかの条文を追加・削除	環境許可、廃棄物管理、法執行体制など、包括的な環境保護・管理に関するいくつかの規制を追加	政府規則第22/2021号によると、環境許可証はもはや別個の文書ではなく、事業許可証に統合され、事業開始前の前提条件となる	環境違反に対する行政、民事、刑事制裁にいくつかの変更を追加
政府規則第22/2021号	技術的实施に関する法律第32/2009号の派生規則	品質基準、環境認可、環境情報システムなど、環境保護の実施枠組みを提供	環境許認可は、リスクベースの事業許可制度における環境認可に統合されている	行政法の執行を含む、監督と制裁のメカニズムを明確化
環境・林業省令第4号／2021年	PP 22/2021の第106条(a)の実施規定を明確化する具体的な規定	AMDAL、UKL-UPL、またはSPPLの作成に必要な事業／活動のリストを定める	影響の規模に基づき、環境承認を得なければならない事業／活動の種類を決定する	法執行を規制するものではなく、環境文書の要件に基づいて事業分類を定める

→ 環境保護と管理に関連する最高法規

出典 : <https://jdih.menlhk.go.id/>



2.1 主要環境関連法の概要

2.1.3 環境保護と管理のための追加的法的根拠

法的根拠	規制レベル	規制の範囲	環境許認可	罰則
2021年環境林業大臣規則第5号	環境保護・管理に関する2009年法律第32号および2021年政令第22号の施行規則	- 公害防止における技術承認および操業可能性証明書（SLO）の発行手続き - 技術的承認とSLOを必要とする環境汚染防止の技術的プロセス	環境影響を伴う活動のための技術承認および操業可能性証明書（SLO）	行政処分、罰金、営業許可の停止または取り消し
2021年環境林業大臣規則第6号	有害・有毒廃棄物管理の運営適格性に関する技術的承認の環境認可への統合に関する政令2021年第22号第449条a-qの規定の実施	- 有害・有毒廃棄物に関する手順と要件（B3） - 管理有害・有毒廃棄物の管理、利用、保管、輸送、最終処分（B3） - 主要有機性有害構成物質（POHCs）の破壊・除去効率（DRE）に関する基準は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）という形態の有害廃棄物（B3廃棄物）や、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）を生成する可能性のある廃棄物の処理には適用されない。	有害・有毒廃棄物管理許可(B3)使用・輸送許可を含む。	有害・有毒廃棄物管理（B3）違反に対する行政処分、罰金、営業許可の取り消し、刑事罰
2024年環境林業大臣規則第22号	環境認可の簡素化および迅速化に関する第59条第2項及び第79条第4項の規定の実施	- 環境承認プロセスにおける地方政府への中央権限の委譲 - これまで中央当局の管轄であった環境承認プロセスが、州および県・市レベルで実施可能に	州および県／市レベルで実施可能な事業認可の一環としての環境認可	環境認可を規則に従って実施しない地域に対する行政処分と権限の剥奪

出典： <https://jdih.menlhk.go.id/>



2.2 環境保護管理法

2.2.1 環境保護・管理計画活動の定義と目的

2009年法律第32号は、環境を保全し、環境汚染および／または環境破壊を防止するための体系的かつ総合的な取り組みを盛り込んでいる。



2009年法律第32号第3条の環境保護および管理努力が目的とするもの

- 安全、健康、人命の確保
- 生物の存続と生態系の持続可能性の確保
- 環境機能の保全
- 環境における調和、調整、バランスの達成
- 現在と未来の世代の両方に正義を保障する
- 人権の一部として、健康的な環境に対する権利の履行と保護を保証する
- 天然資源の賢明な利用をコントロールする
- 持続可能な開発の達成
- 地球環境問題を先取りする

出典：2009年法律第32号



2.2 環境保護管理法

2.2.2 環境保護と管理のための計画部門

2009年法律第32号第4条に基づき、環境保護と管理の範囲は下記の通り分類される：

①

環境保護・管理計画

2009年法律第32号第5条に基づき、以下の段階を経て実施される：

- ・ 環境インベントリー
- ・ エコリージョン地域の決定
- ・ 環境保護・管理計画（RPPLH）の作成

②

環境保護と管理の活用

2009年法律第32号第12条

- ・ 天然資源の利用は、事前に策定された環境保護管理計画（RPPLH）に基づいて実施される
- ・ RPPLHが未策定である場合、天然資源の利用は3つの重要なファクター（環境プロセスと機能の持続可能性、環境生産性の持続可能性、地域社会のQOLならびに安全）を考慮しなければならない。

③

環境保護と管理の維持

2009年法律第32号第57条

環境の維持は、次のような方法で行われる：

- ・ 天然資源の保護
- ・ 天然資源の保全
- ・ 大気機能の維持

④

環境保護と管理の監督

2009年法律第32号第71条

大臣、知事、または市長は、その権限に従い、以下の権限を有する環境監督官を任命することができる：

- ・ モニタリングの実施
- ・ 資料請求
- ・ 書類のコピー作成や、必要なメモの収集
- ・ 特定の場所の記録
- ・ 写真の撮影
- ・ 音声・動画の撮影
- ・ サンプルの収集
- ・ 各種機器の点検
- ・ 設置または運搬用具の検査
- ・ 具体的な違反行為に対して停止措置を講じる

⑤

環境保護管理法の施行

2009年法律第32号第76条

行政処分は以下の通り：

- ・ 書面による警告
- ・ 政府による強制
- ・ 環境許認可の停止
- ・ 環境許認可の取り消し

行政制裁に加え、刑事罰も適用される。

出典：2009年法律第32号



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

2.2 環境保護管理法

2.2.2 環境保護・管理計画のカテゴリー

2009年法律第32号第4条に基づき、環境保護と管理の範囲は下記の通り分類される：

⑥

環境保護と管理の管理

2009年法律第32号第13条は、環境制御の努力は3つのアプローチによって行われるとしている：

- 予防
- 緩和
- 修復

環境汚染・被害の修復

2009年法律第32号第54条は、環境汚染や損害の修復は、以下のような方法で行われると定めている：

- 汚染源を止め、汚染物質を浄化する
- 修復
- リハビリテーション
- 修復
- 科学技術の進歩に応じたその他の方法

環境汚染と損害の軽減

2009年法律第32号第53条は、環境汚染と損害の軽減は以下のような方法で行われるとしている：

- ・ 汚染または環境破壊の警告情報を公衆に提供すること
- ・ 汚染または環境破壊の隔離
- ・ 汚染や環境破壊の原因を食い止める
- ・ 科学技術の進歩に応じたその他の方法

環境汚染と損害の予防

2009年法律第32号第14条は、環境汚染と損害の防止を以下のように定めている：

- a) 戦略的環境アセスメント（KLHS）、中央政府と地方政府が作成
- b) KLHSに基づく空間計画
- c) 環境汚染レベルを決定するための環境品質基準
- d) 生態系へのダメージと気候変動への影響基準を含む、環境損害の標準基準
- e) 環境影響アセスメント（AMDAL）：環境に重大な影響を与える事業に義務付けられている。
- f) 環境管理とモニタリングの取り組み（UKL-UPL）、AMDAL基準に該当しない事業に必要な
- g) AMDALまたはUKL-UPLの取得が義務付けられている事業には必須の環境許認可
- h) 環境機能を維持するために中央政府および地方政府が実施する環境経済手段
- i) 環境に基づく規制と法律
- j) 環境ベースの予算編成
- k) 環境リスク分析
- l) 環境監査
- m) 必要に応じて、および/または科学の進歩に従って、その他の機器を使用する。

2.2 環境保護管理法

2.2.3 環境保護・管理計画策定の段階

2009年法律第32号第5条では、環境保護・管理計画に取り組む上での3ステップが定義されている

- 環境インベントリー

天然資源に関するデータと情報を得るために実施される。インベントリーは、エコリージョン、群島、国レベルで実施される

- エコリージョン指定

景観、気候、動植物、社会文化的要因、経済など、さまざまな側面を考慮して実施される

- RPPLH（環境保護・管理計画）の策定

環境インベントリーに沿って、国、州、地方自治体レベルで実施

出典：2009年法律第32号



2.3 雇用創出法（オムニバス法）

2.3.1 2023年法律第06号（雇用創出法）におけるAMDALに関する規定

2009年法律第32号



2009年法律第32号で未規定の複数条項を追加

2023年法律第06号（雇用創出法）



- 環境保護・管理の一環として環境許認可を規制し、その機能を維持すると同時に、汚染や損害を防止する
- 環境許認可は、環境面での実現可能性に関する決定や環境管理へのコミットメント表明を含むもので、環境許認可を取得するための主要な要件となる。これは中央政府または地方政府によって承認されなければならない。
- 環境への影響が大きい事業についてはAMDALを作成する義務を定め、影響がより限定的な事業についてはUKL-UPL基準を満たす義務を定める

2.3.2 2023年法律第06号（雇用創出法）におけるAMDAL文書

2023年法律第06号（雇用創出法）の第24条では、事業計画や活動の環境フィージビリティ評価の基礎としてAMDAL文書が必要とされている。



このフィージビリティ・アセスメントは、中央政府の環境フィージビリティ・アセスメント機関によって編成されたチームによって実施され、その結果は、事業許可発行の要件である環境フィージビリティを判断するための礎となる。

AMDAL文書には以下の6つの要素が含まれている：

- 提案された事業および/または活動が環境に与える影響の評価
- 潜在的な相互作用と累積影響を理解するための、プロジェクト実施地域周辺の活動評価
- 提案されている事業および/または活動に関し、直接影響を受ける地域社会からのパブリック・インプットおよびフィードバックの考慮
- 提案された事業および/または活動が実施された場合に生じる可能性のある影響の規模ならびに重大性の予測
- 各種の影響を総合的に評価し、環境面での実現可能性または実現不可能性のジャッジ
- 特定された影響を緩和し管理するための環境管理およびモニタリング計画

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

2.3 雇用創出法（オムニバス法）

2.3.3 2023年法律第6号（雇用創出法）におけるUKL-UPLに関する規定

2023年法律第6号（雇用創出法）第34条：

環境に重大な影響を与えない事業者は、AMDALを実施する必要はないが、**UKL-UPL（環境管理とモニタリングの取り組み）の基準に準拠しなければならない**

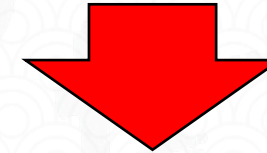


- UKL-UPLは、事業認可や政府認可の前提条件となる環境管理基準である
- その履行は、中央政府または地方政府による事業許可発行の根拠となる「環境管理へのコミットメント声明の発布」を通じて宣言される

2.3.4 2023年法律第6号（雇用創出法）におけるSPPLに関する規定

2023年法律第6号（雇用創出法）第35条

UKL-UPLを持つ必要のない事業や活動は、NIB（事業者識別番号）に統合されたSPPL（環境管理・モニタリングへのコミットメント表明書）を作成する必要がある



- SPPL（環境管理とモニタリングへのコミットメント表明）は低リスクのカテゴリーに分類される活動に対して実施される
- さらなる規定は2021年政府規則第22号に規定されている

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）

2.3 雇用創出法（オムニバス法）

2.3.5 営業許可の取り消し

2023年法律第06号（雇用創出法）第37条

営業許可は以下の3つの理由で取り消し可能である

• 申請時に提出された情報の中に、法的な瑕疵、錯誤、不適切な解釈・適用、データ、文書、情報の不正確さや改ざんといった要素が認められた



• 交付された許可がは、環境実現可能性決定または環境管理コミットメント声明に記載されている要件を満たしていない



• AMDAL または UKL-UPL に規定された義務が、事業または活動の運営者によって履行されていない

出典：2023年法律第06号（雇用創出法）



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



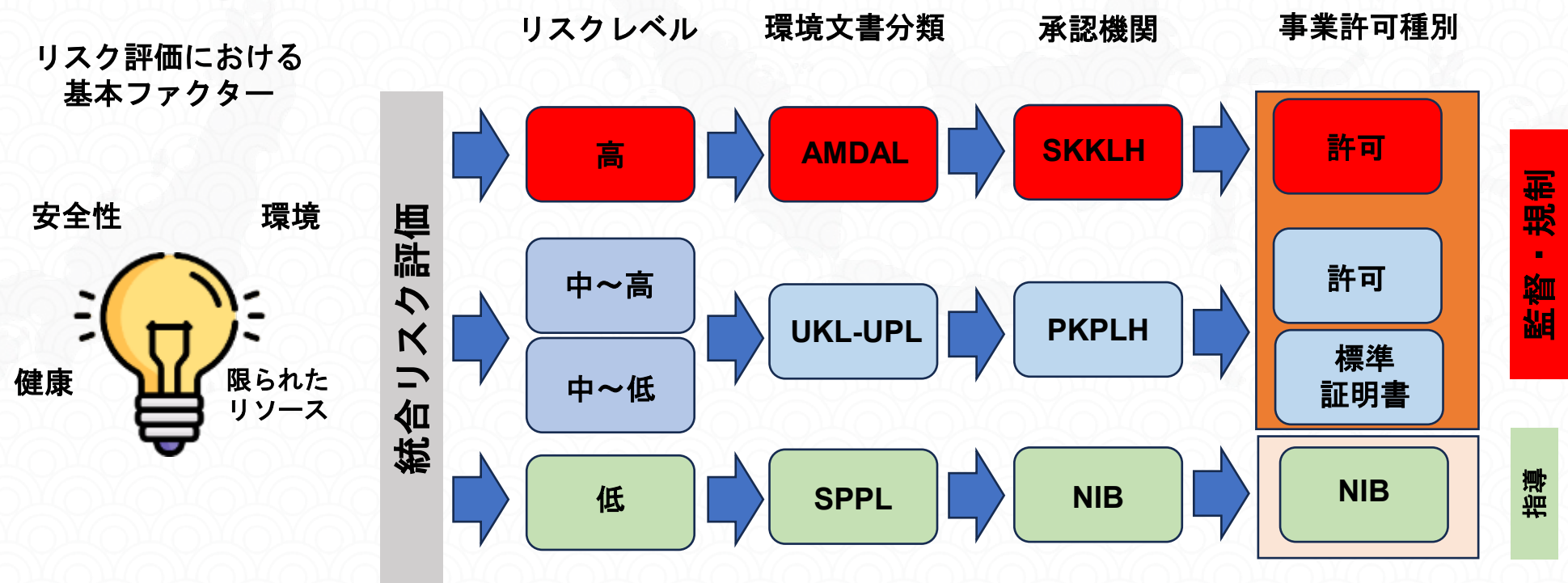
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

Jakarta Office

2.3 雇用創出法（オムニバス法）

2.3.6 雇用創出法（オムニバス法）に基づく許認可のコンセプト

オムニバス法として知られる雇用創出法（2020年法律第11号）は、インドネシアにおける事業認可を簡素化するものである。このコンセプトは、環境規制と基準の遵守を維持しつつも、許認可プロセスを簡素化と行政手続きの明確化を達成することで、国内外からの投資を誘致創出することを目的としている。以下は、雇用創出法に基づく環境許認可の枠組みの主な側面である：



出典：2023年法律第06号（雇用創出法）

2.4 環境保護・管理の実施規定

2.4.1 2021年政府規則第22号における説明

政府規則第22号/2021号は、2023年法律第06号（雇用創出法）の施行規則であり、環境保護・管理に関する2009年法律第32号の複数条項に対する改正が行われている。

以下は、政府規則第22号/2021号に概説されている環境影響評価（AMDAL）の作成プロセスに関連する主な条項である：

1. AMDALを必要とする事業活動の基準
2. AMDAL実現可能性評価の手順
3. AMDAL準備における市民参加の仕組み
4. AMDAL準備者の認定
5. 零細・小規模企業（MSE）に対する政府援助
6. AMDALのビジネス識別番号（NIB）への統合
7. AMDAL改正のプロセス

出典：政府規則第22号/2021年



2.4 環境保護と管理に関する施行規則

2.4.2 AMDALが義務付けられている事業活動の基準

この規定は、**AMDAL**の作成が義務付けられている事業や活動の種類、すなわち環境に重要な影響を与える事業について規定している。

EIAを必要とする重大な影響を判断するための基準要素としては以下のポイントが挙げられる

- 本件に関する影響を受けた人の数。
- 事業活動の影響を受ける地域
- 環境への影響の程度と持続期間
- 生物多様性、文化、敏感な生態系への影響
- 大量の天然資源の利用を伴う
- 公衆衛生と社会経済的サステナビリティへの影響

事業が定められた基準のいずれかを満たす場合、環境省のAMDALNETシステムにより、その事業はAMDALの作成が必要と判断され、国・州・県／市のいずれかのレベルで所管官庁が割り当てられる。

一方、基準を満たさない場合には、UKL-UPLまたはSPPLの作成のみでよく、その際も適用される規制に基づき、国・州・県／市レベルで所管官庁が割り当てられる。

2.4.3 AMDALの実現可能性試験手順

環境フィージビリティ・テストは、AMDAL文書に基づく事業計画や活動の実現可能性を評価するために実施される。



デューデリジェンス結果は、事業許可証の発行に必要な環境実現可能性法令（SKKLH）の基礎となる。

2.4 環境保護・管理の実施規定

2.4.4 AMDAL作成における コミュニティ参画メカニズム

AMDALの準備にコミュニティ、特に事業計画や活動によって直接影響を受ける人々の参加を要件とする。

地域社会の関与の仕組みには以下のようなものがある：

- ・ 事業開始者による公開協議
- ・ コミュニティからのフィードバックを得るための事業／活動計画の発表
- ・ AMDAL準備プロセスにおいて、事業により影響を受ける利害関係者、地域社会との話し合いや会議



住民参加の仕組みを設けることにより環境許認可プロセスにおける透明性と住民参加意識の向上がもたらされる

2.4.5 AMDALコンパイラの認証

AMDALの準備は、能力証明書を持つ専門家のみが行うことができる。

AMDALコンパイラ認証に関する主な規定：

- ・ 認定されたコンパイラだけがAMDAL文書をコンパイルすることができる。
- ・ 資格認定は、政府公認の専門資格認定機関を通じて行われる。
- ・ 本制度はAMDALが「質の高い、説明責任のある科学研究に基づいて編集されていることの担保」を目的としている。



AMDALの作成過程におけるプロフェッショナリズムを向上させ、作成された文書が規定の基準を充足していることが担保されることとなる

2.4 環境保護・管理の実施規定

2.4.6 零細・小規模企業（MSMEs）に対する政府支援

AMDALを準備する必要があるものの、リソースが限られている零細・小規模企業（MSME）に対する政府支援策

中央政府および地方政府による援助は、以下のような形で提供される：

- ・ 中小企業向けAMDAL準備の促進
- ・ AMDALプロセスの費用援助
- ・ 政府によるAMDALの準備、特にAMDALを準備する技術的能力を持たない中小企業のための支援



この政策の目的は、MSMEに財政的・行政的負担をかけることなく、これらの事業者による環境規制の遵守を実現することである

2.4.7 AMDALのNIB（*Nomor Induk Berusaha*）またはビジネス識別番号への統合

AMDALを事業者識別番号（NIB）に統合することにより、環境許認可プロセスを簡素化する。

主な規定

- ・ 環境認可（AMDALを含む）は事業認可の一部である
- ・ 事業者は、OSS（Online Single Submission）システムを通じてNIBの手続きをするだけでよい
- ・ 本システムでは、環境認可はもはや個別の許可ではなく、NIBに統合されている。これには環境認可だけでなく事業認可も含まれる。



この統合は、環境保護基準を損なうことなく、ライセンス取得プロセスを簡素かつ円滑にすることを目的としている

2.4 環境保護・管理の実施規定

2.4.8 AMDAL改正プロセス

過去承認された事業または活動に重大な変更があった場合、AMDALの修正手続を実施する

AMDALの改訂を必要とする変更の種類：

- ・ 環境影響を増大させる可能性のある事業／活動の技術的仕様の変更
- ・ より広い環境に影響を与える可能性のある生産能力の追加
- ・ 環境に影響を与える活動地域の拡大
- ・ 環境文書の調整を必要とする政府政策の変更
- ・ 災害や異常事態等による環境の変化



AMDALの修正メカニズム：

- ・ 重大な変更が発生した場合、提案者は新たなAMDALまたはAMDAL補遺を作成する必要がある。
- ・ 軽微な変更であれば、補助書類の提出等のプロセスにより対応することができる。

このようなメカニズムのもと、AMDALはビジネス／活動や環境条件の変化に対応を続けることが可能となる

2.4.9 環境フィージビリティ・テストの適格性基準

政府規則第22/2021号第47条には、環境フィージビリティ・テストのための10の適格基準が記載されている

1. 立地と空間計画との適合性
2. 環境方針への適合
3. 国家防衛や安全保障政策の障害とならない
4. インパクト予想
5. 重要な影響の全体的評価
6. 担当者の能力
7. 社会的価値観や地域社会の文化を破壊しない
8. 生態系に影響を与えない
9. 周辺の事業や活動の妨げにならない
10. 環境保護に対するサポートとなる

2.4 環境保護・管理の実施規定

2.4.10 AMDALの分類

AMDALの分類は、2021年政府規則第22号で規定されており、事業／活動計画を、それらが生み出す影響のレベルに基づいて分類している。この分類カテゴリーは、AMDAL文書にかかわる手続き、スケジュール等を決定することを目的としている。

カテゴリー	概要
タイプA AMDAL (重大かつ複雑な影響)	- 当該地方あるいは全国において、環境に非常に大きな影響を与える可能性のある企業向けに設計されている。 - 具体例： - 大規模発電所の建設 - 大規模な調査活動 - 環境リスクの高い重工業事業の展開 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：180営業日以内
タイプB AMDAL (重大だが中程度に複雑な影響)	- 影響は大きいものの、タイプAに比べその規模が小さいか、複雑性が低い事業に適用される。 - 具体例： - 中規模の建設活動 - 大規模な生態系の変化を伴わない特定地域の開発 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：120営業日以内
タイプC AMDAL (影響が中程度かつ限定的)	- 環境に大きな影響を与えるが、特定の地域に限定され、広範な生態系に関与しない事業に適用される。 - 具体例： - 環境に優しい技術を以て事業を展開する中小企業 - 狭い地域にのみ環境影響を及ぼす地域施設の開発 - AMDAL、RKL、RPLの準備期間：60営業日以内

出典：2021年政府規則第22号



2.5 AMDAL、UKL-UPL、SPPLの実施が義務付けられている事業者のリストに関する規制

2021年環境林業大臣規則第4号は、環境影響評価（AMDAL）、環境管理努力および環境モニタリング努力（UKL-UPL）、または環境管理およびモニタリングに関する声明書（SPPL）が必要とされる事業および/または活動のリストを規制している。

2.5.1 規則の適用範囲

第2条に基づき、2021年環境・林業大臣規則第4号が本規則の範囲を定めている：

- AMDAL 取得義務のある事業または活動のリスト
- UKL-UPL 取得義務のある事業または活動のリスト
- SPPL 取得義務のある事業または活動のリスト

AMDAL、UKL-UPL、SPPL いずれかの取得義務がある事業または活動の追加または縮小に関する規定

2.5.2 AMDALの必須基準

第8条には、強制力を伴うAMDALの基準などが記されている：

- 地形と景観の変化
- 天然資源の搾取（可逆的なもの/不可逆的なものの両方）
- 環境汚染や損害、廃棄物や天然資源の劣化を引き起こす可能性のあるプロセスや活動
- 自然環境、人工環境、社会的・文化的環境に影響を及ぼす可能性のあるプロセスや活動
- 高いリスクをもたらす活動、または国防に影響を及ぼす活動
- 環境に大きな影響を与える可能性があると推定される技術の応用

出典：環境・林業省令第4/2021号

2.5 AMDAL、UKL-UPL、SPPLの実施が義務付けられている事業者のリストに関する規制

2.5.3 UKL-UPLの必須基準

2021年環境・林業大臣規則第4号の第5条は、UKL-UPLの義務化基準を定義している：

- 環境に重大な影響を与えないが、環境管理とモニタリングが必要な事業や活動は、UKL-UPLを取得しなければならない
- 環境管理努力および環境モニタリング努力（UKL-UPL）を必要とする事業または活動の全リストは、付属書Iおよび付属書IIIに概説されている。
- これらの附属書は、インドネシア標準産業分類（KBLI）と非KBLIに基づいて、事業や活動の種類を分類している。

2.5.4 SPPLの必須基準

2021年環境林業大臣規則第4号第6条は、SPPLの義務化基準について定義している：

- 環境に重要な影響を与えず、UKL-UPLを要求されるカテゴリーに含まれない事業や活動はSPPLを要求される
- SPPLが必要とされる事業または活動の完全なリストは、付属書Iおよび付属書IIIに記載されている
- これらの附属書は、インドネシア標準産業分類（KBLI）と非KBLIに基づいて、事業や活動の種類を分類している

事業がUKL-UPLに定められた基準のいずれかを満たす場合、環境省のAMDALNETシステムによりUKL-UPLの作成が求められ、国・州・県／市レベルのいずれかで所管官庁が割り当てられる。
一方、事業がSPPLに定められた基準のいずれかを満たす場合、AMDALNETシステムによりSPPLの作成が求められ、所管官庁は県／市レベルに限定される。

2.5 AMDAL、UKL-UPL、またはSPPLを必要とする事業のリストに関する規制

2.5.5 AMDAL、UKL-UPL、またはSPPLを必要とする事業計画または活動の種類の変更

2021年環境・林業大臣規則第4号第8条は、各インベントリに記載される事業や活動の種類を変更することができる」と説明している：

- AMDALが必要とされる事業からUKL-UPLまたはSPPLを必要とする事業への変更
- UKL-UPLが必要とされる事業からAMDALまたはSPPLを必要とする事業への変更
- SPPLが必要とされる事業からAMDALまたはUKL-UPLを必要とするへの変更

事業または活動の種類の変更に関する提案は、知事、地方自治体の首長、または一般市民から、書面で大臣に対して提出されなければならない。

出典：環境・林業省令第4/2021号



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

Jakarta Office

2.6 技術承認および操業可能性証明書の発行手続きに関するガイドラインに関する追加規定

- 2021年環境林業大臣規則第5号は、環境汚染防止分野における技術承認およびSLO（操業可能性証明書）の発行手続きについて規定している。この規則は、2021年政府規則第22号、特に第162条b、第219条e、第271条gの規定を実施するために制定された。
- 2021年環境・林業大臣規則第5号第3条は、AMDAL（環境影響分析）またはUKL-UPL（環境管理・監視努力）を必要とする事業または活動で、廃水の処理または利用に従事するものは、技術承認およびSLOを保有しなければならないと定めている。
- 本規則の目的は、環境汚染を抑制する努力の一環として、技術承認および操業可能性証明書の発行手続きに関するガイダンスを提供することである。

2.6.1 技術承認について

2021年環境・林業大臣規則第5号第4条は、技術承認を取得するためには、廃水の処分または利用を伴う事業または活動の責任者が必要であると説明している：

- 独立した審査（技術評価または政府が定めた技術基準）を実施する
- 技術承認申請書（廃水品質基準または技術基準）を提出する

2.6.2 SLO（運営可能性証明書）について

- 2021年環境・林業大臣規則第5号第17条は、廃水の処分または利用を伴う事業または活動の責任者は、SLO（運営可能性証明書）を取得した廃水管理システムまたは注入施設を有していなければならないと定めている。
- SLOを取得するには、事業または活動の責任者が以下の書類を作成する必要がある：

1. 営業許可
2. 環境認可
3. 技術承認
4. 排水モニタリング結果
5. 保証書の管理
6. 環境試験所登録証明書

出典：環境林業省令第5号／2021年

2.6 技術承認および運転可能性証明書発行手続きのガイドラインに関する追加規定

2.6.3 技術承認の発行手順

技術承認の発行プロセスは下記の通り

- **申請書の提出**

事業または活動の運営者が、必要書類を添付して認可機関に申請書を提出する

- **評価と査定**

関係機関が、提出された書類とデータを評価し、適用される基準に準拠していることを確認する

- **技術承認の発行**

要件が満たされていれば、事業者が遵守すべき条件や義務が盛り込まれた技術認可が発行される

2.6.4 SLO発行の手順

技術承認取得後、事業者は以下の手順でSLOを申請しなければならない：

- **SLO申請書の提出**

汚染防止施設が技術承認に従って建設されたことを証明する書類を添付し、提出する

- **フィールド検証**

関係当局が検査を実施し、施設が適切に機能し、必要な基準を満たしていることを確認する

- **SLO発行**

検査の結果問題ないことが確認された場合、汚染防止施設の運転許可証としてSLOが発行される

2.7 有害・有毒廃棄物（B3廃棄物）の管理手順と要件に関する追加規定

- 2021年環境・林業大臣規則第6号は、有害・有毒廃棄物（B3廃棄物）の管理に関する手順および要件について規定している。本規則は、2021年政府規則第22号第449条a～qの規定を実施するために制定された。
- 本規則の第2条は、B3廃棄物の状態の決定、B3廃棄物の削減、B3廃棄物の保管、B3廃棄物の収集、B3廃棄物の輸送、B3廃棄物の利用、B3廃棄物の処理、B3廃棄物の処分、廃棄物の投棄、B3廃棄物の越境移動、B3廃棄物管理技術認可（PLB3）の申請と発行、B3廃棄物管理運営可能証明書（SLO-PLB3）の手続きと要件を定めている。
- 本規則の目的は、B3廃棄物管理の技術承認および/または操業可能性認証を環境承認プロセスに統合することである。

2.7.1 B3 特定の排出源からの廃棄物

- 環境に重大な影響を与えることが直接わかっている特定のプロセスや活動から発生する廃棄物
- 2021年環境・林業大臣規則第6号第3条は、特定排出源からの廃棄物はさらに次のように分類している：
 - 1) B3廃棄物管理から除外されるもの：例えば、以前はB3廃棄物に分類されていたが、特性試験の結果、B3基準を満たさなくなった産業廃棄物
 - 2) 副産物としての利用：例えば、代替燃料として利用できるパーム油加工産業からの汚泥

2.7.2 B3 廃棄物特性を有すると指摘された廃棄物

- 特定の発生源から直接B3廃棄物に分類されていないが、その特性試験に基づき、B3廃棄物に分類される可能性がある廃棄物
- 2021年環境・林業大臣規則第6号第3条では、この廃棄物は大きく2つに分類されている
 1. B3廃棄物：爆発性、引火性、反応性、毒性、感染性、腐食性など規制されているB3廃棄物の特性の1つ以上を満たす廃棄物。
 2. 非B3廃棄物：試験の結果から、廃棄物がB3の特性のいずれにも合致しないことが確認された場合、その廃棄物は非B3廃棄物に分類される。

出典：環境林業省令第6号／2021年



2.8 中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

- 2024年環境林業大臣規則第22号は、事業認可の実施を支援するため、中央政府から州・県・市への環境認可プロセス権限の委譲を規定している。
- この規制の目的は、インドネシアにおける事業認可プロセスを迅速化・簡素化することである。中央の権限の一部を地方政府に委譲することで、環境許認可プロセスがより効率的になり、地域の事業者のニーズに対応できるようになることが期待されている。

2.8.1 規制の範囲

2024年環境林業大臣規則第22号には、これまで中央政府の権限下にあった環境承認プロセスを、州政府および摂政省／市政府が実施することが盛り込まれている。これには以下が含まれる：

1. 環境影響分析アセスメント（AMDAL）文書
2. 環境マネジメントの取り組みと環境モニタリングの取り組み（UKL-UPL）
3. 環境管理・モニタリングに関するコミットメント表明書（SPPL）の発行

2.8.2 規制のポイント

- **権限の委譲（Delegation of Authority）**：中央政府は、特定の種類の事業や地元に影響を与える活動について、環境認可プロセスの権限を地方自治体に委譲する
- **割り当て基準**、委任は事業規模、立地、潜在的な環境影響などの基準に基づいて行われる
- **地方の能力強化**：中央政府は、地方政府が委任された権限を遂行するための十分な能力を持つよう、技術的指導と監督を行う
- **モニタリングと評価（Monitoring and Evaluation）**：委任された業務が適用される基準や規則に従って遂行されていることを確認するため、定期的なモニタリングと評価の仕組みが実施される

出典：環境林業省令第22/2024号



2.8 中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

2.8.3 州政府に委託された事業または活動

No.	事業部門	事業または活動の種類
1	環境部門	・ 全国規模 B3 廃棄物収集
2	林業セクター	・ 木材産業または林業製品 ・ 森林利用事業許可（PBPH）
3	公共事業部門	・ 地域／都市にわたる国家戦略的飲料水供給システム（SPAM）の開発 ・ 州／都市をまたがる3,000ヘクタール以上の灌漑システムの開発 ・ 水資源インフラビルの建設
4	エネルギー・鉱物資源部門	・ 石炭採掘 ・ 電力セクター
5	運輸部門	・ クラスA旅客ターミナル建設 ・ 国内空港建設 ・ TUKS（プライベート棧橋）またはTersus（特別ターミナル）の海上への設置
6	健康セクター	・ 国家または国際保健区域外におけるクラスA病院の建設
7	観光セクター	・ 観光開発（観光地を含む） ・ 200室を超えるホテル、アパート、その他の宿泊施設の建設

出典：環境林業省令第22/2024号

2.8 中央政府から州・県・市への環境承認プロセス権限の委譲に関する追加規定

2.8.4 摂政／市政府に割り当てられた事業または活動

No.	事業部門	事業または活動の種類
1	公共事業・住宅部門	- 単一摂政／都市内に位置する国家戦略的飲料水供給システム（SPAM）または民間SPAMの開発 - 単一摂政／都市内にある、サービスエリアが3,000ヘクタールを超える灌漑システムの開発 - 小都市や地方における河川の正常化
2	エネルギー・鉱物資源部門	- 陸・海・空輸送用燃料充填所 - 陸・海・空輸送用ガス充填ステーション - ボトリング工場を備えたLPG充填・販売ステーション - 圧縮天然ガス（CNG）ステーション
3	運輸部門	河川におけるTUKS（プライベート棧橋）またはTersus（特別ターミナル）
4	健康セクター	メディカルラボラトリー、幹細胞ラボラトリー、細胞バンク、血漿バンク、アイバンク

出典：環境林業省令第22/2024号

3.環境省による環境許認可制度

3.1 インドネシアにおける環境許認可の分類

環境許可は、環境保護・管理の一環として、AMDALまたはUKL-UPLの取得が義務付けられている事業や活動に従事する個人または団体に与えられる許可である。この許可は、事業または活動の許可を取得するための重要な前提条件である。円滑な許認可プロセスを促進するため、申請を行う企業は関連書類の準備が完了していることを確認する必要がある。手続き内容については、2018年環境林業大臣規則第22号および2018年環境林業大臣規則第26号に規定されている。

環境許認可プロセスの最初の段階はスクリーニングで、事業や活動がAMDAL、UKL-UPL、SPPLのいずれを必要とするかを決定する。この審査は、各カテゴリーで異なる許認可手続きに従うため、極めて重要である。

	AMDAL（環境影響分析）	UKL-UPL （環境管理とモニタリングの取り組み）	SPPL（環境管理責任声明書）
定義	環境許認可の意思決定に用いられる、活動の環境影響に関する調査	影響が限定的な事業／活動のための環境管理およびモニタリングのための文書	小規模または低リスクの事業に対して、事業者が環境を管理・監視することを約束する宣言。
必須項目	大気・水・生物多様性・社会経済を含む、複雑かつ広範な環境影響	事業廃棄物の管理、大気汚染、輸送や事業活動に伴う騒音などの影響	家庭ごみ、有機廃棄物、少量の事業排水
許認可取得プロセス	1.AMDALが必要かどうかのスクリーニング 2.調査範囲を決定するためのスコーピング 3.KA-AMDAL（AMDAL評価基準）の作成 4.AMDAL文書（AMDAL、RKL、RPL）の作成 5.AMDAL評価委員会によるAMDAL評価 6.関係当局による環境フィージビリティ決定	1.提案者による UKL-UPL 文書の作成 2.環境機関による評価 3.環境認可の発行	1.提案者はSPPLフォームに記入し、署名する。 2.環境機関に提出 3.詳細な評価プロセスを経ずに承認される
発行機関	- 国家プロジェクトについては環境省（KLH） - 州プロジェクトの場合は知事- 地方／市のプロジェクトについては、州知事／市長	- 中小企業向け：地方／市環境局（DLH） - 中堅企業向け：州環境庁（DLH）	地方／都市環境庁（DLH）または地元の関連機関
活動例	大規模発電所、鉱業、空港、製油所、大規模インフラプロジェクト	ホテル、病院、地元の道路、小さな工場、ショッピングセンター	小規模な食堂、工房、コインランドリー、小売店
プロセスの複雑さ	複雑（綿密な調査と複数段階の承認プロセスを伴う）	中程度（環境管理とモニタリングの文書化のみが必要）	低い（技術的な調査を必要としないコミットメント宣言のみ）

出典：2021年政府規則第22号

3.2 エネルギー部門の環境許認可の分類

インドネシアの環境許認可プロセスは、その規模、複雑さ、環境影響に基づいてエネルギー部門を分類している。活動の種類ごとに、AMDAL、UKL-UPL、SPPL という異なる環境文書が必要となる。以下は、事業活動の種類と規模に基づく環境許認可の分類表である：

No.	KBLI番号	事業／活動の種類	AMDAL	UKL-UPL	SPPL	AMDALの科学的根拠	カテゴリー（AMDAL/UKL-UPL）
1	35101	風力発電所の開発（PLTB）	≥ 50 MW以上	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	1. PLTBエリアにおける企画ノウハウと運営上の安全基準に関する詳細な調査が必要 2. 活動とそれを支える活動が複雑	カテゴリーC
2	35101	太陽光発電所の開発（PLTS）	≥ 50 MW以上	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	1. PLTSエリアにおける計画の専門知識と運営上の安全基準に関する綿密な調査が必要 2. 活動とそれを支える活動が複雑	カテゴリーC
3	35101	小規模／ミニ水力発電所の開発（PLT Air - 小規模～中規模）	-	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	-	-
		マイクロ水力またはピコ水力発電所の開発（PLT Air - 小規模）	-	≥ 1 mw - < 50 mw	< 1 MW	-	-
4	35101	バイオマス発電所の開発（PLTBm）	≥ 50 MW以上	< 50MW未満	-	大気の質を変化させる可能性がある	カテゴリーC
		バイオガス発電所の開発（PLTBg）	≥ 50 MW以上	< 50MW未満	-	大気の質を変化させる可能性がある	カテゴリーC
5	35101	バイオエネルギー発電所の開発（PLTBn）	≥ 100 MW以上	< 100MW未満	-	大気の質を変化させる可能性がある	カテゴリーB
		サーマルプロセス廃棄物発電所（PLTSa）の開発	≥ 50トン/日	< 50トン/日	-	大気、水質、土壌の質を変化させる可能性がある	カテゴリーB

2021年環境・林業大臣規則第4号 別表1および2の全リスト

出典：2021年環境林務大臣規則第4号



3.3 ビジネスタ입と規模による文書管理レベルのグループ化

3.3.1 インドネシアにおける環境文書の管理は行政レベルに基づいて分類される

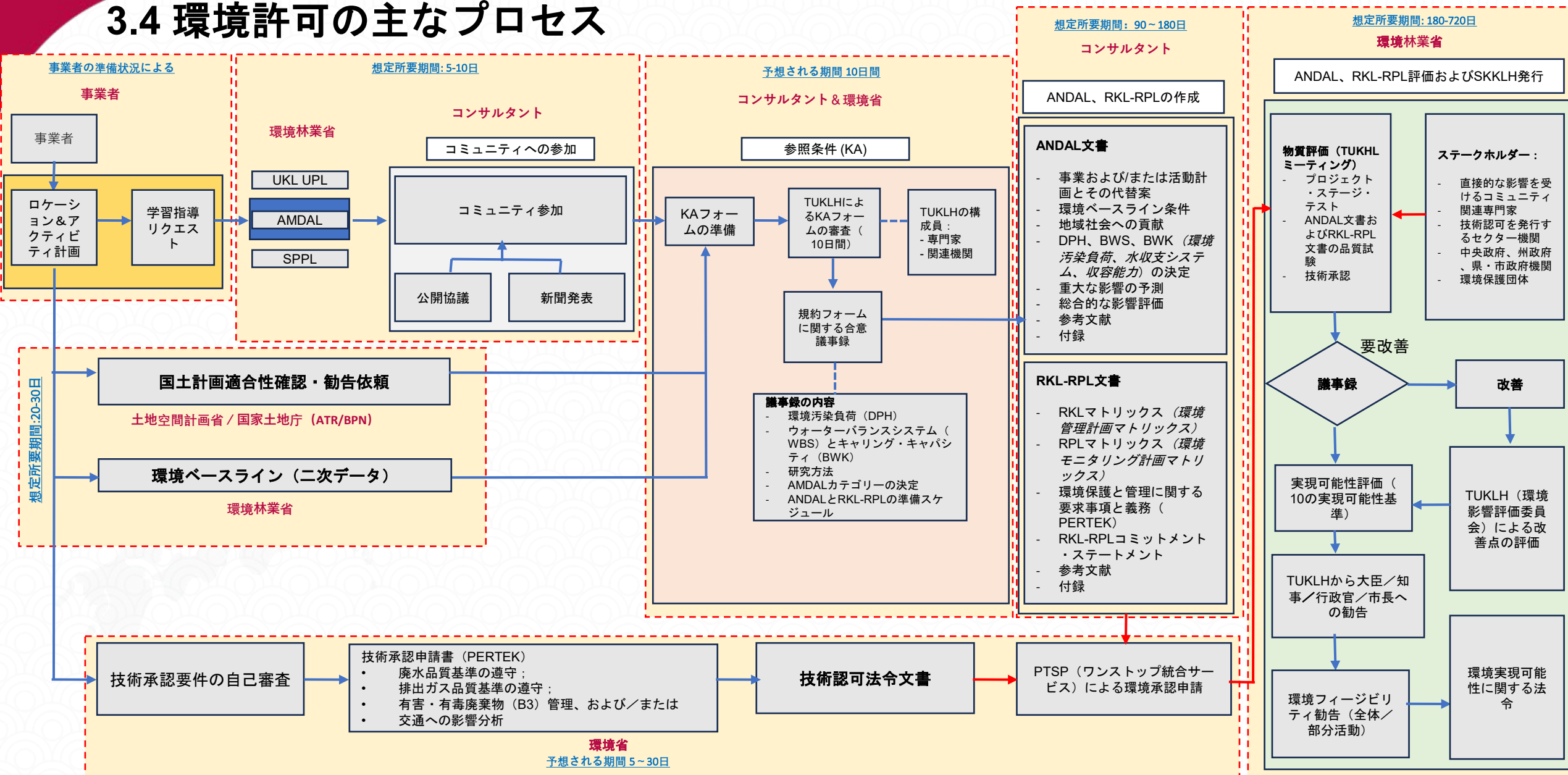
インドネシアの環境許認可では、環境文書の管理は、事業活動の規模と環境への影響に対応した行政レベルに基づいて行われる。事業者求められる環境文書の種類は、適用される規制と行政当局のレベルによって決定される。

行政レベルに基づく環境文書管理の分類カテゴリは下記の通りである

	地区／市レベル	州レベル	全国レベル
文書管理	SPPLとUKL-UPLは、小規模な事業や、1つの地区／都市内で環境に局所的な影響を与える活動を対象としている	UKL-UPLとAMDALは、1つの州内の複数の地区／都市にまたがって影響を及ぼすプロジェクトを対象としている	大規模プロジェクト、州をまたがるプロジェクト、国家戦略プロジェクト向けのAMDAL
対象となる事業例	小さな建物や公共施設の建設	有料道路、港湾、工業施設、発電所（1000MW未満、保護林内ではないもの）	石油精製所、大規模発電所、鉄道の敷設
提出先	監督と評価を担当する地区／市環境局（DLH）へ	環境基準に基づいて書類を評価する州環境庁（DLH）へ。	環境省（KLH）が国家AMDAL評価委員会を通じて管理
			外国投資会社（PMA）については、すべての行政手続きは中央レベルで処理され、全セクターに適用される。

出典：IDIエキスパート・インタビュー

3.4 環境許可の主なプロセス



出典: 環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.4 環境許可の主なプロセス

3.4.1 環境承認を得るためのステップ

1.スクリーニング

スクリーニング段階は、事業や活動のリスクレベルに基づいて、必要な環境文書の種類を決定することを目的としている。

環境文書には3つの種類がある：

- **AMDAL（環境影響評価）**：環境リスクの高い事業や活動のためのもの
- **UKL-UPL（環境管理とモニタリングの取り組み）**：環境リスクが中程度の事業または活動向け
- **SPPL（環境管理・モニタリング能力証明書）**：環境リスクの低い事業または活動向け

2.環境文書の作成

スクリーニング結果が決定されると、プロジェクト分類（AMDAL、UKL-UPL、SPPL）に基づき、必要な環境文書が作成される。各タイプの文書の詳細は以下の通り：

• AMDAL：

業務委託契約書（TOR）、環境影響評価（AMDAL）、環境管理計画（RKL）、環境モニタリング計画（RPL）から成る。これらの文書は、公認環境コンサルタントの支援を受けながら、提案者が作成する

• UKL-UPL：

UKL-UPL：AMDALを必要としないが、潜在的な環境影響がある活動のために提案者が作成する。

• SPPL：

SPPL：外部からの支援を受けずに独自に作成された、環境影響を管理・監視する事業者のコミットメント宣言

3.公開コンサルテーション（AMDALに特有）

公開協議は、直接影響を受ける地域社会やその他の関連する利害関係者から意見を集めるために実施される。

- 提案者は、印刷物、電子媒体、またはオンラインメディアを通じて事業または活動計画を発表しなければならない
- 一般市民や利害関係者からの意見、反対、支持を集めるために、公開協議の場が開かれる

4.環境文書の評価と承認

この段階では、事業者が提出した環境文書の実現可能性を評価する。文書の種類によって、評価と承認の仕組みが異なる：

- **AMDAL**：政府、学界、環境専門家、地域社会の代表者で構成される**AMDAL審査委員会**によって評価される。文書が実現可能と判断されると、**環境実現可能性承認書**が発行される
- **UKL-UPL**：適用される規制への準拠を確認するため、関連当局による審査が行われる
- **SPPL**：詳細な評価を必要とせず、地域政府または中央政府に直接提出される

5.環境認可の提出

環境文書が承認されると、事業者はオンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムを通じて**環境承認申請書**を提出する。環境承認は、**事業許可**手続きに進むための主要要件である

6.環境認可の発行

環境・林業省（KLH）や地方政府などの関係当局は、提出された環境文書を検証し、妥当性を確認する。検証と妥当性確認後、**環境認可**は**事業許可**プロセスの不可欠な一部として発行される。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号



3.5 プレAMDAL文書

3.5.1 プレAMDAL文書のリスト

AMDAL申請書を提出する前に、企業自身が準備しなければならない初期書類がある。これらの書類はAMDALコンサルタントが作成するものではないため、事前に手配する必要がある。

1.会社の法的書類

設立証書および修正条項	公証人が発行し、法・人権省（Kemenkumham）が合法化したもの
ビジネス識別番号（NIB）	OSSシステムを通じて入手
営業許可証または業種別許可証	産業許可、採掘許可、インフラライセンスなど、業種によって異なる
法人決定書（該当する場合）	PT、協同組合、財団などの事業体に必要

2.計画および技術文書

空間的適性の承認（PKKPR）	会社が地方政府または中央政府に申請
詳細設計（DED）	社内の技術チームまたは指定された第三者によって作成された、プロジェクトの技術計画を含むもの
フィージビリティ・スタディ	プロジェクトの財務、経済、技術的分析が含まれる。 通常は社内チームまたはビジネスコンサルタントが作成する
マスタープラン／プロジェクト・ロードマップ	長期的なプロジェクト概要を提供するため、社内で作成

3.添付書類

プロジェクトの位置と空間計画図	関連機関から入手することも、社内チームが作成することもできる
周辺地域の土地利用データ	通常、国有地庁（BPN）または関連当局から取得する
関係機関からの提言	環境庁、運輸庁（プロジェクトが運輸に関わる場合）などからの勧告など

提供：アムダルネット

3.5 プレAMDAL文書

3.5.2.空間利用活動の適合承認（PKKPR）

PKKPRは、AMDALを提出する前に準備しなければならない重要な書類の一つである。提案者は、事業立地がPKKPRを取得していることを確認しなければならない。PKKPRが取得されていない場合、その事業立地はまだ空間計画規則に適合していないとみなされるため、AMDAL提出手続きに進むことができない。

空間計画の実施に関する2021年政府規則第21号（PP 21/2021）によると、すべての事業体は空間利用活動適性承認（PKKPR）の取得が義務付けられている。PKKPRは、詳細空間計画（RDTR）とは別に、計画された空間利用活動が空間計画（RTR）に合致していることを保証する文書である。

PKKPRは、事業体が工事を開始する前に取得しなければならない重要な書類であり、事業者識別番号（NIB）を取得するための事業認可の基本要件の1つとなる。

中央政府の権限によるPKKPRの実施は、以下の条件に基づいて規制されている：

- ・ 事業認可が関連省庁・機関の権限に属する
- ・ 事業拠点が複数の州にまたがる
- ・ 当該事業が外国直接投資（PMA）に分類される
- ・ 事業リスクは最新のKBLI規制に基づいて決定される

事業活動のためのPKKPRは、提案された空間利用場所が以下の条件を満たす場合に付与される：

- a) RDTRの対象になっていない
- b) 利用可能なRDTRがOSSシステムに統合されていない

このようにPKKPRは、事業体によるあらゆる空間利用が国の空間計画政策に沿ったものであることを保証し、持続可能な空間管理を支援している。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.5 プレAMDAL文書

3.5.2.空間利用活動の適合承認（PKKPR）

空間利用活動適合承認（PKKPR）を取得するためには、事前にいくつかの要件を満たす必要がある。これらの要件には、2022年政府規則第21号（PP 21/2022）第108条第1項に規定されている登録の完全性と技術的要件が含まれる。

PKKPR登録要件

事業主は以下の行政書類を提出する必要がある：

- ・ 空間利用活動を行う場所の座標
- ・ 当該事業活動に必要な土地面積
- ・ 土地の所有権または支配権に関する情報
- ・ 実施する事業の種類
- ・ 建物の計画階数
- ・ 建物の計画延床面積
- ・ 技術的な建築計画および/または地域のマスタープラン

PKKPR発行の技術的要件

登録書類に加え、以下の技術的要件を充足する必要がある：

- ・ 空間計画方針に従った活動の場所
- ・ 適用される規則に従った土地利用指定の種類
- ・ 建築物の土地利用の最大許容範囲を示す基本建築物係数
- ・ 延床面積の土地面積に対する比率
- ・ 地域空間計画（RTRW）またはゾーニング計画に沿った空間利用プログラムの表示
- ・ 空間利用活動の実施要件。技術的な建設側面と環境への配慮を含む

上記の要件をすべて満たすことで、事業者は事業認可の基本要件としてPKKPRを取得することができ、法的確実性と持続可能な空間利用を確保することができる。

AMDALプロセスにおける文書の信頼性を高めるため、PKKPRの処理はATR/BPNによる直接審査で行うことが推奨される。システムによる自動発行は精度が低いことが多く、AMDAL評価中に不一致が生じる可能性がある。そのような矛盾が生じた場合、提案者はPKKPRを再処理する必要があり、承認に時間を要することに繋がる可能性がある。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号



3.5 プレAMDAL文書

3.5.3 空間利用活動適性（PKKPR）の承認プロセスの流れ



- a) ロケーションの調整
- b) 空間利用活動に必要な土地面積
- c) 土地の所有権情報
- d) 事業種別情報（KBLI）
- e) 既存建物情報
- f) 新築建物計画情報
- g) 計画中の建物数
- h) 計画中の建物階数
- i) 建築技術計画および／またはマスタープラン

PKKPRコンテンツ

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 認可土地面積 | 9. 空間利用活動の実施要件 |
| 2. 承認された地理座標 | 10. 建築物の最小バックライン |
| 3. 空間利用のタイプ 指定 | 11. 最小建築物間隔 |
| 4. KBLIコード | 12. 最小緑地係数 |
| 5. KBLI名称 | 13. 最小地下室面積係数 |
| 6. 建築基準係数の最大値 | 14. 都市ユーティリティ・ネットワーク |
| 7. 最大容積率（FAR） | |
| 8. 空間利用プログラムの指標 | |

出典：インドネシアにおける空間計画の実施に関する2021年政令（PP）第21号。

3.6 環境ベースライン条件

3.6.1 概要

環境ベースライン条件とは、プロジェクトや活動が実施される前の環境構成要素の初期状態または一般的な概要を指す。これらの条件には、計画中のプロジェクトや活動によって影響を受ける可能性のある、様々な物理的、生物学的、社会的、経済的、文化的側面が含まれる。

環境ベースライン条件の目的

- ・ プロジェクト実施後に生じる変化を評価するための比較基準とする
- ・ 環境影響分析（AMDAL）を支援し、生態系や周辺地域社会への潜在的な影響を理解する
- ・ 環境への悪影響を最小限に抑えるための緩和戦略策定の参考とする

以下は、環境ベースライン条件の構成要素である。

No.	環境ベースライン・コンポーネント	説明
1	物理化学ベースライン	プロジェクト実施前の環境の物理的・化学的状況を記述する
	- 土壌と地質	プロジェクト地域の土壌構造、土壌タイプ、地質条件
	- 地形と水文学	地表の形成、河川の流況パターン、洪水の可能性
	- 空気の質	大気中の汚染物質のレベル、騒音レベル、気温、降雨量
	- 水質	汚染と利用可能性に関する地表水と地下水の状態
2	生物学的ベースライン	プロジェクト地域の生物多様性の状況を記述する
	- 動植物	プロジェクト環境に存在する動植物の種類
	- 自然生息地	地域種の生活空間となる場所
	- 保護対象種	保護規制下にある種の存在
	- エコシステム	動植物の生命を支える陸域および水域の生態系の条件
3	社会的、経済的、文化的ベースライン	プロジェクト地域周辺のコミュニティの社会的、経済的、文化的側面を記述する
	- 社会構造	地域社会の相互作用、社会集団、人口統計学的特徴
	- 地域経済	住民の生活とプロジェクトの経済的影響
	- 文化と伝統	地域社会の慣習、慣行、社会的価値観
	- 歴史遺産	プロジェクトによって影響を受ける可能性のある史跡や建造物

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.7 技術承認（*Pertek*）および運転可能性証明書（SLO）

3.7.1 概要

Pertek（技術認可）とは、事業活動や施設が環境、安全、業務などの分野で特定の技術基準を満たしていることを証明する文書。

SLO（Certificate of Operational Feasibility：運転可能証明書）とは、設備、機器、システムが試験され、適用される規則に従って運転に適していると判断されたことを確認する証明書である。

AMDAL または UKL-UPL を必要とするすべての事業および/または活動は、技術承認（*Pertek*）とSLOの両方を取得する必要がある。

*Pertek*とSLOの関係：

- *Pertek*はSLOを取得するための重要な要件である。SLOを取得する前に、企業またはプロジェクトは、システムまたは設備が要求される技術基準および安全基準を満たすことを保証するために、技術承認（*Pertek*）を取得しなければならない。
- *Pertek*は、SLO発行における評価の基礎となる。*Pertek*は、認証機関が施設の運転可能性を評価するために検証する文書の一部である。
- SLOは、*Pertek*取得後の運用可能性の証明として機能する。*Pertek*がシステムまたは施設が必要な技術基準を満たしていることを確認した場合、SLOはその施設が合法的かつ安全に運用可能であることを保証する最終的な証明書となる。

3.7 技術承認（*Pertek*）および運転可能性証明書（SLO）

*Pertek-SLO*には4つのタイプがあり、事業または活動が合法的に、適用される規制に準拠して運営される前に充足される必要がある。

各*Pertek-SLO*には、環境、安全、および運営面を適切に管理するために満たさなければならない特定の技術要件が存在する。

以下は、事業者が充足しなければならない4種類の*Pertek-SLO*である

No.	<i>Pertek-SLO</i> 種別	説明	必要書類
1	PERTEK-SLO 排水水質基準	排水水質基準の技術的承認は、液体廃棄物を発生させる事業／活動に適用される。技術基準には、影響を受ける対象物の排水物質と汚染物質負荷の分析が含まれる。	- 事業／活動計画の初回承認 - セルフ・スクリーニングの結果 - 廃水処理施設（WWTP）のレイアウト - ビジネス識別番号（NIB） - 以下を含む技術基準案： - 技術基準 - 活動内容 - 排水水質基準 - 環境管理・モニタリング計画 - 人材コンピテンシー基準 - 環境マネジメントシステム - テクニカル・スタディの草案 - 初期環境ベースライン - インパクト予測 - 環境管理・モニタリング計画
2	PERTEK-SLO 有害廃棄物（LB3）の収集	この技術認可は、有害・有毒廃棄物（LB3）の管理と保管に関するガイドライン、要求事項、手順を提供するものである。その主な目的は、回収された有害廃棄物が環境や健康に悪影響を及ぼさないようにすることである。	- 事業／活動計画の初回承認 - セルフ・スクリーニングの結果 - LB3コレクション・サイトのレイアウト - ビジネス識別番号（NIB） - LB3コレクションのテクニカル・スタディ（草案）： - LB3の名称、供給源、特性、および量 - LB3回収施設設置計画 - 研究室および試験設備計画 - LB3 保管および梱包に関する文書 - LB3徴収手続き - 環境再生保証基金の証明 - コスト計算と経済モデル - LB3 緊急対応システム - LB3マネジメント認定労働者

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号



3.7 技術承認（Pertek）および運転可能性証明書（SLO）

No.	Pertek-SLO種別	説明	必要書類
3	PERTEK-SLO エミッション	この技術認可は、事業／活動が操業可能証明書（SLO）を取得する前に、大気排出の管理と制御に関する技術基準を満たしていることを証明するものである。これにより、排出ガスが環境規制で定められた大気質基準を超えないことが保証される。	- 事業／活動計画の初回承認 - セルフ・スクリーニングの結果 - エミッション・コントロール・システムのレイアウト - ビジネス識別番号（NIB） - 以下を含む技術基準案： - 活動内容 - 排出ガス品質基準への言及 - 排ガス規制インフラの設計 - 環境モニタリング計画 - 環境コストの内部化 - テクニカル・スタディの草案 - 初期環境ベースライン - 排ガス制御システム設計 - インパクト予測 - 環境モニタリング計画
4	PERTEK-SLO ANDALALIN（交通影響分析）	この技術承認は、活動センター、住宅地、インフラストラクチャーの建設に関する交通影響分析を評価するものである。その結果は、プロジェクトが渋滞や交通障害を引き起こさないことを保証するために、交通影響分析（ANDALALIN）に文書化される。	- 申込書 - 文書の真実性と有効性に関する声明 - 申請者の身元または責任者の詳細 - ビジネス識別番号（NIB） - ANDALALIN調査報告書（平成27年運輸大臣規則第75号参照） - 運輸省認可のANDALALINコンサルタント証明書 - コンサルタント任命状 - アンダラリン勧告実施へのコミットメント声明 - 地域空間計画調整委員会（BKPRD）と協議するための都市計画決定（KRK） - プロジェクト展開図（AutoCAD/CDフォーマット） - 土地使用の主許可（5,000 m²を超えるプロジェクトの場合）

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号



3.8 環境影響分析（AMDAL）

概要

AMDALは、インドネシアの企業にとって身近な存在となっている。AMDALとは「環境影響評価」の略で、生活のあらゆる部門が認識すべき不可欠な要素であり、本質的に関連している。すべての環境要素とその影響を考慮し、優先順位をつけなければならないため、生活のほぼすべての側面がAMDALに関連している。

AMDAL調査は、政府、企業、さらには地域社会にとって極めて重要である。というのも、どのような計画的な活動であっても、十分に体系化されたAMDAL政策が必要だからである。つまり、AMDAL調査は、開発の影響を受ける地域における環境の持続可能性を優先する政策を形成する上で、決定的な役割を果たすのである。例えば、住宅地の近くに位置する製造会社は、その活動が土壌や水を汚染したり、近隣のコミュニティに騒音障害を引き起こしたりしないようにAMDALを設計する必要がある。

AMDALの目的

生活のさまざまな側面におけるAMDALの目的は以下の通りである：

- 次世代への環境保全の責任証となること。
- 質の高い環境を確保すること。
- 社会への有害な環境影響を防止する。
- 資源と地域住民のバランスを取る。
- 再生可能でリサイクル可能な資源の利用を促進する。

AMDALの主要コンポーネント

- 環境情報プレゼンテーション（PIL）：物理的、生物学的、社会経済的側面を含む、プロジェクト実施場所の環境条件の初期概要。
- 参考資料（KA）：分析範囲、使用方法、作業計画など、AMDAL調査の実施に関する指針。
- **環境影響分析（AMDAL）**：活動によって引き起こされる潜在的な重大な環境影響を、必要な対応策とともに詳細に評価する
- 環境管理計画（RKL）：廃棄物管理や影響緩和など、AMDALで特定された負の影響を管理・緩和するための行動計画
- 環境モニタリング計画（RPL）：環境管理措置の実施状況を定期的にモニタリングする計画

3.8 環境影響分析（AMDAL）

2021年政府規則第22号に従い、第45条第6項および第46条第3項に規定される環境フィージビリティ評価は、下記のような基準に基づいて実施される。

No.	フィージビリティ基準	説明
1	立地適性	事業／活動の拠点は、空間計画規制および土地利用に関する関連法規を遵守しなければならない
2	環境方針の遵守	事業／活動は、環境保護・管理方針および天然資源規制と合致していなければならない
3	防衛と安全保障を妨げない	計画された事業／活動は、国防および安全保障上の利益を脅かすものであってはならない
4	正確な影響評価	各段階（建設前、建設中、操業中、操業後）における生物地球物理学的、化学的、社会的、経済的、文化的、空間計画的、公衆衛生的影響の分析が必要。
5	重大な影響の全体的評価	事業／活動のプラスとマイナスの両方の影響を総合的に評価し、そのバランスを判断しなければならない
6	影響管理能力	事業／活動の所有者は、技術的、社会的、制度的アプローチを通じて、負の影響を緩和する能力がなければならない
7	社会的価値観や世間体を乱さない	その事業／活動は、社会的価値観や世間の認識（エミックビュー）と対立してはならない
8	主要な生態系を破壊しない	事業／活動は、以下のような生態学的実体を妨げてはならない：- 生態学的重要性 - 経済的重要性 - 科学的重要性 - 重要種の保護
9	既存のビジネス／活動を破壊しない	新たな事業／活動は、周辺に既に存在する事業／活動に支障を与えてはならない
10	環境収容力を超えない	事業／活動は、計画された場所の環境収容力と持続可能性の限界を超えてはならない

出典：2021年政府規則第22号



3.8 環境影響分析（AMDAL）

3.8.1 スcopeに基づく環境影響分析（AMDAL）のタイプ

AMDAL（環境影響評価）は、分析対象となる活動やプロジェクトの範囲に基づいて、いくつかのタイプに分類される。この分類は、活動の規模、複雑さ、相互関係に応じてアセスメントが実施されるように設計されており、それによって、より焦点を絞った効率的な環境管理をサポートする。以下は、活動範囲に基づくAMDALの5つの分類である。

No.	AMDALのタイプ	説明	具体例
1	シングルAMDAL	単一の監督機関によって管理される特定のプロジェクトのための環境調査。通常、単一セクターに限定された環境への影響が明確なプロジェクトに適用される	- 病院建設プロジェクトのAMDAL - 石炭火力発電所（PLTU）プロジェクトのためのAMDAL
2	セクター別AMDAL	インフラ、産業、運輸など特定のセクターにおける環境影響評価。関連省庁または部門機関によって決定され、監督される	- 有料道路建設プロジェクトのためのAMDAL（公共事業・住宅省） - 港湾プロジェクトのためのAMDAL（運輸省）
3	ソーシャルAMDAL	コミュニティに大きな社会的影響を与えるプロジェクトに焦点を当てたAMDAL調査。教育、社会福祉、公衆衛生機関など、複数の社会機関が関与する	- バンタル・ゲバン埋立地周辺に廃品回収業者の子どもたちのための学校を建設するためのAMDAL - 社会から疎外されたコミュニティのための社会施設やシェルターの建設のためのAMDAL
4	地域AMDAL	他のタイプのAMDALよりも広い範囲を対象とする特定地域内の環境影響評価。これは、大規模な環境影響を評価することを目的とし、地域内のプロジェクト間の関係を考慮する	- 海岸浸食を防ぐため、チラカプ県クタワルにおけるマングローブ植林プロジェクトにおけるAMDALを提供 - 特定地域の工業団地開発のためのAMDAL
5	統合AMDAL	社会的AMDALと似ているが、より広範で複雑な範囲をカバーし、環境、社会、経済的影響を対象とする。通常、複数のセクターが関与する大規模プロジェクトに適用される	- 衛星都市や総合住宅地の開発のためのAMDAL - 大規模な工業・製造業ゾーンの拡大のためのAMDAL

出典：2021年政府規則第22号



3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.1 AMDALの実施期間に影響を与える要因

AMDAL（環境影響評価）の実施期間は、プロジェクトの複雑さや様々な外部・内部要因によって異なる。以下は、AMDALの実施期間に影響を与える要因である：

No.	影響要因	説明
1.	プロジェクトの複雑さ	大規模なプロジェクトやデリケートなプロジェクトでは、綿密な分析と学際的な調査が必要となるため、事前準備と経験豊富なコンサルタントの参画が不可欠
2.	データの完全性	初期データが不完全な場合、追加調査や修正が必要になることがある。適切なデータを事前に準備することが重要である
3.	文書作成者の能力	経験豊富で調整力のあるチームは準備を加速させるが、非効率性は遅れにつながる
4.	評価メカニズム	このプロセスには、評価、検証、修正が含まれ、遅延防止の観点からは効率的なスケジューリングと調整が肝要である。
5.	一般参加	反対意見が頻発したり、参加者が少数に留まったケースでは、修正を強いられる可能性がある
6.	規制と官僚主義	コンプライアンス、管理プロセス、省庁間の調整が実施スケジュールに影響する。デジタル化によるプラスの影響もみられる。
7.	プロジェクト所在地	機密性の高い場所や遠隔地では、より多くの時間を要するが、適切な計画を立てることで立地上の問題は軽減される
8.	テクノロジー	GISやシミュレーションのような最新のツールを適切に活用すれば、プロセス全体の効率化が可能
9.	紛争または法的問題	紛争や異議は遅延の原因となるが、優れたコンフリクト・マネジメントが助けになる。
10.	天候と自然条件	異常気象や困難な地形は現地調査を遅らせる可能性があるが、適切な計画を立てることでその影響は軽減される。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.2 環境許可の変更

環境許認可の変更とは、環境に影響を与える可能性のある事業活動や業務の変更に対応するため、以前に発行された環境許認可文書を改訂または更新するプロセスである。事業活動に重大な変更が発生し、それが新たな環境リスクをもたらす、あるいは既存のリスクの強度を高める可能性がある場合、これらの修正が必要となる。

規制の範囲 環境許可の変更

環境林業大臣規則No.P.23/2018においては下記のように規定されている：

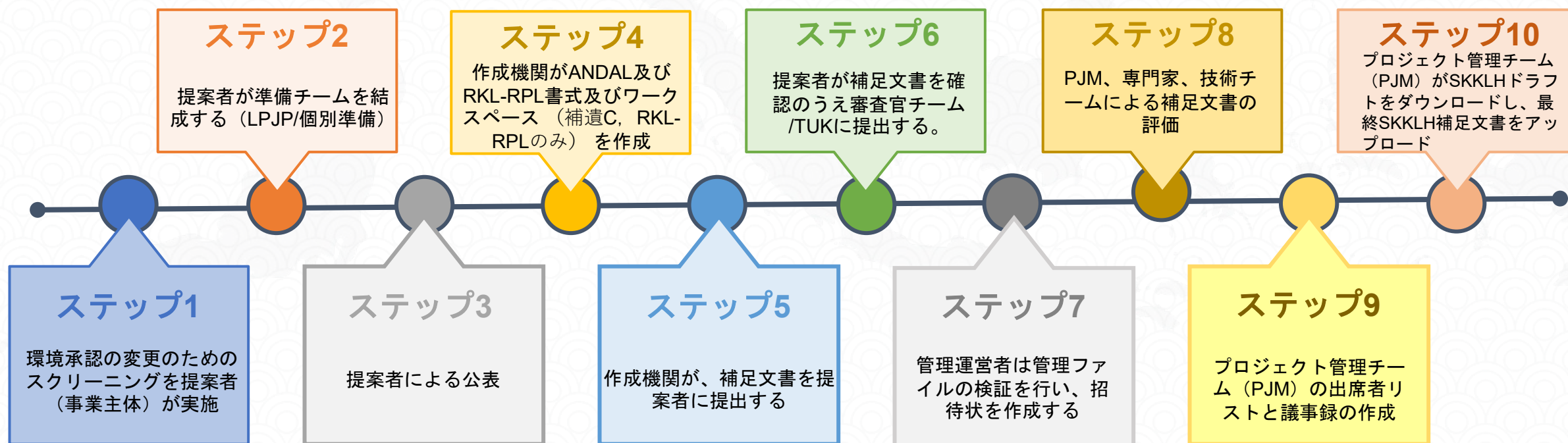
- **変更の種類と基準：**
事業の場所、ケイパビリティ、技術、活動内容の変更を、環境への影響と許可適合性に基づいて定義する
- **スクリーニングプロセス：**
環境文書の更新（AMDAL、UKL-UPL）および許可証の改訂が必要か否かを、その規模と影響に基づいて評価する
- **環境文書：**
環境保護に関する説明、影響評価、RKL-RPL の更新、および環境保護を支援するための緩和計画を含む必要書類を定義する
- **手続き規定：**
申請書の提出、書類の評価、基準を満たした場合の許可証の発行、遵守状況の監視に関する手続き
- **指導と評価ガイダンス：**
コンプライアンスの確保と持続可能性の維持を目的とした、RKL-RPLの実施状況の監視、違反に対する制裁の適用

出典：環境・林業大臣規則（パーメンLHK）No.P.23/MENLHK/SETJEN/KUM.2018/1/7

3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.3 環境許認可変更の提出サイクル

過去に環境認可（AMDALまたはUKL-UPL）を取得した事業活動に変更があった場合、環境認可の変更書の提出が必要となる。このプロセスを経ることにより、変更点が引き続き環境保護・管理基準に適合していることを保証する。



出典:<https://amdalnet.menlhk.go.id/>



3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.3 環境許認可変更の提出サイクル

インドネシアにおける環境許認可の変更プロセスにはいくつかの段階があり、提案者（事業主体）、準備チーム、審査官チーム、プロジェクト管理チームを含む複数の関係者の調整が必要である。ステップの概要は以下の通りである：

ステップ1：環境承認変更の審査

提案者が環境認可の変更の必要性を判断するためのスクリーニングを実施することからプロセスが開始される

ステップ2：準備チームの結成

提案者は準備チームを結成し、必要書類の起草を開始する。準備チームはLPJP（環境文書作成サービスプロバイダー）または事業主体側で私的に編成されたチームから構成される

ステップ3：発表

提案者は、公衆の透明性を確保するために、環境認可の変更計画について公式発表を行う

ステップ4：ANDALおよびRKL-RPLフォームの記入

準備チームは、特に補遺Cと関連するRKL-RPL文書について、ANDAL（環境影響分析）フォームとRKL-RPL（環境管理計画と環境モニタリング計画）を完成させる

ステップ5：補遺書類の提出

書式が完成したら、準備チームは提案者に補足文書を提出し、レビューを受ける

ステップ6：提案者による補遺文書のレビュー

提案者は、完成した補足文書を検討し、さらなる評価のために審査チーム（TUK）に提出する

ステップ7：行政検証

管理運営者は、書類の完全性の検証を行い、その後の評価フェーズのための招待状を準備する

ステップ8：補遺文書の評価

プロジェクト管理チーム（PJM）は、専門家および技術チームとともに、提出された補足文書の評価を行う

ステップ9：出席者リストと議事録の完成

プロジェクト管理チーム（PJM）は、出席者リストを確定し、評価文書の一部として議事録を作成する

ステップ10：SKKLHの最終決定

プロジェクト・マネジメント・チーム（PJM）は、SKKLH草案（環境実現可能性決定書）をダウンロードし、それが承認され次第と、最終SKKLH補足文書をアップロードする

3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.4 環境文書を提出しない進行中の事業活動に対する環境承認の提出（DELH/DPLH）

必要な環境文書（AMDALまたはUKL-UPL）を提出せずに操業してきた事業活動は、**DELH（環境評価文書）**または**DPLH（環境管理文書）**を提出することによって環境規制を遵守しなければならない。このプロセスは、進行中の活動が環境に与える影響を適切に評価・管理することを目的としている。

DELHとDPLHの違い

	DELH（環境評価書）	DPLH（環境管理文書）
定義	AMDALを作成すべきであるにも関わらず未作成のままである事業活動を評価するための文書	UKL-UPLを作成すべきであるにも関わらず、未作成のままである事業活動を管理するための文書
活動の種類	環境への影響が大きい大規模な活動	環境への影響が限定的な中小規模の活動
準備すべきだった文書	AMDAL	UKL-UPL
分析範囲	環境的、社会的、経済的側面に関する詳細な分析を伴う、環境影響評価	緩和措置とより単純な環境管理対策に重点を置く
審査機関	国または地域レベルのAMDAL評価委員会	地域環境庁（Dinas Lingkungan Hidup）
対象となる事業活動例	有料道路や港湾などの大規模インフラプロジェクト 鉱業や大規模発電所	レストラン、工房、地域生産活動などの中小企業
最終文書	AMDALの影響評価をカバーする環境承認	UKL-UPLの管理ステップをカバーする環境承認
環境影響のレベル	影響が大きく、重要度が高い	影響と重要度が中～低レベル

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.9 AMDAL承認およびモニタリングの主なプロセス

3.9.5 AMDAL（環境影響評価）にかかる費用の見積もり。

環境影響アセスメント（AMDAL）にかかる費用は、関係するリスクのレベルによって異なる。これらの費用には、事務手数料、出版費用、文書評価サービスなどが含まれる。以下は、AMDAL許可取得に必要な費用の費目別概算見積例である。

No.	説明	見積金額
1	人件費	Rp249.500.000
2	パブリックアナウンスメントとコンサルティング	Rp69.900.000
3	ANDAL KA 発表と承認	Rp89.500.000
4	調査／現地訪問／視察分析	Rp57.000.000
5	ANDAL RKL-RPLの発表と承認	Rp135.700.000
6	PILの編集	Rp19.000.000
7	その他の費用	Rp51.300.000
費用合計		Rp671.900.000

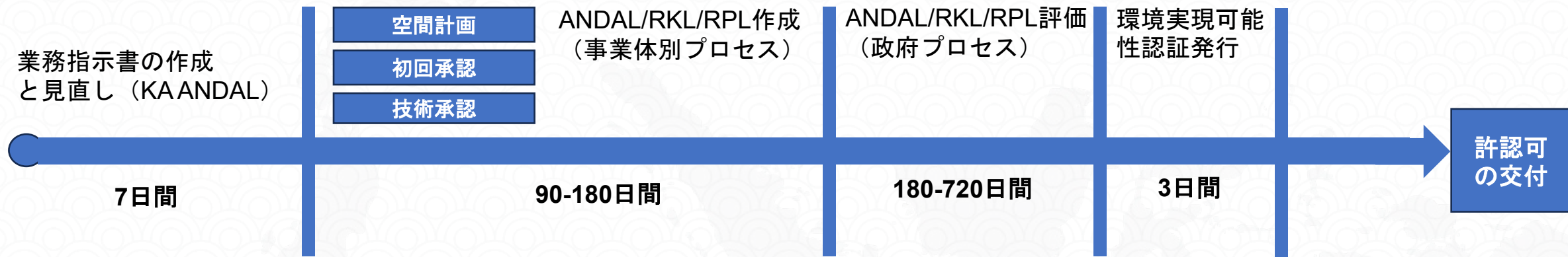
上記の費用はあくまでも一例であり、プロジェクトの特性や、そのプロジェクトが発生させる環境影響のレベルによって変動する可能性がある。プロジェクトの規模が大きく複雑であるほど、AMDAL文書の作成と評価に必要な費用は高額になる傾向がある。

提供：IDI エキスパートコンサルティング



3.10 環境許認可プロセスのタイムフレーム

政府規則 27/2021



AMDALの作成期間は、プロジェクトの複雑さ、企業の能力と対応姿勢、審査枠の空き状況、書類修正のスピードなどにより異なる。2024年に施行された環境林業大臣規則第22号により、外国直接投資（FDI）プロジェクトは州レベルで審査が可能となった。また、1,000MW未満の発電所で保護林に位置していない場合も、州レベルでの審査が可能である。ただし、原子力発電所（PLTN）については、引き続き国家レベルでの審査が必要とされる。

AMDALコンサルタントへの聞き取りによると、作成期間に大きく影響する要因の一つは、事業者による必要なデータの提出の遅れである。また、環境林業省におけるAMDAL審査の待機行列が長いため、評価プロセスの開始までに相当の待機時間を要することも課題となっている。

出典：環境保護管理の実施に関する2021年政府規則第22号

3.11 エネルギーセクターのAMDAL

エネルギーセクターの環境影響評価（AMDAL）プロセスは、他のセクターと比べて基本的な違いはない。AMDAL文書の作成においては、環境的、経済的、社会的観点から引き起こされる影響や潜在的損害のレベルに主眼が置かれるためである。

以下は、AMDAL文書が必要とされるエネルギー・鉱物資源セクターの事業活動リストである：

電力セクター

- ☐ 送電網の建設
- ☐ 配電網の建設
- ☐ 発電所の建設と運営

エネルギー・鉱物資源部門

- ☐ 地熱エネルギー開発
- ☐ 発電
- ☐ バイオ燃料精製所の建設
- ☐ 石炭、エネルギー、金属鉱物、アスファルト、非金属鉱物や岩石を含む採掘活動
- ☐ 陸上および海上での石油・ガス探査および生産
- ☐ 石油・ガス精製所の建設
- ☐ 原油管理の開放
- ☐ 旧鉱業地域の社会復帰施設における有害・有毒廃棄物（B3）の保管

出典：IDI エキスパート・インタビュー



3.11 エネルギーセクターのAMDAL

エネルギーセクターの企業は、AMDAL手続きを開始する前に、電力供給事業ライセンス（IUPTL）を取得する必要がある。IUPTLは、公共用に電気を供給するための正式なライセンスである。

IUPTLの要件：

1. ビジネス識別番号（NIB）
2. 実質的所有者リスト
3. 電力供給事業のフィージビリティ・スタディ文書（インドネシア語にて要作成）
 - 財務フィージビリティ・スタディ
 - 運営可能性調査
 - 系統連系調査
 - 設置場所
 - シングルラインダイアグラム
 - 事業活動の種類と能力
 - 建設スケジュール
 - 公認事業体を作成したオペレーション予定表

4.電力購入契約（PJBL）

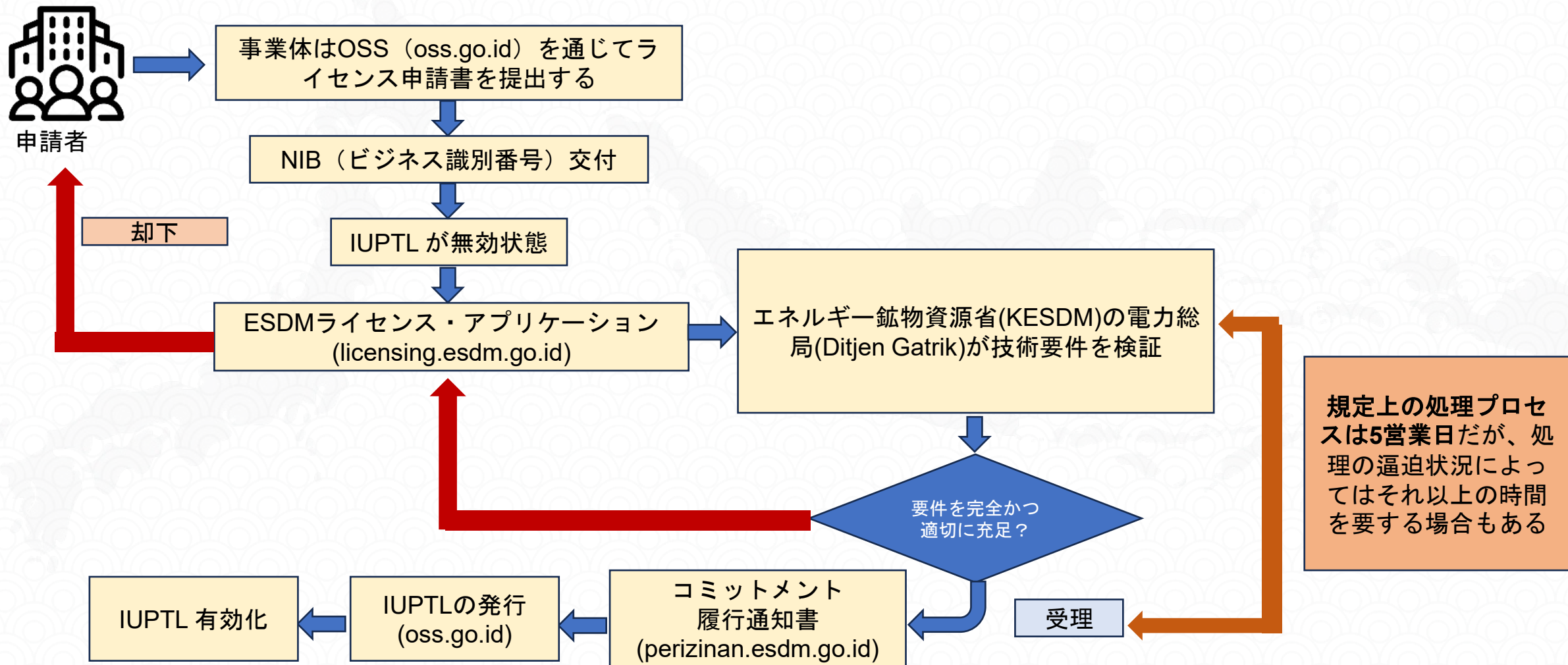
適用される電気料金規則に従った、申請者と電力購入予定者との間の合意書（修正を含む）。申請時点で契約未締結の場合は、権限に応じて大臣または知事による売電価格の承認を文書に記載する必要がある。

出典：IDIエキスパート・インタビュー



3.11 エネルギーセクターのAMDAL

公共用電気供給事業許可（IUPTLU）の申請・決定手続きについて



出典: IDI エキスパート・インタビュー



4.AMDALプロセスにおける ステークホルダーの役割



4.1 各プロセスの関係者

AMDALの作成に関わった関係者

プロジェクト提案者

提案者（事業主体）は、環境コンサルタントの支援を受けながら、TOR、RKL、RPLを含むAMDAL文書の提出と準備に責任を持ち、分析に必要なデータがすべて利用可能であることを確認する。

1

環境コンサルタント

KLHによって認定された環境コンサルタントは、物理的、生物学的、社会的、経済的、文化的側面にわたる環境影響を分析し、プロジェクト提案者からのデータを用いてAMDAL文書を作成する

2

AMDAL審査委員会

AMDAL審査委員会は、AMDAL文書の実現可能性を評価し政府機関、学識経験者、環境専門家、地域社会の代表者からなる承認勧告を行う

3

環境省（KLH）

KLHはAMDAL政策を規制し、実施を監督する。また、事業活動のコンプライアンスを保証し、インドネシアの環境持続可能性を保護する上で重要な役割を果たしている

4

5

地方政府

地方政府は、管轄区域内でAMDAL文書を承認/却下し、利害関係者の参加を確保するために公開協議を促進する

6

影響を受ける地域社会

AMDALプロセスにおいて地域社会の利益が考慮されるよう公開協議において反対意見を表明すると同時に、支援活動も展開する

7

学識経験者と環境専門家

学識経験者と環境専門家は、客観的で知識に基づいたAMDAL分析を確実にするため、科学的・技術的なインプットを提供する

8

メディアと環境NGO

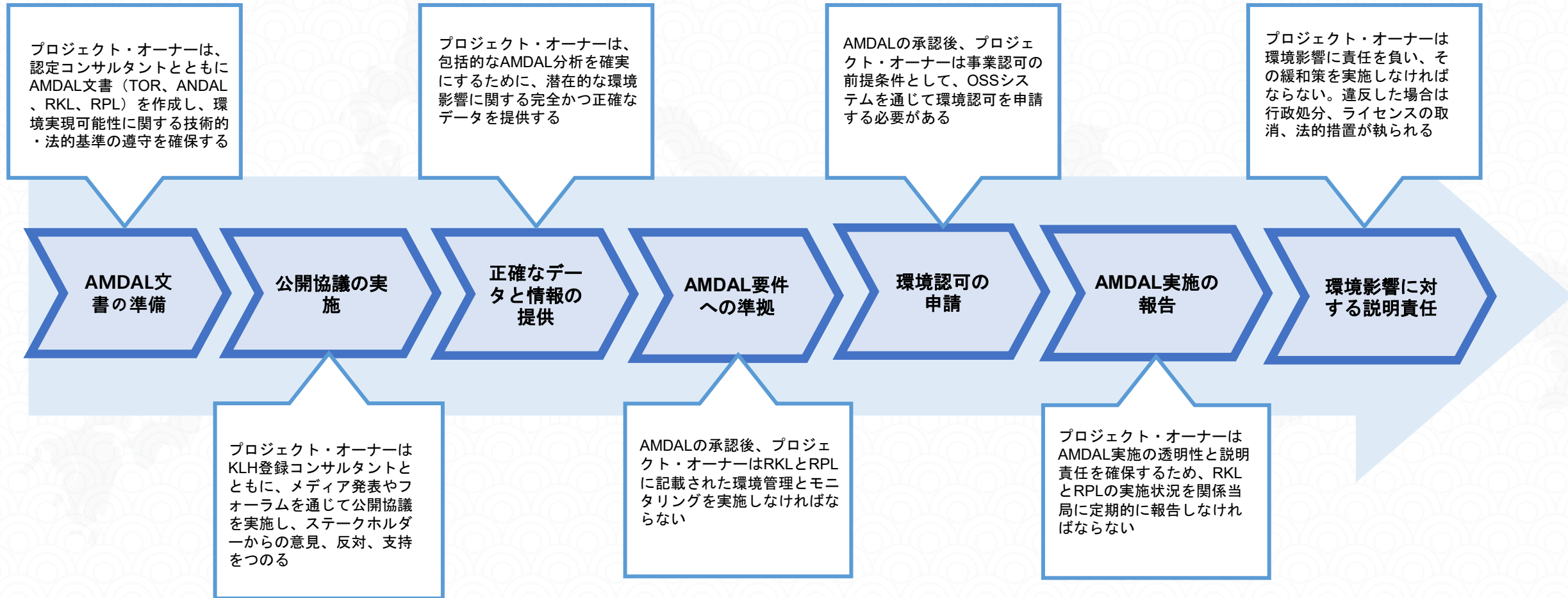
メディアと環境NGOは、AMDALの実施を監視し、環境への影響について公衆に知らせる。また、プロジェクト計画を公表することで透明性を高める



出典：環境文書作成ガイドラインに関する環境林務大臣規則2012年第16号

4.2 プロジェクトオーナーの責任

AMDALにおけるプロジェクトオーナーの主な責務



出典：2009年法律第32号



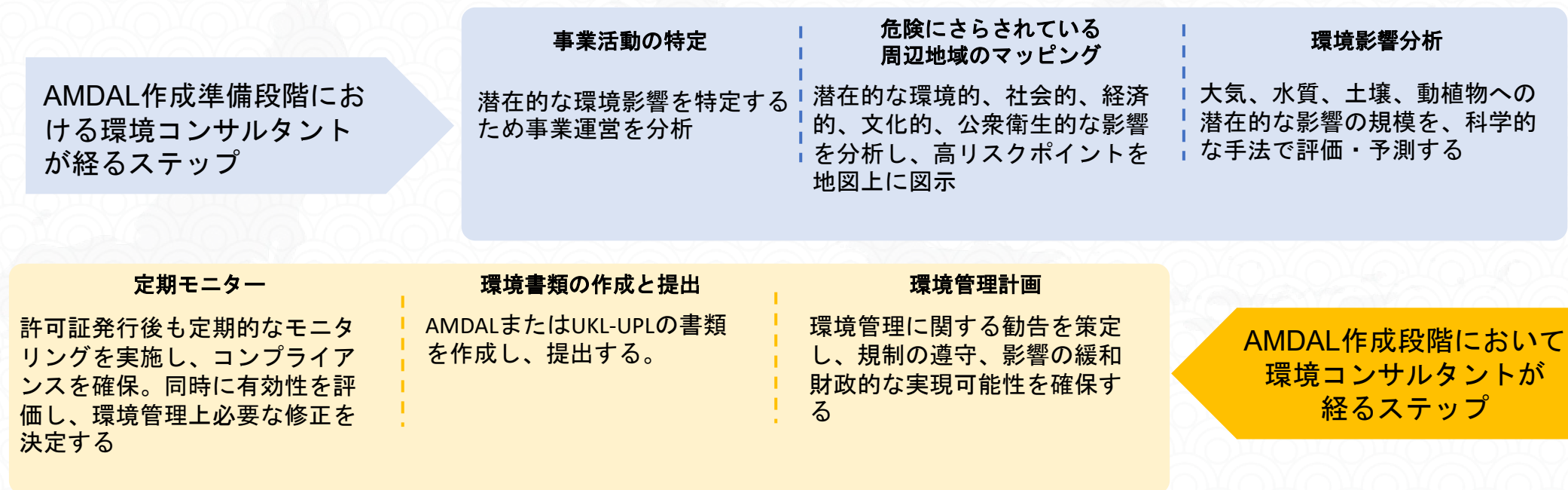
4.3 認定環境コンサルタントの役割

環境コンサルタントの役割と責任

環境コンサルタントは、事業活動が適用される環境規制を遵守するだけでなく、生態系や地域社会への影響を最小限に抑えるために重要な役割を果たしている。しかし、すべてのコンサルタントが環境影響評価（AMDAL）文書を作成する権限を持っているわけではない。

環境影響評価サービスプロバイダー機関（LPJP AMDAL）に登録されたコンサルタントだけが、このような文書を作成することを許される。LPJPは環境省（KLH）が発行する公式ライセンスで、3年間有効である。登録機関によるAMDAL作成の一貫性と品質を保証するため、毎年評価が行われる。

以下は、AMDAL作成において環境コンサルタントが行う体系的なステップである：



4.4 コンサルテーションとステークホルダーの参加

目的 コンサルテーション

AMDAL（環境影響評価）の準備プロセスにおいて、公開協議と利害関係者の参加は、透明性、参加、説明責任を確保する上で重要な役割を果たす。

このプロセスには、影響を受けるコミュニティ、政府、学識経験者、その他関係するステークホルダーなど、様々な関係者が関与する。公開協議の目的は以下の通りである：

- ・ 事業活動が環境に与える潜在的な影響について、一般市民や利害関係者から意見、提案、意見を収集する
- ・ 初期の計画段階から、潜在的な問題と解決策を特定する
- ・ AMDALの意思決定プロセスの透明性を高める
- ・ 計画された事業活動に対する社会的支援を構築する

コンサルテーションにおけるステークホルダー

AMDALプロセスにおける利害関係者の関与には、さまざまな関係者が含まれる：

- ・ **政府：**
意思決定者である政府は、協議プロセスが規制を遵守し、AMDALの結果が環境保護基準を満たしていることを確認する責任がある
- ・ **コミュニティ：**
直接影響を受ける可能性のある関係者は、彼らの利益や懸念が環境管理計画に確実に反映されるよう関与しなければならない
- ・ **学者および技術専門家：**
潜在的な影響と効果的な緩和策に関する科学的評価と解決策を提供
- ・ **非政府組織（NGO）：**
AMDAL準備プロセスにおいて、独立した監視を行い、説明責任を促す役割を果たす

公開協議の段階

公開協議はいくつかの段階を経て実施される：

・ プロジェクト計画の発表

提案者（事業主体）は、マスメディア、プロジェクトサイトの掲示板、その他の公式の場を通じて、プロジェクト計画を公表しなければならない。この発表には、プロジェクト、潜在的な影響、環境管理計画に関するドラフト情報が含まれる

・ パブリックコンサルテーションの実施：

提案者は、公開ミーティングを開催する：

- プロジェクトサイト周辺で直接影響を受けるコミュニティ
- 地方自治体および関連技術機関
- 市民社会組織（NGO）または環境保護団体
- 学者や環境の専門家

・ インプットとフィードバックの収集：

協議中、一般市民は意見や提案を提供し、潜在的な環境影響を特定することができる。すべてのフィードバックは文書化され、利用規約（KA-ANDAL）文書の改善材料として利用されなければならない。

4.5 AMDAL委員会の役割

概要 AMDAL委員会

AMDAL委員会は、プロジェクト提案者から提出された環境影響評価（AMDAL）文書の実現可能性を評価することを任務とするチームまたは機関である。この委員会は、提案された事業や活動が環境に影響を及ぼさず、環境政策を遵守していることを確認する上で重要な役割を果たす。

AMDAL委員会の役割と機能

- **AMDAL文書の評価**
契約条件（TOR）、環境影響分析（ANDAL）、環境管理計画（RKL）、環境モニタリング計画（RPL）を含むAMDAL文書の実現可能性を評価する。提出された文書が技術基準および法的規制に適合していることを確認する
- **推薦の提供**
AMDAL文書の承認または却下について関係当局に勧告を行う。勧告は、評価結果と文書の環境規制への適合性に基づいて行われる
- **ステークホルダーとの協議**
AMDAL文書において、影響を受けるコミュニティ、利害関係者、および公開協議の結果からのインプットが考慮されるようにする
- **実施監督**
AMDALの実施が環境管理計画（RKL）および環境モニタリング計画（RPL）に合致していることを確認するため、承認後の評価を実施する

AMDAL委員会のメンバー

AMDAL審査委員会は、客観性とAMDAL文書の適切な評価を確保するため、関連する専門知識を有する委員で構成される。メンバーは以下の通り：

- **政府代表：**
プロジェクトの管轄によって、中央または地方の機関から。
- **学術専門家：**
環境科学を専門とする高等教育機関・研究機関の専門家。
- **環境専門家：**
環境管理に関する資格または技術的専門知識を有する専門家
- **コミュニティ代表：**
提案されているプロジェクトや活動から直接影響を受けるコミュニティを代表する個人

AMDAL文書審査の手順

- **書類の提出**
提案者はAMDAL書類を関係当局に提出する
- **委員会による評価**
委員会は、提出されたすべての文書を精査し、将来発生しうる環境影響の物理的、生物学的、社会的、経済的、文化的側面を考慮する
- **審議または検討会議**
委員会は、全委員が参加する会議を開催し、評価結果について討議する
- **推薦の提供**
委員会は、承認または却下の勧告を関係当局に提出する
- **関係当局の決定**
委員会の勧告に基づき、当局は環境実現可能性認可を発行するか、AMDAL文書を却下する

4.6 AMDALプロセスへの一般市民の参加

市民参加の目的は、意思決定プロセスにおいて、すべての影響を受ける当事者、影響を受けるグループ、利害関係者が徹底的に関与し、慎重に検討されるようにすることである。これにより、プロジェクトから生じる社会的紛争のリスクを予防あるいは提言することができる。

2009年法律第32号に基づく
AMDALおよび環境許認可の準備
における地域社会の参画



AMDALの準備

計画されている活動／プロジェクトの公表と公開協議を通じ、環境影響分析文書の作成プロセスに対する参加を地域社会に対して呼びかける。地域社会はAMDAL文書に対して異議を申し立てることができる。

AMDALアセスメント

環境影響分析（ANDAL）、環境管理計画（RKL）、環境モニタリング計画（RPL）の評価プロセスにおいて、環境実現可能性／非実現可能性法令が発行されるまでの間、AMDAL評価委員会には地域社会が関与する。

環境許認可申請の公的アナウンス

異議申し立て手続きや公聴会、あるいは許可発行の意思決定における他のプロセスで意思表示の機会を得られなかった人々の参加が促進される。

出典：2009年法律第32号



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN
Jakarta Office

5. 外資系企業・コンサルタント が関与した事例と経験

5.1 AMDALおよび関連評価を完了した企業の例

No.	プロジェクト名	ロケーション	開発者	プロジェクト概要	リンク文書
1	PLTBサイドラップ	南スラウェシ州 シデレンラパン郡 マッティロタシ村	PT・UPC・シドラップ・ バユ・エネルギー (UPCリニューアブルズ)	風力発電所 (70MW)	https://iif.co.id/wp-content/uploads/2018/12/XUPC-USB342-07RPWR-Amdal1.pdf
2	PLTMククサン	ランブン州タンガムス郡 ウォノソボ、ペコン・ウェイ・パ ナス、ククサン川沿い	PTアルコラ・エネルギー	水力発電所 (PLTA) 28MWx2	https://iif.co.id/wp-content/uploads/2023/04/AMDAL-Project.pdf
3	PLTU ロンタル	バンテン州タンゲラン県 ケミリ郡ロンタル村	PT PLN	発電所3 x (300-400) MW および 150キロボルト (Kv) 送電網	https://www.nexi.go.jp/environment/info/pdf/ins_kankyou_15-046_01.pdf
4	PLTUチレボン	西ジャワ州チレボン県 アスタナジャプラ/カンチ/ムンドウ/ カンダワル/ワルドゥウル村	チレボン・エネルギー・ プラサラナ社 (CEPR)	水蒸気発電所 (PLTU, 1000MW)	https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/projects/image/49263_15.pdf
5	PLTGU ムアラ・カラン	ジャカルタ特別州 北ジャカルタ市 ムアラ・カラン	PT.PLN(Persero)Unit Induk Pembangunan VIII	ガス・蒸気発電所 (PLTGU, 500MW)	https://www.nexi.go.jp/environment/info/pdf/ins_kankyou_16-030_01.pdf

出展：デスクリサーチ

5.2 影響緩和の計画と実施のための戦略

環境影響削減戦略の実施は、活動を持続可能なものにし、プロジェクトの悪影響を最小限に抑えるために極めて重要である。

- **環境計画と影響評価**

操業開始後は、包括的な環境影響評価（AMDAL）の実施が不可欠である。適切な計画と緻密な評価は、潜在的な悪影響を特定し適切な緩和策を策定するのに役立つ。このアセスメントでは生態系、水質、大気質、社会的側面への影響を網羅する必要がある。

- **廃棄物・排出物管理**

効率的な廃棄物管理と排出削減は、影響削減戦略において不可欠な要素である。最新技術を利用すれば、廃棄物や排出物に関するマイナスの影響を大幅に減らすことができる。例（高度な大気汚染防止システムや水質汚濁防止システム）

- **環境に優しい技術の使用**

より効率的な鉱石処理技術や再生可能エネルギーなど、環境にやさしい技術を使用することは、環境への影響を軽減するのに役立つ。これらの技術は、エネルギー消費、温室効果ガス排出、廃棄物削減に貢献する。

- **コミュニティと社会参加**

意思決定プロセスや影響緩和計画に対し地域社会を参加させることで、外部からは見えない問題や解決策を明らかにすることができる。このような関与は、当該事業の社会的影響を効果的に管理するためにも極めて重要である。

- **モニタリングと規制遵守**

適用される環境規制を遵守し、環境への影響を定期的に監視することが重要である。厳格な監督と規制の遵守は、違反を防ぎ、悪影響を軽減するのに役立つ。

- **教育とトレーニング**

適切な環境慣行や環境にやさしい技術について従業員に研修を行うことで、環境方針やコンプライアンスに関する意識を高めることができる。教育はまた、環境問題を積極的に特定し、対処することにも役立つ。

- **環境マネジメントシステムの実施**

統合環境マネジメントシステムを導入することは、環境影響緩和戦略の計画、実行、モニタリングに役立つ。このようなシステムは、改善が必要な分野を特定し、環境政策の効果的な実施を確保することに貢献する。

- **評価と継続的改善**

環境影響緩和戦略の有効性を定期的に評価することは、措置の実施効果を確認するために重要である。継続的な改善プロセスによって欠陥に対処し、緩和策を強化すべきである。

- **第三者とのコラボレーション**

非政府組織や研究機関、その他の第三者と協力することで、より効果的な環境負荷削減戦略を開発し、実行に移すことができる。また、最新の知識や技術を利用することも可能である。

5.3 外国人投資家への教訓と提言

インドネシアにおけるエネルギー分野の外国投資会社（PMA）向けに、AMDALプロセスに関してAMDALコンサルタントへのインタビュー結果をもとにした推奨事項は下記の通りである。

1. 書類およびデータの準備を徹底すること

- AMDALプロセス開始前に、FS（フィージビリティ・スタディ）および技術データが完全かつ正確であることを確認すること。FSはAMDAL文書作成の主要な根拠となるため、完全なデータはプロセスを迅速化する。
- エネルギープロジェクトにおいては、OSS（オンライン単一申請）、KBLI（インドネシア標準業種分類）、IUPTL（電力供給事業許可）などの法的書類を準備すること。IUPTLがない場合、AMDALプロセスは進行できない。
- AMDAL開始前に、PKKPR（空間利用に関する環境妥当性承認）を取得すること。文書の有効性問題を避けるため、ATR/BPNによる直接評価方式を選ぶこと。
- Pertek（技術的承認）では、詳細な事業計画および環境影響評価が必要となる。提出情報は正確かつ完全であることが求められ、修正にかかる時間の削減にもつながる。

2. 経験豊富なAMDALコンサルタントの活用

- LPJP AMDAL（環境影響評価書作成者ライセンス）および ATPA（AMDAL統制の技術専門家）認証を有するAMDALコンサルタントを起用すること。経験豊富な現地コンサルタントは、インドネシアの規制順守を支援する。
- 企業・コンサルタント・行政機関間での円滑なコミュニケーションを確保し、データ収集や提出時のミスを防ぐこと。
- Pertekは各担当部局において独自の仕組みがあるため、修正が必要となる場合は、二次審査に追加の時間を確保すること。
- 一部のAMDALコンサルタントは、フィージビリティ・スタディ（FS）の作成支援も提供している。

3. 申請から完了までには十分な期間を見込むこと

- KLH（環境省）におけるAMDAL文書の評価プロセスは、待機行列が長いため、多くの時間を要することがある。文書作成に最低6か月、KLHでの評価に6～12か月を見込むこと。
- サンプル試験用のラボや、Amdal Netシステム上の技術的問題による待機も発生し得るため、余裕を持った対応が必要である。

出典：IDIエキスパートコンサルティング

5.3 外国人投資家への教訓と提言

4. 地域住民および関係者との連携

- ・ 影響を受ける地域社会との公開協議を透明性をもって実施し、プロジェクトの利益と影響を正しく理解してもらうこと。
- ・ 地域住民からの反対を避けるため、地元労働力の雇用は規制上の要件の一つである。
- ・ KLH（環境省）、エネルギー鉱物資源省（ESDM）、地方自治体との密な連携により、円滑な手続きの進行を確保すること。

5. 空間計画および環境規制の遵守

- ・ プロジェクト予定地が空間計画（RTRW）に準拠していることを確認すること。適合していない場合、ATR/BPNによる変更手続きには最大1.5年かかる可能性がある。
- ・ ANDAL（環境影響分析）、RKL-RPL（環境管理および監視計画）、UKL-UPL（環境管理および監視活動）など、プロジェクトに応じた環境関連文書を作成すること。プロジェクト全体のプロセスを網羅する内容とすること。

6. 定期的なモニタリングと報告の実施

- ・ AMDAL承認後は、6か月ごとに環境モニタリングを実施し、その結果をKLHまたはDLH（地域環境林業事務所）へ報告すること。
- ・ 報告は期限内に提出し、行政制裁を回避すること。
- ・ 一部のAMDALコンサルタントは、モニタリングや評価プロセスに関する支援サービスも提供している。

7. 最新規制の理解

- ・ AMDALに関する最新の法令、とくに一部プロジェクトにおける地方政府への権限委譲の内容について理解を深めること。

8. 十分な予算の確保

- ・ 企業の法的手続き、AMDALコンサルタント、Pertekプロセス、住民協議、試験・分析、AMDAL手続きなどにかかる費用を事前に準備すること。
- ・ AMDAL審査1回あたりの費用は最大で7,000万ルピアに達することもあり、修正が必要な場合は追加費用も発生する。

出典：IDIエキスパートコンサルティング

6. インドネシアにおける AMDAL関連環境訴訟

6.1 インドネシアのAMDAL関連環境訴訟

環境影響評価（AMDAL）に関連する環境訴訟は、通常、プロジェクトの環境影響に関するコミュニティ、政府、企業間の紛争から発生する。

AMDAL訴訟は一般に、以下のような要因により発生する：

- **法的欠陥のあるAMDAL**

十分な市民参加を得ずにAMDALを作成した場合や、規制を遵守しなかった場合など

- **予期せぬ環境影響**

許可を得ているものの、結果として著しい環境破壊を引き起こしたプロジェクト

- **政策と規制の変更**

AMDALのライセンス手続きを変更するオムニバス法の施行が例としてあげられる

- **地域社会との利益相反**

住民はしばしば、AMDALプロセスへの関与の欠如やプロジェクトによる悪影響を原因として企業を訴える

過去に注目を集めたAMDAL訴訟の事例

1.バリ島ベノア湾干拓事件（2014年～2018年）



- ベノア湾干拓プロジェクトは、700ヘクタールの干拓地での観光と不動産開発を目的として計画された。
- バリのコミュニティや環境活動家たちは、海洋生態系にダメージを与える可能性があること、地元の漁師に害を与えること、AMDALの過程で適切な市民協議が行われていないことなどを理由に、このプロジェクトに反対した。
- WALHIバリと埋め立てに反対するバリ市民フォーラム（For BALI）は、埋め立ての法的根拠となった大統領令に対して訴訟を起こした。
- 評決：埋め立てプロジェクトは、世論の圧力と政府の決定を受け、最終的に2018年に中止された。

6.1 インドネシアのAMDAL関連環境訴訟

2. 中部ジャワ州ケンデン山におけるセメント工場の事例 (2014年～2017年)



- PT Semen Indonesiaは、ロンバン県のケンデン山 カルスト地域にセメント工場を建設する計画であった。
- カルスト地域は彼らの生活を支える重要な水源であったため、農民を中心とする地元コミュニティはこのプロジェクトに反対した。
- AMDALに対する訴訟は、環境活動家の支持を受けた住民によって起こされた。
- 判決：2017年、最高裁判所（MA）は地域社会に有利な判決を下し、プロジェクトの環境許可を取り消した。しかし、同社が新たな許可を求める中、法的論争が継続した。

3. 中部ジャワ州バタン石炭火力発電所（PLTU）の事例 (2012年～2016年)



- バタン石炭火力発電所（発電容量2,000MW）は、環境破壊や漁民や農民の生活への脅威に対する懸念から、地元住民の強い反対に直面した。
- AMDALのプロセスには、影響を受けるコミュニティが十分に関与できなかったという欠陥があった。
- 州行政裁判所（PTUN）に環境許可の取り消しを求める訴訟を起こした。
- 評決：裁判所は訴訟を棄却し、抗議活動が続いていたにもかかわらずプロジェクトは継続。2016年に商業運転が開始された。

6.1 インドネシアのAMDAL関連環境訴訟

4. バニユワンギ県トゥンパン・ピトゥ山における金採掘事例 (2012年～2018年)



- PT Bumi Suksesindoは、バニユワンギのトゥンパン・ピトゥ山で金採掘事業を行う許可を得た。
- 地元コミュニティは、森林伐採と地滑りや洪水のリスクの増大を恐れ、このプロジェクトに反対した。
- PTUNでは、地元政府が発行した環境許可証の無効を求めて訴訟を起こした。
- 評決：訴訟は棄却され、採掘プロジェクトは継続的な論争にもかかわらず進められた。抗議は少なくとも2018年まで続いた。

5. 西ジャワ州チレボン石炭火力発電所（PLTU）の事例 (2016年～2017年)



- チレボン石炭火力発電所（発電容量1,000MW）の第2期拡張工事は、住民や環境活動家たちからの法的挑戦に直面した。
- コミュニティは、AMDALのプロセスには欠陥があり、大気汚染、水質汚染、近隣住民の健康リスクを考慮しなかったと主張した。
- PTUNでは、このプロジェクトの環境許可取り消しを求める訴訟を起こした。
- 判決：2017年、PTUNジャカルタは住民に有利な判決を下し、環境許可を取り消した。しかし、同社がAMDALを修正し、新たな許可を確保した後、プロジェクトは継続された。

6.1 インドネシアのAMDAL関連環境訴訟

6.Telukセパン石炭火力発電所（PLTU）の事例 （2017年～2020年）



- テルック・セパン石炭火力発電所の建設は、海洋生態系の破壊や環境汚染に対する懸念により、地元コミュニティからの反対に直面した。
- 住民はPTUNパレンバンで訴訟を起こし、AMDALのプロセスは透明性を欠き、クリーンな環境を得る権利を侵害していると主張した。
- 評決：裁判所は2020年に訴訟を棄却し、住民や環境活動家の継続的な抗議にもかかわらず、プロジェクトの進行を許可した。

7.バリ島ベノア港拡張の事例（2018年～2021年）



- PT.ペリンドIIIは、クルーズ観光船の入港に対応するため、ベノア港の拡張に着手した。
- 地元コミュニティや環境活動家たちは、マングローブの破壊や周辺海域の堆積物の増加を懸念し、このプロジェクトに反対した。
- WALHIはこのプロジェクトの環境許可に対して訴訟を起こした。
- 評決：この訴訟は当初承認されたが、プロジェクトは修正と環境許認可の改訂を受け続ける結果となった。この問題は少なくとも2021年まで議論が継続された。

7.付録 Appendix

7.1 認定環境コンサルタントのリスト

No.	登録番号	企業・団体名	住所および連絡先	認定登録日
1	0002/LPJ/AMDAL-1/LRK/KLHK	ウィディヤ・チプタ・ブアナ 担当者名：イワン・セティアワン	JI Komp Perkantoran Metro, JI Venus Barat Kav.15 Kel Sekejati, Kec Margacinta, Bandung, Jawa Barat. KP.Dian Herdiana 携帯：081223608250 / 電話：(022)7568445,7509159 FAX：(022)7509172 Eメール：mail@wcbpt.com	2022/04/20
2	0006/LPJ/AMDAL-1/LRK/KLHK	PT EOSコンサルタント 担当者名：ヌニ・A・ヘラニータ	JI Heulang 7, Kel Tanah Sareal, Kec Tanah Saeral, Kota Bogor, Jawa Barat 電話：(0251)8334253/8341625 FAX：(0251)8341125、 電話：0811734681 担当者直通電話：0811119638 Eメール：eos@eos.co.id	2022/02/21
3	0009/LPJ/AMDAL-1/LRK/KLHK	PT Indoconsult Cipta Prestatama 担当者：ムハンマド ファイサル	JI Cempaka Blok E No 14, Komplek laladon Permai, Kel Laladon, Kec Ciomas, Kab Bogor, Jawa Barat 16610 電話FAX：(0251)8639332 担当者直通電話：085691408346 Eメール：psl_faial@yahoo.co.id	2023/02/28
4	0012/lpj/amdal-1/lrk/klhk	カルサ・ブアナ・レスタリ 担当者：ザヘルナジャ	Kantor I：JI Bintaro Permai Raya Kav 8/III RT 006 RW 01 Kel Bintaro, Kec Pesanggrahan, Kota Jakarta Selatan, Jakarta 12330 Kantor II：JL Kesehatan IV No 45A, Bintaro, Kota Jakarta Selatan, DKI Jakarta 12330 電話：(021)7378020 FAX：(021)7353319 担当者直通電話：08128091180 Eメール：marketing@ptkarsabuanalestari.com	2022/06/08
5	0019/lpj/amdal-1/lrk/klhk	インドネシア・スーパーインテンディング・カンパニー (SUCOFINDO) 担当者：ディアン・インドラワティ	Graha Sucofindo Lt.B1-SBU Sertifikasi & EcoFramework JI Raya Pasar Minggu Kav 34, Kel Pancoran, Kec Pancoran, Jakarta Selatan, Jakarta 12780 電話：(021)7983666 FAX：(021)7985554 担当者直通電話：081802927277 ウェブサイト：http://sucofindo.co.id Eメール：lpjpamdalsics@gmail.com	2023/02/21

出典：https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/

7.2 関連政府機関の連絡先情報

代理店	住所	電話	電子メール	ウェブサイト	提供サービス
環境省 (KLH)	ジャラン・ガトット・スプロート、マンガラ・ワナバクティビル、中央ジャカルタ市	(021) 573-0191	info@menlhk.go.id	www.menlhk.go.id	環境承認 (AMDAL)、UKL-UPL、環境監督、苦情処理
州環境庁 (例：ジャカルタ特別州)	グラハ・メンタル・スピリチュアル・ビル、ジャラン・アウルディンII 20号、中央ジャカルタ市	(021) 3483-2803	dlhdkj@jakarta.go.id	dlh.jakarta.go.id	州レベルの環境許認可、廃棄物管理、環境苦情処理
自治体／地方環境庁	地域により異なる。 情報は地方自治体のウェブサイトから確認可能	-	-	-	中小規模の活動に対するSPPLやUKL-UPLを含む、地域レベルの環境許認可
OSS (オンライン・シングル・サブミッション)	投資省/BKPMビル、ジャラン・ジェンデラル・ガトット・スプロートNo.44、南ジャカルタ市	1500-007	info@oss.go.id	www.oss.go.id	NIB、SPPL、UKL-UPL、AMDAL、統合オンラインビジネスライセンスサービスの発行
AMDAL評価委員会	国家レベルのプロジェクトはKLHの下で運営され、地域レベルのプロジェクトは地方環境庁の下で運営される。	-	-	-	国または地域規模のプロジェクトに関するAMDAL文書の評価

出典：2021年環境林務大臣規則第4号

7.3 本ガイドで使用する主な用語と略語の用語集

用語/略語	定義
AMDAL	インドネシア政府が許可証を発行する前に、計画中の活動やプロジェクト（産業、インフラ、開発など）の環境への影響を評価するために義務づけている体系的かつ正式な評価プロセス。AMDALの目的は、意思決定において環境の持続可能性に配慮しながら、社会文化的側面だけでなく環境への悪影響を特定、予測、緩和することである。このプロセスには、政府、ビジネス関係者、影響を受ける地域社会を含む利害関係者の参加が必要である。
ANDAL	ANDAL (Analisis Dampak Lingkungan - Environmental Impact Analysis) は、AMDAL (Environmental Impact Assessment) プロセスの中で、提案されたプロジェクトの潜在的な環境、社会、経済的影響を評価する詳細な調査である。環境実現可能性（SKKLH）と環境承認（PL）に関する意思決定の基礎となる。
ANDALALIN	交通影響分析 - 交通影響分析とは、計画中の開発やプロジェクトが交通の流れや交通インフラに与える影響を評価する調査です。大きな交通量を発生させる企業、商業開発、インフラプロジェクトには必須の要件である。
B3	B3 (Bahan Berbahaya dan Beracun - Hazardous and Toxic Substances) とは、毒性、引火性、腐食性、反応性などの特性により、人の健康や環境にリスクをもたらす物質を指す。
Biogas Power Plants (PLTBg)	PLTBg (Pembangkit Listrik Tenaga Biogas - バイオガス発電所) は、パーム油工場廃液（POME）、家畜糞尿、食品廃棄物などの有機性廃棄物を嫌気性消化することで生成されるバイオガスから発電する再生可能エネルギー施設である。廃棄物発電を活用することで、インドネシアのエネルギー転換を支援している。
BWK	Environmental Carrying Capacity and Assimilative Capacity) は、生態系が劣化することなく維持できる人間活動と環境圧力の最大レベルを決定するために用いられる評価枠組みである。
中央政府環境実現可能性評価機関	中央政府環境実現可能性評価機関は、国家レベルで大規模プロジェクトの環境実現可能性を評価、査定、決定する公的機関である。この機関は AMDAL（環境影響評価）評価に基づく環境実現可能性決定（SKKLH）の付与において重要な役割を果たしている。
県・市レベル	県・市レベルとは、インドネシアの行政区画のことで、地方政策、公共サービス、規制の実施を管轄する。このレベルは、県（Kabupaten）と市（Kota）で構成され、それぞれに開発、インフラ、環境管理を担当する地方自治体がある。
DJTR	空間計画総局（Directorate General of Spatial Planning）は、インドネシアの農務・空間計画省（Ministry of Agrarian Affairs and Spatial Planning）／国土庁（National Land Agency : ATR/BPN）傘下の政府機関であり、空間計画および土地利用管理に関する政策の策定と実施を担当している。DJTRは地域空間計画（RTRW）の作成を監督し、地方自治体に技術指導を行い、国全体の空間計画の統合を確実にする。
DLH	環境庁（DLH）は、インドネシアの州または市レベルの環境管理を担当する地方政府機関である。その任務には、環境の質の監視、規制の施行、持続可能性プログラムの実施などが含まれる。DLHは環境省の調整下で運営されている。2024年の再編後も、DLHは地方レベルの環境政策の主要な執行機関として機能する。
DPH	DPH (Daya Dukung dan Daya Tampung Lingkungan Hidup - Environmental Carrying Capacity and Environmental Assimilative Capacity) とは、環境の劣化を引き起こすことなく、人間活動を支え、汚染を吸収する能力を判断するための科学的評価である。
Ecoregion	エコリージョンとは、気候、土壌、水系、植物相、動物相など、独自の生態学的特徴によって定義される地理的に明確な地域のことであり、インドネシアの環境管理と保全計画の基礎となる。エコリージョンの分類は、生物多様性保護、汚染防止、土地利用計画のための持続可能な政策立案に役立つ。
EIA	EIA（環境影響評価）の概念（Environmental Impact Assessment - EIA）とは、計画されているプロジェクトの実施前に、その潜在的な環境影響を評価するために用いられる体系的なプロセスを指す。環境への悪影響を特定、防止、緩和することにより、持続可能な開発を保証することを目的としている。
環境認可 (Persetujuan Lingkungan - PL)	環境認可（Persetujuan Lingkungan - PL）は、環境に影響を与える可能性のある事業や活動に与えられる公式認可である。従来の環境許可（Izin Lingkungan - IL）に代わるもので、環境コンプライアンスをオンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムに統合している。PLは、環境影響評価（AMDAL）または環境管理・監視努力（UKL-UPL）の承認に基づいて発行される。
環境許可 (Izin Lingkungan - IL)	環境許可 (Izin Lingkungan - IL) は、環境に影響を与える可能性のある事業や活動に必要な公式認可である。環境影響評価（AMDAL）または環境管理・監視努力（UKL-UPL）規制の遵守を保証するものです。環境許可は、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムを通じて事業許可を取得するための前提条件である。

7.3 本ガイドで使用する主な用語と略語の用語集

用語/略語	定義
Eselon	エシュロンとは、インドネシア政府の官僚制度における階層的な序列システムのことで、権限、責任、意思決定レベルに基づいて役職を分類している。エシュロン制度は、省庁、政府機関、地方行政機関に適用される。
政府規則	政府規則（Peraturan Pemerintah - PP）は、法律（Undang-Undang）を実施し、さらに規制するためにインドネシア政府が発行する法的手段である。特定の政策に関する詳細な規定を定め、効果的な施行とガバナンスを保证する。
IMB	建築許可（Izin Mendirikan Bangunan - Building Permit）は、空間計画および安全規制を遵守して、個人または企業が建物を建設、変更、または改築することを許可するインドネシアの必須許可であった。しかし、雇用創出法（UU Cipta Kerja No.11/2020）の一部として、IMBはPBG（Persetujuan Bangunan Gedung - Building Approval）に取って代わられた。
雇用創出法	雇用創出法（Undang-Undang Cipta Kerja - UU Cipta Kerja）は、インドネシアにおけるビジネスプロセスの簡素化、投資の誘致、経済成長の促進を目的とした規制の枠組みである。法律第11/2020号として制定されたこの法律は、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムによる事業認可の合理化、労働法の改正、環境規制の見直しなど、大幅な変更を導入した。
KA	KA（Kerangka Acuan - Terms of Reference）は、環境影響アセスメント（AMDAL）の範囲、方法論、目的を概説した文書である。プロジェクト実施前に潜在的な環境影響を評価するための基礎資料となる。
Kantah	カンタ・ブルタナハン（Kantor Pertanahan - Land Office）は、国有地庁（BPN）傘下の地方事務所で、インドネシアの県・市レベルの土地行政、登録、認証を担当している。カンタは、州土地庁（Kanwil BPN）および農務・空間計画省（ATR/BPN）の監督下で運営されている。
KBLI	KBLI（Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia - Indonesian Standard Industrial Classification）は、インドネシアにおける事業活動を分類するために使用される標準化された分類システムである。BPS（インドネシア統計局）により発行され、事業許可、課税、規制遵守のための参考資料となっている。
KKLH/SKKL/SKKLH	SKKLH（Surat Keputusan Kelayakan Lingkungan Hidup - Environmental Feasibility Decree）は、提案された事業や活動が、環境影響評価（AMDAL）に基づく環境実現可能性の要件を満たしていることを確認する、政府によって発行される公式の決定である。環境認可（PL）を取得するための前提条件として機能し、環境に重大な影響を与えるプロジェクトには不可欠である。
KLH	環境省（KLH）は、環境管理と林業を担当するインドネシアの政府機関であった。2024年、KLHは環境・環境管理庁（KLH/BPLH）と林業省の2つに分割され、それぞれの分野における効率性とガバナンスの向上を目指している。
KLHS	戦略的環境アセスメント（Kajian Lingkungan Hidup Strategis - Strategic Environmental Assessment）は、環境持続可能性の原則が政府の政策、空間計画、開発プログラムに統合されていることを確認するために使用される政策評価ツールである。KLHSは、環境保護・管理に関する法律第32/2009号により、国、州、県レベルでの持続可能な意思決定を導くことが義務付けられている。
KTP	Kartu Tanda Penduduk - Resident Identity Cardは、17歳以上の国民および外国人居住者（KITAS/KITAP保持者）に対してインドネシア政府が発行する公的身分証明書である。身分証明、居住証明、市民権証明の役割を果たす。
法律	法律（Undang-Undang - UU）とは、インドネシア政府が立法プロセスを通じて制定した法的拘束力のある規制を指す。法律はガバナンスの基礎となるものであり、様々な分野における権利、義務、法的枠組みを定義している。
MW	メガワット（MW）は、100万ワット（1,000キロワット）に相当する電力測定単位。発電所や電力網、大規模なエネルギー・システムの容量を表すのによく使われる。
NIB	NIB（Nomor Induk Berusaha - Business Identification Number）は、インドネシアの企業向けにオンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムを通じて発行される固有の識別番号である。これは、会社登録、税務識別（NPWP）、関連するセクターの承認など、様々な許可を統合する主要なビジネスライセンスとして機能する。
OSS	OSS（Online Single Submission）は、一元化されたデジタルプラットフォームを通じて事業許可申請と承認を合理化するインドネシアの統合ライセンスシステムである。AMDAL（環境影響評価）やUKL-UPL（環境管理・監視活動）などの環境許認可を含む、さまざまな事業許可の登録、発行、監視を容易にする。

7.3 本ガイドで使用する主な用語と略語の用語集

用語/略語	定義
PBG	建築許可（Persetujuan Bangunan Gedung）は、雇用創出法（UU Cipta Kerja No.11/2020）に基づくIMB（Izin Mendirikan Bangunan）に代わる許可である。技術的、空間的、環境的規制を遵守した建築物の建設、変更、改築を許可するものである。
Pembangkit Listrik Tenaga Bioenergi (PLTBn)	PLTBn（Pembangkit Listrik Tenaga Bioenergi - Bioenergy Power Plant）は、バイオマス、バイオガス、その他の有機エネルギー源から発電する再生可能エネルギー発電所である。農業廃棄物、木質ペレット、家畜ふん尿、有機残渣を発電に利用することで、インドネシアの持続可能なエネルギーへの移行を支援している。
Pembangkit Listrik Tenaga Biomassa (PLTBm)	PLTBm（Pembangkit Listrik Tenaga Biomassa - バイオマス発電所）は、農業廃棄物、木質ペレット、その他のバイオマスなどの有機物を燃焼させて発電する再生可能エネルギー発電所である。化石燃料への依存を減らし、国のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの比率を高めるというインドネシアの戦略の一環である。
Pembangkit Listrik Tenaga Mikrohidro (PLTMh)	PLTMH（Pembangkit Listrik Tenaga Mikrohidro - Microhydro Power Plant）は、5-1,000kW(1MW)の小規模水力発電システムで、川の流れや小さな水滴を利用して再生可能な電力を発電する。インドネシアの農村電化やオフグリッド電力ソリューションとして、特に遠隔地で広く利用されている。
Pembangkit Listrik Tenaga Minihidro (PLTM)	ミニ水力発電所（PLTM : Pembangkit Listrik Tenaga Minihidro）は、設置容量1～10MWの小規模水力発電所で、河川流量や小規模ダムを利用して再生可能な電力を発電する。インドネシアのエネルギー多様化戦略や農村電化プログラムにおいて重要な役割を果たしている。
Pembangkit Listrik Tenaga Picohidro (PLTPH)	ピコ水力発電所（PLTPH : Pembangkit Listrik Tenaga Picohidro）は、5kW未満の超小型水力発電システムで、通常、オフグリッド農村電化や遠隔地コミュニティで使用される。これらのシステムは、小河川や灌漑用水路の水流を利用して、再生可能で低コストの電力を発電する。
Pertek	Pertek（Persetujuan Teknis - Technical Approval）は、特定の環境基準や技術要件への準拠を保証するために、関連当局によって発行される公式認可である。環境認可（Persetujuan Lingkungan - PL）を取得するための前提条件として機能し、一般的に廃水処理、大気排出、有害廃棄物管理などの活動に必要とされる。
PIL	環境情報プレゼンテーション（Penyajian Informasi Lingkungan） - 環境情報プレゼンテーションは、プロジェクトの潜在的な環境影響と管理措置の概要を提供する簡略化された環境文書です。通常、完全な環境影響評価（AMDAL）を必要としないが、環境コンプライアンスが必要な中小規模の活動に必要とされる。
PKPLH	PKPLH（Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan Lingkungan Hidup - Statement of Commitment for Environmental Management）は、企業やプロジェクトの所有者が、その活動の環境影響を管理・緩和することを約束する正式な宣言です。AMDAL（環境影響アセスメント）は必要ないが、UKL-UPL（環境管理・監視努力）規則を遵守する必要があるプロジェクトに適用される。
PMA	Penanaman Modal Asing - 外国直接投資とは、外資100%出資の企業、または現地パートナーとの合併事業を通じて、インドネシア国内の事業活動に外国資本が投資することを指す。PMAは、投資に関する法律第25/2007号に基づき規制されており、インドネシア投資調整委員会（BKPM）が監督している。
専門職認証機関	専門職認証機関は、国内および国際的な資格基準に基づいて専門職の能力を評価し、認証する責任を負う公認機関である。LSPは、インドネシアの国家専門職認証機関（BNSP - Badan Nasional Sertifikasi Profesi）の下で運営されている。
提案者	提案者とは、プロジェクトや事業活動の開始、開発、実施に責任を持つ個人、企業、組織を指す。環境管理の文脈では、提案者は規制を遵守し、必要な承認を得て、環境影響を緩和することが求められる。
州レベル	州レベル（Provincial Level）とは、インドネシアの州（Provinsi）を管轄する地方行政のことで、国政と県・市政の中間的な役割を果たす。州政府は、県や市の行政に比べ、政策実施、インフラ整備、環境管理に関してより広範な権限を持っている。
RDTR	詳細空間計画（Rencana Detail Tata Ruang - Detailed Spatial Plan）とは、特定の都市や地域の具体的な土地利用規制を示す技術的なゾーニング文書である。これは、より広範な空間計画（RTRW - Rencana Tata Ruang Wilayah）を、開発と投資のための詳細な運用ガイドラインに変換するものである。
空間計画遵守勧告	空間計画遵守勧告（Rekomendasi Kesuaian Rencana Tata Ruang - RK RTR）とは、提案されたプロジェクト、事業、開発活動が、国、州、県／市レベルで指定された空間計画規制と整合していることを確認するために発行される公的な証明書または承認である。

7.3 本ガイドで使用する主な用語と略語の用語集

用語/略語	定義
活性化	活性化とは、システム、インフラ、政策を修復、改善、最適化し、その有効性と持続可能性を高めるプロセスを指す。
環境管理計画マトリックス	環境管理計画マトリックスは、環境影響評価（AMDAL）プロセスで使用する構造化された枠組みで、プロジェクトによって引き起こされる環境影響を管理するための緩和策、責任者、モニタリング戦略の概要を示す。
RKL-RPL	RKL-RPL（環境管理計画と環境モニタリング計画）は、インドネシアの環境影響評価（AMDAL）プロセスにおける必須文書である。これは、プロジェクトの潜在的な環境影響を管理・モニタリングし、環境規制の遵守を確保するための戦略を概説したものである。RKL（Rencana Pengelolaan Lingkungan）は影響緩和策に重点を置き、RPL（Rencana Pemantauan Lingkungan）はこれらの対策の有効性を評価するためのモニタリングの取り組みを詳述する。
RPPLH	RPPLH（Rencana Perlindungan dan Pengelolaan Lingkungan Hidup - Environmental Protection and Management Plan）は、持続可能な環境管理のための政策、プログラム、行動をまとめた戦略文書である。国、州、地域レベルで策定され、土地利用計画、汚染防止、生物多様性保全、気候変動への対応などの指針となる。
RT	ルクン・テタンガ（Rukun Tetangga）自治会は、インドネシアのコミュニティ・ガバナンス・システムにおける最小の行政単位であり、近隣レベルでの地域調整、社会活動、行政事務の促進を担っている。RTはRW（Rukun Warga - Community Association）の下で運営され、村または都市区（Kelurahan/Desa）政府に報告する。
RTR	Rencana Tata Ruang - 空間計画とは、持続可能な開発を支援するために、国、州、県／市レベルで土地と空間の配分、利用、管理を定義する戦略的計画文書である。
RW	ルクン・ワルガ（Rukun Warga）とは、インドネシアにおけるコミュニティ・ベースの行政単位で、村（desa）または都市区（kelurahan）内の複数のRT（Rukun Tetangga）から構成される。RWは、地域住民と村または地区政府との仲介役として、コミュニティの組織化、公共サービス、政府の調整を促進する。
操業可能性証明書	操業可能性証明書は、施設、発電所、または産業事業がその活動を開始する前に必要とされる公的な許可または証明書である。これは、施設が規制要件に従って技術、安全、および環境基準を満たしていることを保証するものである。
太陽光発電所 (PLTS)	PLTS（Pembangkit Listrik Tenaga Surya - 太陽光発電所）は、太陽光を電気エネルギーに変換する太陽光発電（PV）パネルを使って発電する再生可能エネルギー施設である。インドネシアのクリーンエネルギー移行と脱炭素戦略の重要な要素である。
SPPL	SPPL（Statement of Commitment for Environmental Management and Monitoring）は、事業者または活動提案者が、その事業による環境影響を管理・監視することを約束する宣言文書である。SPPLは、AMDALやUKL-UPLを作成する必要のない活動を対象としている。この文書は環境許可要件の一部であり、事業者がその活動によって生じる環境影響について説明責任を果たすことを保証するものである。
調査ガイドライン	調査ガイドラインとは、調査やアセスメントの目的、範囲、方法論、期待される成果を概説する枠組みや指令のことである。環境管理の文脈では、AMDAL（環境影響評価）、UKL-UPL（環境管理およびモニタリングの取り組み）、RPPLH（環境保護および管理計画）の作成の指針として、アラハン・スタディがよく使用される。
Thermal Process Waste-to-Energy Power Plants (PLTSa)	PLTSa（Pembangkit Listrik Tenaga Sampah - Waste-to-Energy Power Plant）は、焼却、ガス化、熱分解によって都市ごみ（MSW）を電力に変換する熱ベースの発電施設である。インドネシアの都市廃棄物管理と再生可能エネルギー開発における重要なソリューションである。
TOR	TOR（Terms of Reference）とは、調査、プロジェクト、アセスメントの範囲、目的、方法論、成果物を概説した文書である。環境管理において、TORは環境影響評価（AMDAL）、戦略的環境アセスメント（KLHS）、その他の持続可能性に関連する調査の枠組みを定義するために不可欠である。
TUKLH	TUKLH（Tim Uji Kelayakan Lingkungan Hidup - Environmental Feasibility Assessment Team）は、提案されているプロジェクトの環境影響評価（AMDAL）を担当する学際的なチームである。このチームは、プロジェクトが環境規制に準拠していることを確認し、承認を与える前にその潜在的な影響を評価する。
UKL-UPL	UKL-UPL（Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts）は、AMDALを作成する必要のない活動に対する環境管理およびモニタリングの取り組みをまとめた文書である。UKL-UPLは、環境許可を取得するための前提条件として必要であり、活動の潜在的な環境影響を確実に抑制する役割を果たす。この文書には、活動期間中の環境への悪影響を防止、緩和、監視するための行動計画が含まれる。

7.3 本ガイドで使用する主な用語と略語の用語集

用語/略語	定義
UMK	UMK (Usaha Mikro dan Kecil - Micro and Small Enterprises) とは、微小・中小・中堅企業法 (UMKM) 第20/2008号で定義されているように、資産価値と年間収益に基づいて微小・中小企業に分類される事業体を指す。これらの企業は、地域の起業家精神、雇用創出、経済回復力を促進することにより、インドネシア経済において重要な役割を果たしている。
WBS	(Water Balance System) は、持続可能な水資源配分を確保するため、特定の地域内での水の利用可能性と使用量を評価・管理するための枠組みである。水の供給が農業、工業、家庭、環境の需要を過度な搾取なしに満たすことができるかどうかを判断するのに役立つ。
風力発電所 (PLTB)	PLTB (Pembangkit Listrik Tenaga Bayu-風力発電所) は、風力エネルギーを利用してタービンで発電する再生可能エネルギー発電所である。インドネシアのエネルギー多様化戦略において重要な役割を担い、クリーンで持続可能な発電に貢献している。

7.4 AMDAL ドキュメントリスト

ドキュメント	KA ANDAL	ANDAL / RKL / RPL
2012年環境規則（PP LH）第16号に基づくKA-Andal文書	✓	✓
KA-アンダル文書に関する協議依頼のカバーレター	✓	✓
土地証明書のコピー	✓	✓
SIPPT（土地使用指定許可証）と空間利用許可証（IPR）のコピー	✓	✓
権限のある職員が署名したブロックプラン/都市計画決定書のコピー	✓	✓
権限を与えられた職員が署名した建物配置図のコピー	✓	✓
会社設立証書/身分証明書のコピー（個人の場合）	✓	✓
ロケ地マップ	✓	✓
建物平面パース図	✓	✓
MOUのコピー（協力関係がある場合）	✓	✓
アンケート	✓	✓
排水情報（地下室計画がある場合）	✓	✓
現在の現場状況の写真（直近1週間以内）	✓	✓
公開協議の結果： ・ 村長／準地区長が署名した議事録 ・ 出席者リスト ・ 実施風景の写真 ・ マスメディアでの発表証明のコピー ・ 活動場所の掲示板に掲示された告知写真	✓	
取締役会が署名した環境管理声明書（IDR6,000の印紙税付き）		✓
承認されたKA-Andal証明書のコピー（ディスカッションの際にKA-Andal書類を持参すること）		✓
検査室分析結果（法的に認定され、KANの認定を受けた検査室によるもの）		✓
洪水高度の勧告書（公共事業部より）		✓
水管理調査の結果		✓

7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- 規制の遵守、特に空間計画の承認は、初期段階から極めて重要である
- 空間計画の適合性は、プロセスの開始時点で確認する必要がある
- 空間適合性許可（PKKPR）は早期に取得しなければならない。プロジェクトが陸域と海域の両方にまたがる場合は、それぞれの許可が必要となる
- PKKPRの発行方法には2通りある
 1. 自動発行 – この方法では、AMDAL審査会においてPKKPR文書の有効性が問われる可能性がある
 2. ATR/BPNによる直接審査による発行 – AMDALプロセスにおけるPKKPRの信頼性が高まるため、推奨される方法である
- PKKPRの発行期間は、PNBB（非課税国家収入）を要するセクターにおいて特に変動する。使用面積が大きいほど料金が高くなる傾向がある
- フィージビリティ・スタディ（FS）および技術データは、AMDALプロセス開始前に完了しておく必要がある
- クライアントがFSデータを十分に保有していない場合、AMDALプロセスはより困難かつ時間を要する
- プロジェクト活動の記述は、通常FSに基づいて作成する
- プロジェクトの記述は明確・詳細・一貫性が求められる。なぜなら、文書の修正が必要になると、AMDALプロセスが大幅に長期化するためである
- FSおよび技術データが整った時点で、AMDAL文書の作成を開始できる
- エネルギー分野のプロジェクトにおいては、技術承認（Pertek）を取得するために、FSを詳細に作成する必要がある
- 企業は、AMDALの提出前に技術承認（Pertek）を取得しなければならない

出典：IDIエキスパートコンサルティング

7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- ❑ 技術承認（Pertek）は、AMDALおよびRKL-UPLの作成前に取得する必要がある
- ❑ 技術承認（Pertek）は、事業計画の詳細およびその環境影響に重点を置いている
- ❑ Pertekに関する情報が十分でない場合、プロセスには最大2年を要する可能性がある。さらに、評価の順番待ちによって完了までの時間が延長される
- ❑ Pertekの聴聞会は、関係各局ごとに独自の仕組みを有している。修正が必要な場合には追加費用は発生しないが、2回目の聴聞会を実施する必要がある
- ❑ AMDALは時間を要するプロセスであり、その中には影響を受ける地域社会との協議も含まれる
- ❑ AMDALスクリーニングは、活動が水質汚染その他の環境影響を引き起こす可能性があるかを判定することを目的とする
- ❑ 承認文書を議論するにあたり、準備すべき主要な文書は以下の3点である
 - 1.環境影響特定フォーム
 - 2.AMDAL（環境影響分析）
 - 3.RKL-UPL（環境管理および監視計画）
- ❑ AMDAL文書は、プロジェクトの開始から終了までの全工程を網羅する必要がある
- ❑ AMDAL文書にリスク評価を含める義務はない
- ❑ AMDALの準備は、常に環境省（KLH）と調整しなければならない
- ❑ AMDALは影響評価であり、プロジェクト承認文書ではない。そのため、空間計画上の違反がない限り、AMDALを拒否することはできない

出典：IDIエクスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- AMDALの作成および評価プロセスは基本的に各業種で共通しているが、産業ごとに固有の特性がある
- 各プロジェクトにおける特定の環境影響を明確にするためには、業種間の違いを理解することが重要である
- AMDALの作成プロセスでは、すべての関係者が関与しなければならない
 - 1.地域の管轄で事業を行う場合、関係機関（県・州レベル）が関与する
 - 2.エネルギー関連プロジェクト（発電所〈PLT〉等）については、規制機関としてエネルギー鉱物資源省（ESDM）が関与する
- すべてのペルテック文書が不要な場合、環境適合性証明書（SKKL）の発行には追加の調整が必要となる。その場合、一部のペルテック要件を免除する承認書が発行される場合がある
- AMDALのプロセスフローにおいて、外国投資（PMA）企業と国内投資（PMDN）企業の違いはない
- 一部の業種では、省レベルでのAMDAL評価が認められているが、現在この方式を適用できるのは2業種のみである
- PMA企業に対するAMDAL評価の多くは、OSS RBAを通じて中央レベルで実施される
- 経験上、AMDALプロセスは1年以内に完了することもあるが、場合によっては最大2年かかることがある
- AMDALプロセスの主な遅延要因は、プロジェクト記述の作成中の変更である
- AMDAL文書の作成には約6か月を要するが、KLHでの審査待機期間は含まれていない
- KLHでの審査待機時間は、AMDAL全体の完了期間に大きな影響を与える要因である

出典：IDIエクスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- 企業の計画が成熟しているほど、AMDAL文書の作成は早く完了する。
- 事業者が提供するデータの完全性と正確性は、評価の正確性と効率性を確保するうえで不可欠である。
- 企業側のデータが不十分な場合、必要な情報を評価チームが特定し、追加情報に関する提案を行うことができる。
- 州レベルでのAMDAL作成には通常約7か月を要するが、以下の理由によりさらに長引く可能性がある。
 1. 法的文書や規制の変更
 2. 敷地データの不備
 3. 事業計画の修正
- エネルギー分野においては、企業が電力供給事業許可（IUPTLU）を取得していない限り、AMDALの処理は開始できない。
- IUPTLUがなければ、AMDALプロセスを継続することはできない。
- 2021年の政府規則（PP）第22号は依然として主要な規制であり、それを置き換える更新は存在しない。
- モニタリングは、企業が自ら実施することが可能であり、認定コンサルタントの関与は必須ではない。
- AMDALの主たる作成者はATPA（AMDAL統制専門家）認証を有している必要があり、チームには最低1～2名のATPA保持者が含まなければならない。
- AMDALの作成者は、環境省（KLH）から認定を受けた法人、もしくは必要な認証を有する個人であることが求められる。
- AMDAL委員会は規定に基づいて設置されるが、構成員が2名のみの場合、評価が十分に行われたい可能性がある。
- AMDAL作成者の認証は、文書審査前に有効でなければならない。
- 評価前には、AMDAL LPJP認証に基づく作成者の信頼性確認など、事務的なチェックが行われる。

出典：IDIエキスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- 事業者の責任者（PIC）に関する具体的な要件はない。ただし、任命されたPICがAMDALプロセスを理解している場合、実施はより効率的になる。
- 事業者、行政機関、コンサルタントの間のコミュニケーションは円滑でなければならず、データ収集および提出時のミスを最小限に抑える必要がある。
- たとえコンサルタントを起用していても、事業者自身がAMDALプロセスに積極的に関与しなければならない。これは、適用される規制や手続を理解し、方針変更にも対応できるようにするためである。
- 効率的なコミュニケーション体制への投資は、AMDALプロセスの円滑化に大きく寄与する。
- 一部のコンサルタントはフィージビリティ・スタディ（FS）の作成支援も行っており、FSとAMDALを一体化したプロセスとして進めることが可能である。
- また、世界銀行基準に準拠した環境・社会影響評価（ESIA）サービスを提供するコンサルタントも存在する。
- AMDALコンサルタントは3年ごとに環境省（KLH）による評価を受けており、以下の項目が審査対象となる。
 - 1.プロジェクト実績と規制順守状況
 - 2.環境影響分析の一貫性
 - 3.AMDAL分析の深度
 - 4.AMDAL LPJPに登録された環境専門家の資格
- 事業者によるプロジェクト記述の変更に加え、KLHでのAMDAL文書評価の順番待ちがプロセスを長引かせる要因となっている。人的リソースの不足も評価の遅延に拍車をかけている。

出典：IDIエキスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- AMDAL文書の作成においては、試験機関でのラボ分析が必要となる。ただし、特定の時期にはラボの予約が混雑しており、プロセス全体に遅延をもたらす原因となっている。
- すべてのAMDAL文書はAmdal Netにアップロードして検証を受ける必要があるが、Amdal Netシステムでは障害が頻発しており、文書のアップロードや確認が遅延する原因となっている。
- オムニバス法（雇用創出法）の下では、外国投資（PMA）および高リスクプロジェクトに関するAMDAL手続きは、中央政府である環境省（KLH）が所管している。
- KLHでの待機案件数は一時2,400件に達し、KLHは省令（Permen KLH）を発出して評価権限を地方政府へ委任したが、地方政府はこの追加業務の対応に依然として苦慮している。
- UKL-UPLが必要なプロジェクトでは住民協議が不要であるため、AMDALよりも手続きが迅速である。
- 事業者は多くの場合、OSSや法人登記書類のみを保有し、技術チームを持っておらず、フィージビリティ・スタディ（FS）が未作成の状態である。
- コンサルタントは、ペルテック（技術承認）の作成を担当し、FSおよび詳細設計図（DED）の技術コンサルタントとの調整を行う責任を持つ。
- 評価段階は重要であり、事業者から提供されるデータが不完全な場合、深刻な遅延が発生する原因となる。
- 初期段階でのプロジェクト承認は極めて重要であり、とりわけ電力プロジェクトではIUPTL（電力供給事業許可）の取得が必要となる。
- プロジェクトの場所は空間計画規制に適合していなければならない。
- 適合していない場合、ATR/BPNの変更手続きには最大1.5年を要する可能性がある。
- 外国企業はインドネシア国内に現地法人を設立し、OSS、KBLI（業種分類）などの行政要件を取得しなければならない。
- FS（フィージビリティ・スタディ）およびDD（デューデリジェンス）は、業種に特化したコンサルタントを通じて実施することができる。
- AMDALに基づく遵守状況を確認するため、6か月ごとのモニタリングを実施する必要がある。

出典：IDIエキスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- 国際的な融資機関は、定期的な環境報告書の提出を求めることが多い。
- KLHおよびDLHは、影響を受けた地域住民やその他の関係者からの報告に基づき、違反があった場合に警告または行政制裁を発出することがある。
- UKL-UPLの審査会にかかる費用は3,000万～5,000万ルピア、AMDALの審査費用は約7,000万ルピア程度である。
- AMDAL文書の審査会において修正が必要と判断された場合は、2回目の審査会を開催しなければならず、追加の審査費用が発生する。
- 省庁の再編が行われた場合でも、AMDALの評価権限には影響がなく、手続きは従来通りであり、新たな規制も存在しない。
- 環境モニタリング報告書は、企業が6か月ごとに提出しなければならない。
- ただし、企業が自らモニタリングを実施する義務はなく、一部の企業では環境コンサルタントに報告書作成を委託している。
- サンプリングの頻度は、各業種ごとの個別規制に基づいて定められている。
- 報告の遅延は行政制裁の対象となり得るが、通常は警告などの軽微な措置にとどまる。
- 環境被害が発生した場合や地域住民からの苦情があった場合には、以下のような段階的な対応が取られる。
 1. 初期的な監査および現地調査
 2. 環境影響のレビューおよび評価
 3. 重大な違反が確認された場合は法的措置の適用

出典：IDIエキスパートコンサルティング



7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- 政府プロジェクトと民間プロジェクトにおけるAMDAL手続きの違いについて、技術的には両者の手続きは同一であるが、非技術的な側面において差異が見られる。
 1. 政府プロジェクトでは、関係機関間の責任分担に関する意見の相違が生じやすく、手続きが複雑化する傾向がある。
 2. 一方で、政府プロジェクトは政策的な支援が強く、許認可手続きが比較的円滑に進むことが多い。
- 2021年の政府規則（PP）第5号により、中～高リスクのプロジェクト、特に外国投資（PMA）に関しては、AMDALを環境省（KLH）で直接処理しなければならないと定められている。
- 特に日本からの外国企業においては、インドネシアの規制に準拠し、許認可取得を円滑に進めるために、KLHに登録された現地のAMDALコンサルタントを伴うべきである。
- 複数の機関との調整は、権限や手続きの所在を明確にする上で大きな課題であり、AMDAL審査は提出件数が多いため、待機時間が長期化する傾向がある。
- 村長や地域住民の関与は非常に重要であり、後の段階で住民からの異議があった場合、環境許可が取り消される可能性もある。
- また、企業は現地労働者の雇用を、関連法令に基づいて確保しなければならない。
- 保護林区域に位置するプロジェクトや、生態系・社会・行政の特定の境界に隣接するプロジェクトは、AMDAL文書の作成が必須である。
- 手続きの流れは、「空間計画 → フィージビリティ・スタディ → AMDAL」である。
- PP No. 5/2021およびKEMPLH 22/2024は、AMDALの権限委譲について規定しており、現在もその見直しが進められている。

出典：IDIエキスパートコンサルティング



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

7.5 専門家インタビューにより導かれた AMDAL プロセスのポイント

- AMDALの協議および評価には以下の関係機関が関与する。
 1. 環境省 (KLH)
 2. 公共事業省 (PU)
 3. 学識経験者および環境専門家
 4. 複数の機関および専門家で構成されるAMDAL審査委員会
- AMDALコンサルタントは、通常、承認後のモニタリング業務は行わない。モニタリングは企業が独自に実施し、システムを通じて報告する。
- 現在、AMDALの提出はAmdal Netを通じてオンラインで行われ、地図を含むプロジェクトデータをアップロードする必要がある。
- Amdal NetはOSS（オンライン一括申請）システムと統合されており、このOSSが文書評価の主要なポータルとして機能し、当該プロジェクトがAMDALまたはUKL-UPLの対象かどうかを判定する。
- AMDALの対象となるプロジェクトは、環境林業省規則（Permen KLH）第4号／2021年に記載されている。

出典：IDIエキスパートコンサルティング

7.6 AMDAL実施企業とのディスカッション要約

- ❑ Brantas Energiは再生可能エネルギー投資分野で事業を展開しており、Brantas Abiprayaの子会社である。
- ❑ プロジェクトには、PLTM（1～10MW）およびPLTA（10MW超）の建設が含まれる。
- ❑ UKL-UPLは、森林区域外での小規模プロジェクト（例：北トラジャのPLTM Maiting Hulu）に適用される。
- ❑ AMDALは、森林区域内でのプロジェクト（例：PLTM Sako）に必要である。
- ❑ 両許可は、環境許可を取得するためのCOD（商業運転開始日）の条件として必要であり、処理は地方自治体またはPLNからの推薦に基づいて、入札または直接任命により第三者コンサルタントを通じて行われる。
- ❑ 地域社会との調整は、建設の前後および期間中に、アンケートやプレゼンテーションを通じて実施される。
- ❑ 書類作成に関しては、地方自治体との調整も行われる。
- ❑ AMDAL文書には審査会（公聴会）が必要である一方、UKL-UPLにはそれが求められない。
- ❑ 書類の処理はOSS（オンライン単一申請システム）を通じて行われ、地域環境機関と連携している。
- ❑ 環境許可を取得した後は、半期ごとに進捗報告書を提出する必要がある。
- ❑ 報告書には、水質・大気・騒音の測定結果や、周辺地域への社会経済的影響の評価が含まれる。
- ❑ 建設完了後の監督は、環境機関またはモニタリングを担当する第三者ベンダーにより実施される。
- ❑ UKL-UPL許可の処理期間は、最短で約3か月である。
- ❑ AMDAL許可の処理期間は、プロジェクトの場所により異なるが、最低6か月以上を要する。
- ❑ 費用の見積もりは、契約条件および地域の状況に応じて調整される（詳細は後日提示予定）。

出典：IDIエキスパート実装会社



7.6 AMDAL実施企業とのディスカッション要約

- ❑ コンサルティング費用および許認可プロセスに関する契約は、通常「オールイン（定額一括）」方式で締結される。
- ❑ AMDALの手続きは完全にコンサルタントに委託されるわけではなく、企業も住民説明会や公聴会に参加する。
- ❑ 文書（製品およびAMDAL）は、まず地域の環境機関および関係ステークホルダーによって審査される。
- ❑ 処理のスピードは、森林区域外（例：PLTM Maiting）のプロジェクトの方が、森林区域内のものよりも早い傾向がある。
- ❑ 建設前・建設中・建設後の環境影響管理には、地域住民との関与、環境監督、廃棄物処理（指定された廃棄場所の使用や地域住民への提供など）が含まれる。
- ❑ 地域社会に近いプロジェクトでは、CSRプログラムを通じて道路損傷などの社会的影響に対応しなければならない。
- ❑ PLTMにおいては、斜面における地滑りのリスクがあり、その緩和策として土木補強工事と関係機関との連携による対応が実施される。
- ❑ AMDAL文書の修正手続き（例：河川から陸地への立地変更）は、本部との密な調整のもとで実施され、比較的迅速に処理される。
- ❑ 発電所の立地決定は、技術的仕様、経済的要因、地域の社会状況を考慮しつつ、Brantas Energiが行う。
- ❑ 環境機関は6か月ごとに、評価および報告に関するリマインダーを送付する。
- ❑ 地域の状況を理解した経験豊富な第三者ベンダーを選定することが重要である。
- ❑ 基本許可、立地許可、フィージビリティ・スタディが完了してから、次の文書処理に進むことが望ましい。
- ❑ 地域社会との関係性を強化することで、潜在的な環境紛争のリスクを軽減することができる。

出典：IDIエキスパート実装会社



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

7.6 AMDAL実施企業とのディスカッション要約

- ❑ 1～10MWの小水力発電（PLTM）の開発にはUKL-UPL許可が必要であり、出力50MWを超える発電所にはAMDALが必要である。
- ❑ PLTMでは、最小限の環境流量5%を確保し、水生生物の維持を図ることが重要である。
- ❑ PLTMに関する最初の許可は2012年に県／市の地方政府レベルで取得され、地域住民への説明活動が義務付けられていた。
- ❑ PP第22号／2021年に基づき、AMDALおよびUKL-UPLの処理期間は1年以上かかるようになった。従来は3か月ごとに報告書を提出し、地方政府が審査していたが、現在は中央レベルで処理されている。
- ❑ AMDALが適用されるのは出力50MWを超える発電所プロジェクトであり、森林区域外の小規模水力発電プロジェクトではUKL-UPLが適用される。
- ❑ PKKPR（空間計画）要件を満たす必要があり、通常2～3か月を要する。
- ❑ 建築面積が50平方メートルを超えるプロジェクトについては、BPN調査に基づきPBG（土地技術報告書）の添付が必要であり、50平方メートル未満の場合は書類が県／市政府に差し戻される。
- ❑ 排水や排出物に関する技術文書の作成は、AMDAL文書を作成する前に完了していなければならない。
- ❑ AMDAL対象事業の分類はKLH省令第4号、技術基準については省令第5号に準拠する（技術様式は整備済だが、技術調査様式はまだ整備されていない）。
- ❑ 申請はOSS（オンライン単一申請システム）を通じて行われ、OSS RBAと連携している。
- ❑ 選定されるコンサルタントは、強固な実績と豊富な経験を持っている必要があり、たとえば2005年からAMDALを取り扱っており、ボゴールを拠点とするコンサルタントなどが該当する。
- ❑ AMDAL文書を作成する前には、評価チームとの調整を行い、すべての要件が満たされていることを確認しなければならない。

出典：IDIエキスパート実装会社



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN

7.6 AMDAL実施企業とのディスカッション要約

- ❑ NIBやKBLIなどの書類は、明確かつ単一の事業活動に焦点を当てた内容でなければならない。
- ❑ この手続きには、環境機関およびAMDAL会議のもとで実施される、公聴会および住民協議（村、地区、地域住民を対象とする）が必要であり、これは最も重要で、通常は最も時間を要する段階である。
- ❑ UKL-UPLでは公聴会は不要であり、初期報告は3か月ごとに実施される（以前は地方政府が審査していたが、現在は中央政府が対応）。
- ❑ 環境評価報告書は3か月ごとに提出され、水質・大気・騒音の測定や、周辺地域における社会経済的影響の評価が含まれる。
- ❑ 以前は地方政府に提出していたが、現在は中央政府への提出となっている。
- ❑ 地方環境機関は、評価に関するリマインダーを6か月ごとに個別連絡で通知している。
- ❑ ダム上流の取水や水生生物への影響に関して、地域住民への説明活動を行うことの重要性が高い。
- ❑ 情報が的確に伝達されるよう、コンサルタントは住民説明活動に関与しなければならない。
- ❑ プロジェクトは、排水処理に関する認証を持つコンサルタントと連携する必要がある。
- ❑ 建設中の環境影響管理には、廃棄物処理、植栽の再配置、PLTM斜面における地滑りなどのリスク軽減が含まれる。
- ❑ CSR活動には、植樹や教育支援が含まれ、これらは年1回実施される。また、損傷した道路の修復は請負業者の責任で行われる。
- ❑ AMDAL文書の修正（例：河川から陸地への立地変更など）は、本部との緊密な調整のもとで行われ、比較的迅速に処理される。
- ❑ 環境許可の処理には、委任された権限に応じて、中央、州、および県／市政府との連携が求められる。

出典：IDIエキスパート実装会社



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE (IPRA)

7.6 AMDAL実施企業とのディスカッション要約

- ❑ 森林区域におけるプロジェクトでは、森林利用許可を林業省から取得しなければならない。
- ❑ 現在、エネルギー・鉱物資源省（ESDM）から環境許可に関する新たな規制は出されていない。
- ❑ 建築面積や活動の種類に関する制限が定められており、排水に関する技術報告書など、書類の種類も分離されている。
- ❑ 環境許可の処理費用は約2億5,000万ルピアと見積もられており、契約は通常「オールイン（包括契約）」方式で、コンサルティングおよび許認可取得を含む。
- ❑ UKL-UPLの処理期間は約3か月であるのに対し、AMDALは申請から許可取得まで最長2年を要する場合があります、そのうち最も時間がかかるのは公聴会フェーズである。
- ❑ 経験が豊富で実績があり、かつ地域の状況に精通したコンサルタントを選定することが望ましい。
- ❑ 申請前に、PKKPR、フィージビリティ・スタディ、技術文書などの準備書類をすべて整備しておく必要がある。
- ❑ 環境機関および関係官庁と集中的に調整を行い、許可取得プロセスの効率化を図ることが重要である。
- ❑ 潜在的な紛争を回避し、地域住民の支持を得るために、丁寧な住民説明および広報活動を実施する必要がある。

出典：IDIエキスパート実装会社



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN



THANK YOU

ありがとうございます



Japan Office

Jingugaien Building, 10th Floor
4-27-1 Sendagaya, Shibuya-Ku
Tokyo, Japan 151-0051

www.indonesiasoken.com

Indonesia Office

Wisma Keiai 9th Floor
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 3 Karet Tengsin
Jakarta Pusat 10220, Indonesia

www.iri-jakarta.com



インドネシア総合研究所
Indonesia Research Institute



Jakarta Office
Indonesia Soken
インドネシア総合研究所
PT. INDONESIA RESEARCH INSTITUTE JAPAN